

**東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の  
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する  
再意見提出者の一覧**

－次世代ネットワークにおける網終端装置の増設メニューの追加－

(受付順、敬称略)

意見提出者(計25件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成30年2月6日	個人	—	—
2	平成30年2月13日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
3	平成30年2月13日	株式会社新潟通信サービス※1※2	代表取締役	本間 誠治
4	平成30年2月13日	株式会社アットアイ※1※2	代表取締役	横田 洋人
5	平成30年2月13日	アルテリア・ネットワークス 株式会社	代表取締役 社長 CEO	川上 潤
6	平成30年2月13日	ソフトバンク株式会社	代表取締役社長 兼CEO	宮内 謙
7	平成30年2月13日	個人	—	—
8	平成30年2月13日	フリー・ビット株式会社	代表取締役社長	田中 伸明
9	平成30年2月13日	EditNet株式会社	代表取締役	野口 尚志
10	平成30年2月13日	株式会社朝日ネット	代表取締役社長	土方 次郎
11	平成30年2月13日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
12	平成30年2月13日	一般社団法人日本インターネット プロバイダー協会 地域ISP部会	部会長	晋山 孝善
13	平成30年2月13日	アイコムティ株式会社※1	代表取締役	水居 徹
14	平成30年2月13日	株式会社インターネットリンク※1	代表取締役	横山 正
15	平成30年2月13日	株式会社エヌディエス※1	代表取締役	佐野 浩一
16	平成30年2月13日	オーシャンブロードバンド 株式会社※1	代表取締役	尾崎 英哉
17	平成30年2月13日	株式会社クロノス※1	代表取締役	今野 仁史
18	平成30年2月13日	株式会社 サンライズシステムズ※1	代表取締役	新堀 龍明
19	平成30年2月13日	株式会社シナプラス※1	代表取締役	竹内 勝幸
20	平成30年2月13日	ジェットインターネット株式会社※1	代表取締役	晋山 孝善
21	平成30年2月13日	ディーシーエヌ株式会社※1	代表取締役	鎌倉 忍
22	平成30年2月13日	有限会社ナインレイヤーズ※1	取締役	菊池 豊
23	平成30年2月13日	有限会社マンダラネット※1	代表取締役	立石 聰明
24	平成30年2月13日	特定非営利活動法人 地域間高速ネットワーク機構	代表理事	立石 聰明
25	平成30年2月13日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之

※1 13者連名の再意見提出があつた。

※2 13者連名の再意見提出(※1参照)に加え、個別の再意見提出があつた。

## 再 意 見 書

平成 30 年 2 月 6 日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 あて

郵便番号  
(ふりがな)  
住所  
(ふりがな)  
氏名  
電話番号  
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 29 年 12 月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所	御意見
	<p>一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会及び事業者側の意見は増設に対する意見の多くは費用負担を拒否する姿勢ばかりが目立つ。</p> <p>これでは増設はするがコスト負担を他社に求めてるだけで通信の輻輳の解決にはならない。</p> <p>事業者全般にも通信量を抑制する策をプロバイダ側が自主的に行う必要があると思われます。</p> <p>我が国のインターネットにおけるトラヒックの集計結果（2017年5月分）の4. 時間帯別トラヒックの変化（協力ISP）においてもピークの時間帯は21時から23時にあり逆に4時～7時において通信量は4割以下となる傾向がある。</p> <p>出典：我が国のインターネットにおけるトラヒックの集計結果（2017年5月分）2017年8月15日 総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課  <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000502437.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000502437.pdf</a></p> <p>コストをかけず通信輻輳を抑制する方法の1つとしてピーク時のトラフィックを閑散期にシフトさせ負荷分散により最大値を抑える方法があります。      概念としては東京メトロにおける時差通勤（通勤時間帯をずらすことで満員電車の混雑緩和）、各電力会社におけるピークシフト（深夜電力利用による日中消費電力の抑制）を通信分野で行うべきであると思われます。      閑散時間帯へのユーザー誘導（割引等）、OSのアップデートや自動プログラムによる通信を閑散期に行う等が具体的に実行できる策であると思います。</p> <p>また、特定一部のユーザーおよび事業者がトラフィックを占拠している場合は直接契約しているISP側の問題であり、特定事業者が通信容量の大半を占拠するような影響が大きい利用形態を調整するのはISP側の責務だと思われます。</p>

## 再意見書

平成 30 年 2 月 13 日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003  
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号  
氏 名 K D D I 株式会社  
代表取締役社長 田中 孝司

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成29年12月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

【別紙】

該当箇所	弊社意見
(1) ユーザ料金とコスト負担について	
(NTE は NTT 東西持ちの設備)  相互接続モデルでのサービス提供は、責任分界点が明確である必要があります。  NGN の ISP 接続の費用負担は、網終端装置（以下、「NTE」といいます）のインターフェース部分だけを網改造料で ISP 事業者が負担し、NTE の本体（インターフェースを除く部分）は一般収容局接続ルーティング伝送機能（省令改正後は「閑門系ルータ交換機能」）に位置付けられ、それを利用して NGN サービスを提供する NTT 東西の利用部門が負担することが、当初からのルールとして定められています。  NTT 東西（利用部門）、ISP 事業者のいずれも、このルールを前提としてそれぞれの利用者料金を決めており、結果、ISP 事業者はこの項目を前提にして低廉な利用者料金を設定しています。  つまり、現在の NTE 輻輳問題に対して、NTT 東西は自ら、利用者から料金を受け取っている区間についての責任として、本来の NTE(インターフェース部分を ISP 事業者が負担する NTE)を増設する必要があります。	左記各社の意見の通り、インターネット接続にかかるユーザ料金は、ISP 事業者が設定する ISP 料金と NTT 東・西が設定するフレッツ光料金で、ぶつ切りで料金設定されており、提供役務およびコストは POI 部分を境に ISP 事業者と NTT 東・西それぞれが負担することになっています。網終端装置本体は NTT 東・西の役務提供区間であり、コストはフレッツ光料金に含まれています。  仮に、今回申請された網終端装置のメニューを網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としてしまうと、本来、NTT 東・西がフレッツ光の基本的なサービス品質（※）を維持するために、フレッツ光料金を原資として負担すべき網終端装置のコストについて、今後は全て ISP 事業者がそのコストを負担することになるため、ユーザ料金の設定範囲とコスト負担の関係に歪みが生じることとなります。  網終端装置のコストがフレッツ光料金に含まれていることを踏まえれば、網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としては、今後も、NTT 東・西のフレッツ光料金を原資とした対応が必要であり、引き続き、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラヒックの増加）に見合った提供メニューや増設基準を検討することが必要です。
【EditNet 株式会社】  2-1 NTE は NTT 東西殿資産の設備  今回 NTT 東西殿から発表された D 型 NTE について、NTT 東西殿の資産である設備等の費用を全額 ISP 負担している点については非常に大きな問題です。NTE は NGN 内部に設置され、NTT 東西殿によって管理・運用されているものです。NTE の輻輳問題は本質的に NTT 東西殿の NGN・フレッツ役務区間の問題であることから、NTT 東西殿自身によって問題を解決すべきものです。	(※) フレッツ光におけるインターネット接続サービスのために、NTT 東・西が NGN 網内で担保するフレッツ光のサービス品質（市場環境にあわせた網終端装置の仕様等）。
【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域 ISP 部会】	

<p>今回 NTT 東西殿から発表された D 型網終端装置について、その設備等を全額 ISP 負担としている点について大きな問題があります。二者の事業者網を接続する際には、接続を円滑にするために、これまでネットワークは NNI (POI) を分界点としてネットワークの責任の所在（コストの負担範囲）を明確にしてきました。具体的には、POI を中心に両者が技術的・保守的・ビジネス的観点で責任範囲を明確にし、分担することにより、エンドエンドで一体となる通信が安定的に提供できるようにしたものです。しかしながら、本申請で設定されることとなる D 型網終端装置や既存の IPoE 接続方式のゲートウェイルータはともに、POI より NTT 側、すなわち NGN 内部に設置されており、NTT 東西殿のユーザ約款上でもサービス範囲に定義されています。すなわち、この設備は NTT 東西殿が利用者から徴収するネットワーク利用料で管理・運用され、サービスが提供されるべきのものです。</p> <p>【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ／両毛インターネット、有限会社マンダラネット】</p>	
<p>(2) 網終端装置における網使用料の妥当性について</p>	
<p>(すでに ISP への負担付け回しが横行) (略)</p> <p>NTT 東西は「増設基準を緩和」と強調されますが、その際、ISP 事業者に大きな追加負担を求めるメニューであることを明確に説明されていないようです。</p> <p>このタイプは C-20 型と呼ばれ、同じ資料で「中型 NTE」と示される C 型（増設基準セッション数が「8000」とされるタイプ）と同じ機器であり、相互にメニュー変更が何度も可能です（形式名その他については、2018 年 1 月 23 日接続料算定研究会(第 11 回)におけるプロバイダー協会発表資料および説明による）。</p> <p>違いは C 型の増設基準セッション数が 8000 で網改造料が月額約 [ ] 円であることに対して、C-20 型は増設基準が 2000 セッションに緩和される一方、網改造料が約 [ ] 円に上がります。</p> <p>同じ機器であることから網改造料の算定根拠である機</p>	<p>上述の（1）ユーザ料金とコスト負担についてでも述べた通り、網終端装置本体は NTT 東・西の役務提供区間であり、コストはフレッツ光料金に含まれています。ISP 事業者は、網終端装置のインターフェース部分のみを網改造料でコスト負担することになっています。</p> <p>左記 EdiNet、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域 ISP 部会の意見にある通り、増設基準セッション数が 8000 の「C 型」と増設基準セッション数 2000 の「C-20 型」について、仮に同じインターフェース価格であるにも関わらず、異なる網改造料が適用されていたのだとすれば、接続約款の規定と異なることとなるため、総務省におかれましては、既存の網終端装置のインターフェース部分の料金について、接続約款の規定に照らして適切なものであるのかどうか、検証いただくことを要望致します。</p>

器の価格も同じですので、この機器の本来のインターフェース価格（接続約款に基づき計算される網改造料）は■円のはずですが、約■倍を ISP 事業者に負担させています。この差額は、本来 NGN 網内の設備で一般収容局接続ルーティング伝送機能に計上される（NGN の利用者料金の中から負担される）ところを、ISP 事業者が網改造料で肩代わりしています。

つまり、本来の負担区分の NTE ではすでに ISP のサービスが立ち行かなくなり、NTT 東西は本来の接続約款の規定（本来の接続料）を超える ISP 事業者に NGN 網内の設備状況費用を肩代わりさせているのが現状なのです。これは認可約款に基づき「機能」の範囲を画定し、原価に従った接続料を設定する接続料制度（事業法 33 条 4 項 2 号ほか）の形骸化に他なりません。

「増設基準を緩和したメニュー」は、本来の NTE と D 型 NTE の中間に位置するサービスですから、本件変更案の附則 2 項において「当社が別に定めるもの」の 1 つとして想定されている可能性があります。

このまま本件約款変更が認可されれば、なし崩し的に費用負担の付け回しが行われた問題を追認することになります。料金収入と費用負担の区間が異なる問題が恒久化してしまい、NGN の相互接続における責任分担（費用負担）の範囲をもう一度きちんと整理する機会を逸することになります。

本件変更認可申請を機に、総務省にはこの点に問題がなかったか、NTT 東西からも聞き取りを行い、よく検証されることを要望します。

#### 【EditNet 株式会社】

##### 2-2 既に「ISP の要望」と称した費用転嫁

NTT 東日本殿ではすでに「増設基準緩和メニュー」として、従来型 NTE の増設基準を緩和するとともに網接続料を上乗せしたメニューを提供しています。NTT 東西殿はまるで自社の企業努力のように「増設基準を緩和」と表現していますが、これは NTT 東西殿の負担を一部

<p>ISP の網改造料に転嫁したものです。</p> <p>従来型 NTE (C 型) は増設基準が 8000 セッションで網改造料は月額 [ ] 円ですが、2000 セッションに緩和したメニューは月額約 [ ] 円です。これらは同じ仕様の NTE であり、設置後に相互にメニュー変更が可能です。よって、インターフェース部分の原価は最高でも [ ] 円であるにもかかわらず、網改造料として [ ] 倍の金額を ISP に負担させていると考えられます。つまり、NTT 東西殿は本来の約款の規定を超えて、NGN 網内の設備増強の費用を ISP に請求していると考えられます。</p> <p>「増設基準緩和メニュー」「自由に増設できるメニュー」はいずれも、NTT 東西殿の企業努力ではなく、負担を ISP に転嫁することで実現しているメニューと考えられます。多くの ISP が NTE の輻輳に困る状況で、早急に利用者環境を改善するために本来の費用負担区分を超え、NGN 網内の設備増強費用を負担しているのが現状ですからこれら既存の NTE に関する費用負担が正しく行われているのか、確認が必要であると考えます。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域 ISP 部会】</p>	
(3) 網終端装置の増設基準の見直しについて	
<p>3-1 D 型 NTE は NTE の輻輳対策とはなり得ない（問題になっているのは従来型 NTE）</p> <p>この問題については、電気通信事業法施行規則の改正案について情報通信行政・郵政行政審議会が諮詢を受け、2017 年 12 月 22 日付けで行った答申（以下、2017 年 12 月答申といいます。）においても、この共通認識を前提に、「現在 NTT 東日本・西日本の負担で行われている（NTE の）増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるよう行われる必要がある」とされており、その基準についても「トラヒック実態等に合わせて継続的に見直されることが適当であり、NTT 東日本・西日本においては、基準の緩和に向けて、他事業者・団体からの寄せられる意見・要望を十分参考にしながら取組を進めることが適当」とされたところです。昨今のト</p>	<p>一契約当たりのインターネットトラヒックが年間 1.4 から 1.5 倍の速度で増加しており、NTT 東・西が設定している増設基準では網終端装置に輻輳が生じている問題に対しては、トラヒックの実態に即した増設基準の見直しを行う必要があります。</p> <p>検討にあたっては、左記の各社の意見や、第一次報告書の主な意見にある通り、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増設基準をセッション数からトラヒックベースに見直す要望</li> <li>・増設基準（セッション数）の上限値が更に小さい網終端装置の要望</li> <li>・1Gbps 以上の網終端装置の新設の要望</li> </ul> <p>といった ISP 事業者からの要望を考慮し検討する必要があると考えます。加えて、左記ソフトバンクの意見にも</p>

<p>ラフィック輻輳問題の根本的原因は既存の NTE であるため、これら既存の NTE に対する改善を行わない限り問題の解決には至りません。既存の設備に対する増設基準の見直しが必要です。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域 ISP 部会】</p>	<p>ある通り、網終端装置の輻輳対策としては、様々な施策が考えられることから、今後新たなメニューが導入された際に新たなメニューにスムーズに移行できるようにすべきと考えます。</p>
<p>(輻輳問題の解決)</p> <p>輻輳問題に関しては、社会問題といえる現状を踏まえて、情報通信行政・郵政行政審議会が平成 29 年 12 月 22 日に答申（以下、答申とします）が出されています。答申には「NGN は利用者が ISP 事業者を介してインターネット等を利用するため用いられるネットワークであることを踏まえると、現在 NTT 東日本・西日本の負担で行われている増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるように行われる必要があります、そのための増設の基準を NTT 東日本・西日本において設定するとともに、現在も情報開示の取組が行われているところであるが、これを明示すべきである。」とあり、その増設についても「また、増設基準はトラヒック実態等に合わせて継続的に見直されることが適当であり、NTT 東日本・西日本においては、基準の緩和に向けて、他事業者・団体からの寄せられる意見・要望を十分参考にしながら取組を進めることが適当である。」とトラヒックを増設基準とすることが適当との考え方が示されています。すなわち、輻輳問題の解決には従来から存在する網終端装置（以下、従来型 NTE とする）の増設基準をトラヒック基準で見直り、新型 NTE の提供は解決手段ではありません。速やかに従来型 NTE のトラヒック基準での見直しを求めるものです。</p> <p>【株式会社クロノス】</p>	

<p>当社をはじめ多くの ISP は既存の網終端装置の増設基準を、輻輳問題の根本的原因であるセッションベースの基準からトラフィックベースの基準に変更べきであると度々強く要請しているものの、いまだに NTT 東西殿は変更していません。実際に、総務省「接続料の算定に関する研究会（第 11 回）」の資料では、約 9 割の ISP が「網終端装置を起因とする輻輳問題で顧客からクレームやコメントを受けている」と答え、9 割以上の ISP が既存網終端装置の増設基準をトラフィックベースへ変更する必要がある」と考えていることが明らかになっており、消費者の利益を考えれば増設基準の早急な変更が必須であることは明らかです。</p> <p>【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ／両毛インターネット、有限会社マンダラネット】</p>	
<p>(略)</p> <p>網終端装置の輻輳対策として本増設メニュー以外にも様々な施策がとり得ると考えられることから、本増設メニューを利用する事業者が、今後新たなメニューが導入された際に新たなメニューにスムーズに移行できるようにすべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	
	以上

## 再意見書

平成 30 年 2 月 13 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

950-0061

にいがたけん し ば た し すみよしちょう5 ちょうめ 12 ばんち 22 ごう  
新潟県新発田市住吉町5丁目12番地22号

かぶしきかいしゃにいがたつうしん き 一 び、す  
株式会社新潟通信サービス

代表取締役 本間 誠治

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、  
平成 29 年 12 月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所	再意見
<p><b>【個人】</b></p> <p>フレッツ光隼の 1G 回線に乗り換えて、どれだけ速くなるかと思ったら、夜、どんどん遅くなり、300kbps くらいしか出なくなった。ADSL より遅く、ISDN やアナログモデムに近づく速度になった。</p> <p>自分ひとりでなく、ネットを調べると、このような速度低下は、他にも見られるものだった。ここまで異常な速度低下を放置している行政にも大きな責任や原因があると思う。ただちにユーザーに立場に立った対応をすべき。</p> <p>ベストエフォートは、もともと最大限の努力をすると言う意味だと思うが、いつから努力しない言い訳の言葉になったのか</p>	<p>弊社は NGN と接続し、インターネット接続サービス(フレッツサービス)を提供していますが、個人の意見と同様に、日々通信速度に関して苦情を受けています。その中には、「他の ISP に乗り換える」として解約される顧客も少なくありません。</p> <p>NTT 東西殿は総務省「接続料に関する研究会」にて、これら一連の問題をインターネットのトラフィック増加によるものと述べています。しかしインターネットのトラフィック増加は今日、突然発生したものではなく、過去から連続的に発生していたものです。また、そのトラフィックの増加は過去より研究機関やシンクタンクなど様々なレポート等で予測されていたため、今日のトラフィック増加は十分に予見可能でした。したがって、NTT 東西殿が「トラフィックの増加」を理由とするのは、本質的にトラフィック増加が原因ではなく、トラフィック増加が予測されたにもかかわらず、NTT 東西殿がサービス品質を適切に維持するための設備投資を怠っただけに過ぎません。</p> <p>弊社では、これらの予測や利用者のトラフィック増加に合わせ、弊社ネットワークの増強を行っていることから、弊社ネットワーク内において輻輳はありません。弊社の調査や NTT 東日本殿との協議等から、NGN の輻輳の原因が網終端装置(NTE)であることは明らかです。しかし NGN では NTT 東西殿がネットワークの管理を行っているため弊社では対応することができません。弊社では従前より、トラフィックの輻輳を予測・危惧し、NTT 東日本殿に対して、インターフェースの広域化や IPoE における単県 POI の設置など様々な提案・要望をしてきましたが、NTT 東殿は「諸条件は約款に規定されている」として進展することはありませんでした。</p> <p>NTE は NTT 東西殿のネットワーク内部に設置されるものです。NTT 殿が協議で「規定されている」と述べる通り、NTE は NTT NGN と ISP 網間に規定される POI</p>

	<p>より NTT NGN 側に設置されており、NTT 殿によって主体的に設計・設置・運用・保守されるものです。この装置は当然 NTT 東西殿のユーザ約款にて規定された役務区間となっており、接続事業者である ISP がそれらの装置の設計や仕様に関与することは一切できません。</p> <p>NTE は NTT 東西殿の役務区間であるにも関わらず、今回のメニューは ISP に対してその装置の負担を強いるものであることから、このメニューについては反対します。このまま本 NTE のメニューが認められれば、輻輳問題を主体的に解決しなければならない NTT 東西殿が、そのコストのみを ISP に負担させることになり、事業主体である自らが輻輳問題を解決しないことが十分に懸念されます。</p> <p>NTT 東西は「速さ」を宣伝して、フレッツ光への加入を促進してきました。ベストエフォート回線とはいえ、1Gbps の回線速度に対して、数百 kbps などという速度の実行速度を提供することは、明らかに消費者の常識を超えた低いサービスレベルであり、この状況が消費者問題となる優良誤認表示と指摘されうる状況であると考えます。</p> <p>左記個人の指摘のとおり、サービスの品質低下によって多くの消费者的信頼を失っていることは明らかです。本問題は国の礎として重要な ICT インフラに関する重大な社会問題であると言えます。NTT 東西殿は、すべての利用者のために、これらの輻輳問題等を早期に解決するべきであると考えます。</p>
<p>インターネットプロバイダー協会殿 (現状のコスト負担構造の変更) (ISP のみの負担による解決は問題) (NTT 東西と ISP の協力による問題解決を)</p>	<p>インターネットプロバイダー協会の意見書では設備負担を網改造料として認めているかのような印象を与えます。上記で述べた通り、NTE は本来 NTT 東西からユーザ約款に依って役務提供されるものですから、NTT 東西が自らの原資で対応すべきものであり、ISP の負担とすることは容認できません。</p> <p>もし仮に、NTE の費用負担を ISP に求めるのであれば、先般の「次世代ネットワークに係る接続ルールの</p>

	<p>在り方について答申(情報通信審議会・平成20年3月27日)」までの議論の場において、日本インターネットプロバイダー協会他接続事業者各社が求めていた、インターネット接続サービスのアンバンドルを速やかに実現していただき、コストを透明化し、インターネット接続サービスでの卸サービス偏重の状況改善やサービス競争の促進を図るべきです。</p>
アルテリア・ネットワークス株式会社殿 1-1 網改造料の対象となる機能 •既存設備について、トライックベースへの見直し検討に時間を要するのであれば先行してセッションベースでの増設基準の引き下げ等についても検討すべきである	<p>アルテリア・ネットワークス株式会社意見に反対します。</p> <p>NTT 東西殿が NTE に設定している増設基準は現在セッションベースとなっています。セッションベースではセッション数が基準を満たした場合でも、トライックの輻輳が発生して先に述べた通り消費者問題が発生しています。</p> <p>トライックベースでの増設基準の検討とセッションベースでのその検討は、どちらもあらたに検討する時間必要があることから、既存の NTE に対して、早急にトライックベースでの増設基準の設定を進めるべきであると考えます。</p>
ソフトバンク株式会社殿 KDDI 株式会社殿	<p>ソフトバンク株式会社殿、KDDI 株式会社殿の意見に賛成します。</p> <p>既存の NTE に対して、早急にトライックベースでの増設基準が設定されるべきであると考えます。</p> <p>もし仮に、NTE の費用負担を ISP に求めるのであれば、インターネット接続サービスのアンバンドルを速やかに実現していただき、NTE を含む NGN のコストを透明化し、インターネット接続サービスでの公正競争の促進を図るべきです。</p>
株式会社クロノス殿 EditNet 株式会社殿 株式会社エヌディエス殿 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域 ISP 部会 殿	各社意見に全面的に賛同いたします。

株式会社シナプス殿 株式会社クロノス殿 株式会社サンライズシステムズ／両毛インターネット殿 有限会社マンダラネット殿	各社意見に全面的に賛同いたします。
株式会社朝日ネット殿  今回、ウ欄対象となる IP 通信網終端装置が ISP 事業者の判断で増設できるようになることは、トラヒック増加に起因する輻輳問題を解決する選択肢の一つとして有効だと考えます。複数の ISP 事業者がウ欄対象となる IP 通信網終端装置の早期提供を希望するものと考えます。	<p>朝日ネット殿意見に反対いたします。</p> <p>NTT 東西殿が NTE に設定している増設基準は現在セッションベースとなっています。セッションベースではセッション数が基準を満たした場合でも、トラフィックの輻輳が発生して先に述べた通り消費者問題が発生しています。</p> <p>また、今回のように全額負担型 NTE が導入された場合、NTT 東西殿の輻輳問題の根本的解決へのインセンティブがなくなり、問題の解決が先送りされる、もしくは解決されない懸念があります。NTT 東西殿は、まずは多くの ISP が求めているとおり、既存の NTE の増設基準を、トラフィックベースへ変更するよう見直しを行るべきです。</p> <p>なお、NTT 東西殿による本メニューは 朝日ネット殿をはじめとする数社のみを対象にして認可を求めたものと考えられます。弊社には本日時点まで NTT 東西殿より全く打診がありませんでした。この対応は、公平性を求められている NTT 東西殿が、これら公平性を遵守していないことの証左となるものです。総務省におかれでは、NTT 東西殿から全接続事業者に対して同時に、同じ情報、同じ条件が提供されるよう、説明会を実施することを義務付ける等の担保について検討いただきたいと考えます。</p>

## 再 意 見 書

平成 30 年 2 月 13 日

総務省総合通信基盤局

料金サービス課 御中

郵便番号 698-0024

シマネケンマスダシエキマエチョウ

住所 島根県益田市駅前町 17-1 EAGA A201

氏名 株式会社アットアイ 代表取締役 横田洋人

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 29 年 12 月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

各者の意見	当社の意見
<p><b>【個人】</b></p> <p>フレッツ光隼の 1G 回線に乗り換えて、どれだけ速くなるかと思ったら、夜、どんどん遅くなり、300kbps くらいしか出なくなつた。ADSL より遅く、ISDN やアナログモデムに近づく速度になった。自分ひとりでなく、ネットを調べると、このような速度低下は、他にも見られるものだった。ここまで異常な速度低下を放置している行政にも大きな責任や原因があると思う。ただちにユーザーに立場に立った対応をすべき。</p> <p>ベストエフォートは、もともと最大限の努力をすると言う意味だと思うが、いつから努力しない言い訳の言葉になったのか</p>	<p>個人の方からの意見のとおり、時折発生しているフレッツ光隼の通信品質の低下については、光回線が整備されているにも関わらず多くの利用者が困っている現状を残念に思います。</p> <p>この通信品質の低下の問題は、年々の通信データ量の増加を容易に想像できるにも関わらず、実状にあわせた設備の適切な見直しが行われて来なかつたことによる、NTT 東西殿の設備設計及び運用の人的ミス（事故）であり、その影響の範囲は、電気通信事故の報告で定められた「2 時間 3 万人」にとどまらず、極めて大きいと思われるため、まずは本件を「重大事故」として取り扱うことが適切であると考えます。</p> <p>また、本件は、NTT 東西殿の設計・運用・設備に起因する問題であることから、通信品質低下対策としての D 型（NTT 東西殿が本来支払うべき費用を他事業者に肩代わりさせる形）は認めるべきではありません。</p> <p>多くの利用者が困っている状況からも、総務省殿のご指導のもと、本件が速やかに解決することを強く望みます。</p>

## 意見書

平成30年2月13日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 殿

郵便番号 105-0004  
住所 東京都港区新橋六丁目9番8号  
住友不動産新橋ビル  
氏名 アルテリア・ネットワークス株式会社  
代表取締役 社長 CEO 川上 潤

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集の結果及び再意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙様式

下記のとおり弊社意見を述べさせていただきますので、お取り計らいの程、何卒宜しくお願ひ申し上げます。

該当箇所	意見
(ソフトバンク株式会社殿意見)  接続事業者の要望により網終端装置を増設するメニュー(以下、「本増設メニュー」といいます。)の新設は、問題への対応策の一つとして一定の評価はできるものと考えられるため、改正案に賛同します。	ソフトバンク殿、KDDI 殿、朝日ネット殿の意見に賛同します。  輻輳問題への対応は一刻の猶予も許されない状況にある為、新型網終端装置の提供が早期に行えるよう約款の変更案に賛同します。
(KDDI 株式会社殿意見)  今回申請された網終端装置のメニューでは、ISP事業者の判断において自由に網終端装置を増設できるようになり、(中略)また、ISP 事業者のサービス多様性向上や付加価値創造に寄与するものであると考えられることから、本変更に賛同いたします。	
(株式会社朝日ネット殿意見)  今回、ウ欄対象となる IP 通信網終端装置が ISP 事業者の判断で増設できるようになることは、トラヒック增加に起因する輻輳問題を解決する選択肢の一つとして有効だと考えます。	

## 再意見書

平成 30 年 2 月 13 日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンク株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー みやうち けん  
代表取締役社長兼CEO 宮内 謙

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、  
平成 29 年 12 月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「次世代ネットワークにおける網終端装置の増設メニューの追加」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

意見提出者	意見内容	再意見
個人	<p>下記の事項について、NTT 側の料金が妥当か及び工事申請から実際の工事迄が長すぎではないかのチェックが必要であると考えます。</p> <p>1.NTT 有利の価格設定は光回線の独占に拍車をかける可能性がある。</p> <p>2.一方工事申請が行われたにも関わらず長期間工事が行なわれ無い行為はかつて ADSL 設備スペースを長期間仮押さえし後発のイー・アクセスとアッカネットワークス社の参入妨害と同様の問題が発生する為、工事申請後速やかな代金納付と申請事業者による必要設備の納入がなければ次点申請事業者に自動的に順番が移る等の条項が必要だと思われます。</p>	東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)による網終端装置の設置に関し、事業者の要望から実際に利用開始できるまでの時間が長期化するケースがあることも輻輳問題の 1 つの要因と考えられるため、納期短縮についての検討も必要と考えます。
KDDI 株式会社	<p>しかしながら、インターネット接続にかかるユーザ料金は、ISP 事業者が設定する ISP 料金と NTT 東・西が設定するフレッツ光料金で、ぶつ切りで料金設定されており、網終端装置のコストはフレッツ光料金に含まれています。仮に、今回申請された網終端装置のメニューを網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としますと、本来、NTT 東・西がフレッツ光の基本的なサービス品質（※）を維持するために、フレッツ光料金を原資として負担すべき網終端装置のコストについて、今後は全て ISP 事業者がそのコストを負担することになるため、ユーザ料金の設定範囲とコスト負担の関係に歪みが生じることとなります。</p> <p>（※）フレッツ光におけるインターネット接続サービスのために、NTT 東・西が NGN 網内で担保するフレッツ光のサービス品質（市場環境にあわせた網終端装置の仕様等）。</p>	今回申請された網終端装置のメニューにより、フレッツユーザ料金の設定範囲とコスト負担に歪みが生じることについては、合理的な整理が必要と考えます。
株式会社クロノス	<p>(新型 NTE の費用負担)</p> <p>本約款認可申請によると、新型 NTE は ISP 事業者が装置の全額を網改造料として負担、従来型 NTE は装置のインターフェース費用を ISP 事業者が</p>	

	<p>網改造料として負担するとあります。現状ではフレッツ利用料金で太宗を賄っている従来型 NTE と ISP が全額負担する新型 NTE は、フレッツ利用者が 負担する費用負担区間が異なり新型 NTE についてはフレッツユーザーと ISP 事業者の両方から新型 NTE の費用を徴収していることになります。</p>	
KDDI 株式会社	<p>網終端装置のコストがフレッツ光料金に含まれていることを踏まえれば、網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としては、今後も、NTT 東・西のフレッツ光料金を原資とした対応が必要であり、引き続き、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラヒックの増加）に見合った提供メニューや増設基準を検討することが必要です。また、検討にあたっては、第一次報告書の主な意見にある通り、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増設基準をセッション数からトラヒックベースに見直す要望</li> <li>・増設基準（セッション数）の上限値が更に小さい網終端装置の要望</li> <li>・1Gbps 以上の網終端装置の新設の要望</li> </ul> <p>といった ISP 事業者からの要望を考慮して検討する必要があると考えます。</p>	<p>賛同します。接続事業者が網終端装置の費用を負担し自由に増設することでトラヒックの急増への対策とする今回申請された網終端装置のメニュー以外にも、網終端装置の輻輳への対策はとり得ると考えられます。</p> <p>例えば、リンクアグリゲーションの技術を用いて複数のインターフェースを一つのインターフェースとして扱う又はより広帯域のインターフェースを採用することにより、インターフェース部分での輻輳を回避する案は、網終端装置自体の増設を行うことなしにトラヒックの急増に対応できる案と考えられるため、NTT 東西殿においては、あらゆる対応案の可能性を排除せず、他の接続事業者からの要望を考慮して検討する必要があると考えます。</p>
EditNet 株式会社	<p>(既存 NTE の改善が必要)</p> <p>PPPoE 方式の NTE は、特殊な例を除いてインターフェースが最大 1Gbps であり、この仕様は 5 年以上変わっていません。ルータやスイッチは年を追うごとに価格が下がるか、同じ価格で高性能なものが登場しますので、ポート容量あたり提供原価は下がっていくはずです。</p> <p>フレッツ・ISDN の時代から NGN に進むにつれて、NTE の容量も 1.5Mbps, 100Mbps, 1Gbps と拡大してきました。NTE の輻輳問題は本来、この延長で解決できるはずです。</p> <p>既に他の接続事業者も要望されている通り、時代に合わせて 10Gbps などの NTE も選択肢に加えていただくことを要望します。</p>	
株式会社クロノス	(新型 NTE の位置づけ)	賛同します。NTT 東西殿が設定している増設基準ではトラヒックの急増に

	<p>新型 NTE は ISP 事業者が標準のフレッツサービスとは異なる品質のサービスを提供するためのものであります。仮に輻輳対策として緊急避難的利用した場合も、NTE の最低利用期間が 9 年であることから従来型 NTE の増設基準見直し後に、新型 NTE から従来型 NTE ヘメニュー変更が可能である必要があります。</p>	<p>対応できていないという根本的な問題について未だ解決策が示されていない中、今回申請された網終端装置のメニューを利用希望する事業者にとって、本メニューは利用者保護のための緊急避難策としての位置づけであると考えられます。このため、従来型網終端装置の増設基準見直し後に、今回申請された網終端装置のメニューから従来型網終端装置のメニューへ変更が可能となる等の経過措置が必要と考えます。</p>
EditNet 株式会社	<p>(認可するにしても所要の経過措置を設けるべき) 具体的には、輻輳対策としての D 型 NTE は既存 NTE の増設が十分できるまでの短期間の暫定策と位置づけ、今後の策定される既存 NTE の増設基準をみながら、既存 NTE との間で変更ができるようになります。本来、既存 NTE の増設基準は輻輳の起こらない水準に見直されるべきなのですから、一度緊急の輻輳対策として D 型を申し込んだとしても、その後既存 NTE の増設基準の台数におさまることは容易に想定されます。</p> <p>D 型 NTE と従来型 NTE は同型の装置でありながら、制度上の制約で変更できないことがあります (2018 年 1 月 10 日、事業者説明会での回答ほか)、上記の事情に配慮し、新しい基準を満たせば D 型から従来型 NTE に扱いを変更できる経過措置を設けるなど、所要の経過措置を設けるよう要望します。</p>	

以上

## 再 意 見 書

平成 30 年 2 月 13 日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 あて

郵便番号  
(ふりがな)  
住所  
(ふりがな)  
氏名  
電話番号  
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 29 年 12 月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所	御意見
p. 3 意見書 1 NTT 側の料金が妥当か	不当。私見では、PPPoE 方式の ISP を利用する場合で著しい輻輳が発生しているとき、ISP 料金込みひかり電話付きでフレッツ光には 2500 円（税抜き）程度の価値しかない。なお、フレッツ光の料金構造は、日々、ひかり電話料 500 円（SIP サーバ等料 250 円、ONU のホームゲートウェイ化料 250 円。）、ONU 料 400 円、シェアドアクセス回線（ファミリープラン。戸建て向け。）料 1300 円（収容ルータ（回線収容設備）料含む。分岐利用率 50% (16/32)。）、コア網（NGN。IP 通信網。うち県間通信用設備は、非指定設備（意見書提出時。2018 年 2 月 13 日。）料 500 円、PPPoE セッション料 1000 円（基本 2 セッション。500 円/セッション。PPPoE 方式の IP 通信網終端装置（閑門系ルータ、エッジルータ。）利用料。）、その他 410 円と推測する（いずれも税抜き）。
p. 5 意見書 2 行政にも大きな責任	強力な強制力のある規制が必要である。
p. 9 意見書 3 (NTT 東西と ISP の協力による問題解決を) 増設基準の見直しにより、インターネットトラヒック急増問題への解決を図るべき	NTT 東西は、500 円/(セッション 月)（税抜き）に応じた PPPoE 方式の IP 通信網終端装置の増設をしなければならない。私見では、少なくとも 2Mbps/セッション（多くとも 500 セッション/Gbps）の基準で増設すべき。
p. 15 意見書 6 網終端装置のコストがフレッツ光料金に含まれている	
p. 8 意見書 3 「接続事業者の要望により増設するメニュー」	網終端装置の増設にかかる費用の全部を接続者が負担する場合、使用セッション数に算入せず、フレッツ 光ライト（プラン 5 - 2（フレッツ 光ライト ファミリープラン）およびカテゴリー 3 - 2（フレッツ 光ライト マンションタイプ）。）の従量料金（情報量に応じた加算料）にも算入しない（IPoE 方式による NGN 内の通信料は、
p. 18 意見書 7 (新型 NTE の費用負担)	

	県内通信および県間通信の別を問わず、基本料に含まれている。) ようにしなければならない。
p. 24 意見書 8 (既存 NTE の改善が必要)	ポートの大容量化は、遅滞なく行われるべき。

## 再 意 見 書

平成 30 年 2 月 13 日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 あて

郵便番号 150-0044

(ふりがな)

住所 東京都渋谷区円山町 3-6

E・スペースタワー

(ふりがな)

氏名 フリービット株式会社

代表取締役社長 田中 伸明

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 29 年 12 月 23 日付で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所	御意見
	<p>1 契約当たりのインターネットトラヒック急増による網終端装置の輻輳対策として、現行メニューに加えて、『増設基準なしメニュー』として、ISP事業者側の判断で設備増設が可能になることは早期の対策として有効であると考えます。</p> <p>一方、現行の『増設基準ありメニュー』は新しいサービスがリリースされる度に最大通信速度が向上する一方で、網終端装置の増設基準はそれに対応しているとは言い難く、『実使用速度』との乖離が大きいことからも明らかです。</p> <p>さらに、現在の増設基準が実勢に合わないことも事実で、トラヒックベースへの変更や、セッションベースの基準の引き下げなどは別途並行して検討すべきと考えます。</p> <p>ただし、この基準の検討が長期化することで事業者側の設備増設の判断の停滞を招き、エンドユーザへのサービス品質低下とならないよう留意していただきたいと考えます。</p>

再意見書

2018年2月13日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 御中

〒158-0096

せたがやくたまがわだい1-1-3

世田谷区玉川台 1-1-3

えでいとねつと かぶしきかいしゃ

EditNet 株式会社

のぐち たかし

代表取締役 野口 尚志

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成29年(2017年)12月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(別紙)

- ・意見書において、他事業者の敬称は省略しました。

該当箇所	再意見
(直ちにユーザの立場に立った対応をすべき) フレッツ光隼の1G回線に乗り換えて、どれだけ速くなるかと思ったら、夜、どんどん遅くなり、300kbpsくらいしか出なくなつた。ADSLより遅く、ISDNやアナログモデムに近づく速度になった。自分ひとりでなく、ネットを調べると、このような速度低下は、他にも見られるものだった。ここまで異常な速度低下を放置している行政にも大きな責任や原因があると思う。ただちにユーザーに立場に立った対応をすべき。 ベストエフォートは、もともと最大限の努力をすると言う意味だと思うが、いつから努力しない言い訳の言葉になったのか。(受付番号2番、個人消費者の方)	ISP事業者に対しても、速度低下についてご意見をいただいたものと理解しています。 ご意見を提出してくださったことに感謝するとともに、ご不便を感じているご利用者がいらっしゃることに、当社もISPのサービスを提供する会社のひとつとして、心苦しく感じています。 今回の意見募集では、NTT東西が設計・管理をする設備であるNTE(網終端装置)の増設問題のため、今回の意見書で各社・団体が提出した意見にもある通り、NTT東西に対してNTEの増設による問題の解決を求めてまいります。
(D型NTEの導入に賛同) 今回の約款変更案にてISP側の判断で設備増設が可能となる為、今般のトラヒック増等には有効と考える。(アルテリア・ネットワークス)	フレッツの輻輳対策は既存NTEの増強で解決されるべき問題であって、輻輳対策が求められる文脈で変更申請が行われたD型NTEの導入には反対です。
接続事業者の要望により網終端装置を増設するメニュー(以下、「本増設メニュー」といいます。)の新設は、問題への対応策の一つとして一定の評価はできるものと考えられるため、改正案に賛同します。(ソフトバンク)	大手・準大手事業者を中心に賛同意見があるところですが、朝日ネットを除いていずれも条件付きの賛同意見です。ソフトバンク、KDDIの賛同には「しかしながら」で始まる文章が続き、アルテリア・ネットワークスも既存NTEの輻輳対策が行われることを前提にした意見が付けられています。 いずれも輻輳対策への解決については、既存NTEの増設基準をトラヒックベースに移行することを求めているのであり、むしろここにこそ力点が置かれていることに注意が必要です。
今回申請された網終端装置のメニューでは、ISP事業者の判断において自由に網終端装置を増設できるようになり、「接続料の算定に関する研究会第一次報告書(以下、「第一次報告書」)」を踏まえた内容であること、また、ISP事業者のサービス多様性向上や付加価値創造に寄与するものであると考えられることから、本変更に賛同いたします。(KDDI)	ソフトバンク、KDDIの両社が求める「しかしながら」以下の解決が十分になされれば、そもそも輻輳対策のためにD型を導入する必要がありません。両社とも本当は従来型NTEの増設を求めながら、NTT東西が設定する現状に即さない増設基準を理由に断られ続けた状況の中、困っている利用者を早期に救済するために本来の費用負担のルールを超えてでもD型を「要望」せざるを得なかつたことこそ、大きな問題であると考えます。
賛成します。(朝日ネット)	なお、第一次報告書の「考え方」は、輻輳対策の方法について触れておらず、むしろ従来型NTEの増設基準の透明化などを求めているものと理解しています。
(トラヒックの増加にD型NTEは有効) 賛成します。 1. 変更の経緯に記載の図の通り一契約当たりのトラヒックの増加による輻輳問題はISP事業者にとって喫緊の課題であると認識してお	輻輳問題の解決にD型NTEが有効とする、朝日ネットの意見には反対です。 現在問題になっているのは、NTT東西が設定している増設基準が現状に合っておらず、トラヒックの増加に対してNTT東西の区間での対策が進まないこと

<p>ります。</p> <p>今回、ウ欄対象となる IP 通信網終端装置が IS 事業者の判断で増設できるようになることは、トラヒック増加に起因する輻輳問題を解決する選択肢の一つとして有効だと考えます。複数の ISP 事業者がウ欄対象となる IP 通信網終端装置の早期提供を希望するものと考えます。</p> <p>(朝日ネット)</p>	<p>の問題です。</p> <p>D 型 NTE は輻輳対策に有効どころか、NTT 東西にとって既存の NTE の増設をするインセンティブが損なわれ、トラヒック増への根本的な解決が困難になるおそれさえあります。</p>
<p>(既存 NTE の増設が必要)</p> <p>高い料金を負担しても高速なインターネット接続を要望するニーズにこたえるサービスを提供する ISP のために、接続事業者負担による網終端装置のメニューが存在することは否定するものではありません。しかしながら大半の一般消費者、法人等に対しては従来のような NTT 東西殿と ISP の応分のコスト負担による網終端装置の増設を行うべきであり、現行のメニューも増設基準の見直しにより、インターネットトラヒック急増問題への解決を図るべきと考えます。</p> <p>しかしながら、今回の NTT 東西殿の認可申請には、残念ながら接続事業者である ISP にのみインターネットトラヒック急増問題解決のコスト負担を求めている解決策しか触れられておりません。(プロバイダー協会会長)</p>	<p>各社・団体の意見に賛同します。トラヒックベースへの見直しは情報通信行政・郵政行政審議会が示す方向性(2017年12月22日公表の「考え方4」ほか)に沿うものであり、NTT 東西には D 型 NTE 以前の問題としてまず、既存 NTE のトラヒックベースでの増設を要望します。</p> <p>NGN サービス(フレッツサービス)の NTE は NTT 東西の設備であり、利用者料金も NTT 東西が收受しています。NTE の輻輳問題は本来、NTT 東西の網内の品質が不十分で利用者に迷惑をかけているのですから、利用者が困らない程度の品質は NTT 東西が自らの責任と費用負担で確保すべきです。</p>
<p>しかしながら、そもそも、NTT 東西殿が設定している増設基準ではトラヒックの急増に対応できていないという根本的な問題については、未だ解決策が示されていません。現在の増設基準に従うと輻輳が発生する、という状況であるならば、そもそもの増設基準に問題があることは明らかであり、増設基準を見直すことこそが本来の対応であると考えます。(ソフトバンク)</p>	
<p>網終端装置のコストがフレッツ光料金に含まれていることを踏まえれば、網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としては、今後も、NTT 東・西のフレッツ光料金を原資とした対応が必要であり、引き続き、時代の流れ(一契約当たりのインターネットトラヒックの増加)に見合った提供メニューや増設基準を検討することが必要です。(KDDI)</p>	
<p>輻輳問題の解決には従来から存在する網終端装置(略)の増設基準をトラヒック基準で見直りあり、新型 NTE の提供は解決手段ではありません。速やかに従来型 NTE のトラヒック基準での見直しを求めるものです。(クロノス)</p>	
<p>当社をはじめ多くの ISP は既存の網終端装置</p>	

の増設基準を、輻輳問題の根本的原因であるセッションベースの基準からトラフィックベースの基準に変更べきであると度々強く要請しているものの、いまだに NTT 東西殿は変更していません。実際に、総務省「接続料の算定に関する研究会（第 11 回）」の資料では、約 9 割の ISP が「網終端装置を起因とする輻輳問題で顧客からクレームやコメントを受けている」と答え、9 割以上の ISP が既存網終端装置の増設基準をトラフィックベースへ変更する必要がある」と考えていることが明らかになっており、消費者の利益を考えれば増設基準の早急な変更が必須であることは明らかです。（エヌディエス、サンライズシステムズ、マンダラネット）

輻輳問題の解決に向けて既存 NTE の増設基準をトラヒックベースへ早急に変更すべきです。また本件に対する NTT 東西殿の対応が研究会開催時のみとならないよう、今後の対応については総務省殿において継続的に検証されるべきです。（プロバイダー協会地域部会）

この問題については、電気通信事業法施行規則の改正案について情報通信行政・郵政行政審議会が諮詢を受け、2017 年 12 月 22 日付で行った答申（以下、2017 年 12 月答申といいます。）においても、この共通認識を前提に、「現在 NTT 東日本・西日本の負担で行われている（NTE の）増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるように行われる必要がある」とされており、その基準についても「トラヒック実態等に合わせて継続的に見直されることが適当であり、NTT 東日本・西日本においては、基準の緩和に向けて、他事業者・団体からの寄せられる意見・要望を十分参考にしながら取組を進めることが適当」とされたところです。昨今のトラフィック輻輳問題の根本的原因は既存の NTE であるため、これら既存の NTE に対する改善を行わない限り問題の解決には至りません。既存の設備に対する増設基準の見直しが必要です。（同）

しかしながら弊社を含む多くの接続事業者は、インターネット接続サービスご利用者の動向やサービス品質確保の観点から、トラフィック急増による輻輳対策としては、網終端装置の増設基準をセッション数ベースからトラフィック量ベースに変更することを強く要望してきました。（シナプス）

既存設備について、トラフィックベースへの見直し検討に時間を要するのであれば先行してセッションベースでの増設基準の引き下げ等

トラヒックベースの基準の検討に時間がかかる可能性への懸念は理解できますが、研究会の方向性や各社・他団体の要望はあくまでもトラヒックベース

<p>についても検討すべきである。(アルテリア・ネットワークス)</p> <p>(現行の費用負担のルールとの不整合)</p> <p>しかしながら、インターネット接続にかかるユーザ料金は、ISP事業者が設定する ISP 料金と NTT 東・西が設定するフレッツ光料金で、ぶつ切りで料金設定されており、網終端装置のコストはフレッツ光料金に含まれています。仮に、今回申請された網終端装置のメニューを網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としてしまうと、本来、NTT 東・西がフレッツ光の基本的なサービス品質(※)を維持するために、フレッツ光料金を原資として負担すべき網終端装置のコストについて、今後は全て ISP 事業者がそのコストを負担することになるため、ユーザ料金の設定範囲とコスト負担の関係に歪みが生じることとなります。</p> <p>網終端装置のコストがフレッツ光料金に含まれていることを踏まえれば、網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としては、今後も、NTT 東・西のフレッツ光料金を原資とした対応が必要であり、(略)(KDDI)</p> <p>また、今回 NTT 東西殿から発表された D 型網終端装置について、その設備等を全額 ISP 負担としている点について大きな問題があります。二者の事業者網を接続する際には、接続を円滑にするために、これまでネットワークは NNI (POI) を分界点としてネットワークの責任の所在(コストの負担範囲)を明確にしてきました。具体的には、POIを中心両者が技術的・保守的・ビジネス的観点で責任範囲を明確にし、分担することにより、エンドエンドで一体となる通信が安定的に提供できるようにしたものです。しかしながら、本申請で設定されることとなる D 型網終端装置や既存の IPoE 接続方式のゲートウェイルータはともに、POI より NTT 側、すなわち NGN 内部に設置されており、NTT 東西殿のユーザ約款上でもサービス範囲に定義されています。すなわち、この設備は NTT 東西殿が利用者から徴収するネットワーク利用料で管理・運用され、サービスが提供されるべきのものです。しかし今回、多くの ISP への事前の相談や確認、議論もなく、NTT 東西殿の判断によって D 型網終端装置は費用負担のみが ISP の負担に変更されました。NTT 東西殿は本申請の中で理由について「PPPoE 方式においてトラフィックの急増に対してネットワーク側において十分な対応をすることが困難な状況にある」としているものの、今回の措置はその事象に対する困難性の根拠はなく、また</p>	<p>への移行であって、総務省にはまずはそれを実現する方向で議論・指導いただくようお願いします。</p> <p>各社・団体の意見に賛同します。</p> <p>そもそもフレッツサービスの開始当初から、ISP 接続用の NTE は NTT 東西の設備であることから、その費用のうちインターフェース部分だけを ISP 事業者が網改造料で負担し、その余は一般収容局ルーティング伝送機能を通じてフレッツの利用者料金でまかぬこととなっており、各 ISP の料金もこのルールを前提とした水準に抑えられてきました。</p> <p>プロバイダー協会もすでに指摘している通り(2018年1月23日、接続料算定研究会発表ほか)、輻輳対策として持ち出された D 型 NTE は、このルールをゆがめるもので不当です。</p>
--	---

<p>本申請によってどのように解決されるのか等も含め、全く具体的な根拠が示されることはなく申請が行われています。実際、費用負担をISPに変更することによって、「ネットワーク側において十分な対応をすることが可能になる」とは到底に考えづらく、本措置は単なるNTT東西殿の自社ネットワークのコストの押し付けでしかないことから大きな問題です。(エヌディエス、サンライズシステムズ、マンダラネット)</p>	
<p>今回NTT東西殿から発表されたD型NTEについて、NTT東西殿の資産である設備等の費用を全額ISP負担としている点については非常に大きな問題です。NTEはNGN内部に設置され、NTT東西殿によって管理・運用されているものです。NTEの輻輳問題は本質的にNTT東西殿のNGN・フレッツ役務区間の問題であることから、NTT東西殿自身によって問題を解決すべきものです。(プロバイダー協会地域部会)</p>	
<p>網終端装置は、相互接続点からみてNTT東日本・西日本側の装置であり、NTT東日本・西日本のIP通信網サービス提供のために、役務を提供していない接続事業者が個別負担する根拠が明らかではありません。(略)もし事業者に個別負担を求めるのであれば、相互接続点の見直しから議論されるべきであると考えます。(シナプス)</p>	
<p>(現行の増設基準がトラヒックの増加に対応できていない) そもそも、NTT東西殿が設定している増設基準ではトラヒックの急増に対応できていないという根本的な問題については、未だ解決策が示されていません。現在の増設基準に従うと輻輳が発生する、という状況であるならば、そもそもの増設基準に問題があることは明らかであり、増設基準を見直すことこそが本来の対応であると考えます。仮に、現在の増設基準でトラヒックの急増に対し十分な対応ができるというのであれば、NTT東西殿は根拠をもって十分な対応ができていることを示すべきと考えます。(ソフトバンク)</p>	<p>各社意見に賛同します。 ソフトバンク意見にあるとおり、現在の増設基準で輻輳が生じるならば増設基準そのものに問題があり、それを見直すことが求められます。 また、KDDI意見にあるとおり、増設基準のトラヒックベースへの移行、1Gbps超のインターフェースでの提供も必要です。 ISPは時代の進展に合わせて、ネットワーク機器の値下がりや大容量化により得られるメリットを、利用者に還元してきました。NTT東西にはそれをフレッツ区間でも行っていただくことを要望します。</p>
<p>網終端装置のコストがフレッツ光料金に含まれていることを踏まえれば、網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としては、今後も、NTT東・西のフレッツ光料金を原資とした対応が必要であり、引き続き、時代の流れ(一契約当たりのインターネットトラヒックの増加)に見合った提供メニューや増設基準を検討することが</p>	

<p>必要です。また、検討にあたっては、第一次報告書の主な意見にある通り、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増設基準をセッション数からトラヒックベースに見直す要望</li> <li>・増設基準（セッション数）の上限値が更に小さい網終端装置の要望</li> <li>・1Gbps 以上の網終端装置の新設の要望</li> </ul> <p>といった ISP 事業者からの要望を考慮して検討する必要があると考えます。（KDDI）</p>	
<p>（増設基準のトラヒックベースでの移行が必要）</p> <p>当協会からは社会問題化しているフレッツの輻輳問題の解決のために、既存の NTE の増設基準をセッションベースからトラヒックベースに変更する件を度々強く要望しているものの、いまだに NTT 東西殿は変更しておりません。まずは研究会や答申で示された方向性のとおり、大多数を占める既存メニューの増設の方向性を早急にトラヒックベースに移行させ、輻輳問題の解消を図るべきです。（プロバイダー協会地域部会）</p>	<p>プロバイダー協会地域部会の意見に賛同します。フレッツサービスの利用者のほとんどはインターネットに接続するためにフレッツを申し込むのですから、利用者が輻輳で困らないよう、NTE の増設基準もトラヒックの実情に合わせたもの、すなわちトラヒックベースにする必要があります。</p> <p>（情報通信審議会 2017 年 12 月 22 日答申とともに示された「考え方 4」ほか。）</p> <p>その基準はフレッツ自体のサービスレベルなのでから、本来はフレッツの利用者と NTT 東西の関係（NTT 東西が利用者に直接負うべき責任）ではあるものの、今後のトラヒックの増加も見越し、利用者が困らない品質は最低限確保すべきです。</p>
<p>（ルール順守が守られているか検証を）</p> <p>総務省の「接続料の算定に関する研究会」では、NTT 東西殿によって意図的に選定された接続事業者にのみ限定して、秘密裏に特別な網終端装置の提供メニューを用意し、それを提供したことが明らかになりました。第一種指定電気通信設備を持つ者として、競争事業者や自社利用部門からの接続の同等性を担保する責任があるにも関わらず、このように特定の事業者を優越した取扱をすることは法の趣旨に反しており、非常に問題です。（エヌディイエス、サンライズシステムズ、マンダラネット）</p>	<p>各社・団体の意見に賛同します。</p> <p>第一種指定電気通信設備への接続は公平・公正を旨とし、制度の上で公正競争を担保するようになっています。</p> <p>昨年（2017 年）明らかになったように、一部の事業者だけに約款と異なる特殊なメニューを提示し、あまつさえ実際に提供していたことは接続制度に照らして大きな問題です。</p> <p>NTT 東西の側に接続約款を軽視する姿勢が少しでもあれば公正競争を大きくゆがめることになりますので、見切り発車のような形で進めていくことは認められません。</p> <p>総務省には、新規の約款変更認可申請以前の前提条件として、この問題についてよく NTT 東西から聴取し、法令を遵守して公平な条件での接続をすることに抜かりがなかったか、よく検証していただくようお願いします。</p>
<p>平成 29 年 4 月に総務省で開催された「接続料の算定に関する研究会（第 2 回）」にて、NTT 西日本殿が、自らが選択した一部の事業者に限定して、個別に「接続事業者が網終端装置の費用を全額負担するメニュー」を提供していること明らかにされました。この内容は開示された事業者以外の事業者には一切公になっていないものであり、公平性・透明性・適正性の観点で極めて問題です。</p> <p>NTT 東西殿がこの事案を既成事実として、「接続事業者が要望している」「接続事業者の要望に応じた増設であるから接続事業者が全額負担するのが相当」という理由で、標準メニュー化を進めるやり方は、大きな問題です。（プロバイダー協会地域部会）</p>	
<p>（NTT 東西による負担の押し付けは優越的地位の濫用）</p>	<p>ISP 接続用の NTE は NTT 東西の設備であり、役務提供区間も NTT 東西であることから、この区間での</p>

<p>NTT 東西殿はトラフィック増加が本申請に伴う理由としていますが、ISP ネットワークやコンテンツネットワークも同様にトラフィック増加に伴う自ネットワークのコスト負担（投資）を自らの責任で行っています。インターネットはこれまで自網を自己負担として、自らの責任でネットワーク設備やトラフィック、品質の管理を行っています。今回、NTT 東西殿がトラフィックの増加を理由にして自らがユーチューバーに提供しているネットワークの設備投資を他社に強いることは公正な根拠がないだけでなく、ボトルネック設備を持つ者としての優越的地位の濫用であり、不当です。（エヌディエス、サンライズシステムズ、マンダラネット）</p>	<p>輻輳は NTT 東西が利用者への責任として取り組んでいただかべきものです。</p> <p>NTT 東西がこの責任を果たしていれば、そもそも NTE の輻輳や増設基準 자체が問題になることはありません。</p> <p>しかし、多くのフレッツ利用者を擁し、接続事業者との間できわめて有利な交渉力を持つ NTT 東西がこの責任を果たさず、相互接続の基本的なルールと異なる不当な条件であっても ISP の負担の多いメニューを申し込まざるを得ない状況に追い込んでいることは、公正競争上大きな問題です。</p> <p>このような行為ができるのは NTT 東西がボトルネック設備を持っているからに他ならないわけで、各社・団体が指摘する通り、優越的地位の濫用に当たるおそれがあります。</p>
<p>（輻輳対策は既存 NTE の増設で）</p> <p>しかしながら、そもそも、NTT 東西殿が設定している増設基準ではトラヒックの急増に対応できていないという根本的な問題については、未だ解決策が示されていません。現在の増設基準に従うと輻輳が発生する、という状況であるならば、そもそも増設基準に問題があることは明らかであり、増設基準を見直すことこそが本来の対応であると考えます。（ソフトバンク）</p> <p>網終端装置のコストがフレッツ光料金に含まれていることを踏まえれば、網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としては、今後も、NTT 東・西のフレッツ光料金を原資とした対応が必要であり、引き続き、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラヒックの増加）に見合った提供メニューや増設基準を検討することが必要です。（KDDI）</p> <p>本約款認可申請の認可には以下の条件を付帯するよう意見いたします。</p> <p>ア) 本約款の認可時には、従来型増設基準の見直しに関する約款の認可、もしくは約款の変更申請が行われていること。</p> <p>イ) ア) の増設基準はトラヒック基準であること。</p> <p>ウ) 本約款の認可時には、識別子の付与に関する不公平が解消されていること。（クロノス）</p> <p>当協会の複数の会員も出席した NTT 東西殿の D 型 NTE 約款申請に関する説明会（2018 年 1 月 10 日）において、NTT 東西殿は「省令改正で約款化が求められる増設基準について、いつどのような内容で申請する予定か。」との質問に対し、「現行の NTE 増設基準は適切と考えてるので、概ね現行の基準にて申請をしたい。」と回答するなど、およそ接続料算定研究会での</p>	<p>各社・団体の意見にあるとおり、本来は輻輳問題の解決は既存 NTE の増設基準を見直すことで解決されるべきものであり、情報通信行政・郵政行政審議会の答申においてもその方向性が示されているところです。</p> <p>この点について、それがきちんと実行されるのかどうか、クロノス、エヌディエス、サンライズシステムズ、マンダラネットに加えて、プロバイダー協会地域部会の強い憂慮が示されています。ISP 各社は長年にわたりいろいろな場面で NTT 東西と協議等をしてきたものの、NTT 東西の交渉に臨む姿勢は非常にネガティブなものだったと言わざるを得ません。そこへきて NTT 東西は 2018 年 1 月 10 日に ISP 事業者らへの説明会において、既存 NTE の増設に対して審議会・研究会の方向性と相容れない回答をしており、このまま事実上 D 型ばかりになってしまうのではないか、という懸念は当然であり、当社もそのように考えます。</p> <p>総務省には、約款認可の前提として、先に既存 NTE の増設基準を約款申請させる、所要の認可条件を付けるなどの方法により、NTT 東西がこの問題について取り組むことを制度上も担保するようお願いします。</p>

<p>議論の方向性に沿わない考え方を示しています。この状況において、このまま D 型網終端装置だけが認可されれば、NTT 東西殿には社会問題化した既存の網終端装置の増設基準を改善するインセンティブが全く働きません。NTT 東西殿は ISP に対して「ISP には D 型網終端装置という選択肢がある」と強弁しながら、既存の網終端装置の増設基準を変更しない状況となり、ISP にとって利用者へ支障が生じている既存の網終端装置は選択肢になり得なくなります。結果的に「D 型網終端装置が事実上唯一の選択肢」という状況になることが明らかです。D 型網終端装置が従来型と並ぶ ISP の選択肢として、まず既存の網終端装置による社会問題・消費者問題が解決するよう、本申請の認可にあたっては、既存の網終端装置の増設基準を変更することを条件として附すことを強く要望します。(エヌディエス、サンライズシステムズ、マンダラネット、プロバイダー協会地域部会=一部表現の違いあるものの同旨=)</p>	
<p>(輻輳対策のための D 型 NTE は、暫定的なものとすべき)</p> <p>そもそも、NTT 東西殿が設定している増設基準ではトラヒックの急増に対応できていないという根本的な問題については、未だ解決策が示されていません。(略)</p> <p>なお、上述の通り、網終端装置の輻輳対策として本増設メニュー以外にも様々な施策がとり得ると考えられることから、本増設メニューを利用する事業者が、今後新たなメニューが導入された際に新たなメニューにスムーズに移行できるようにすべきと考えます。(ソフトバンク)</p>	<p>各社・団体の意見に賛同します。</p> <p>輻輳対策はあくまでも NTT 東西が行うことが前提であり、D 型 NTE を輻輳対策で申し込む事業者があるにしても、それは暫定的な緊急措置であることに留意すべきです。</p> <p>D 型 NTE を一度申し込んでも、他の（本来の）輻輳対策としての別メニューに移行できるようにすべきとの、ソフトバンクの意見に賛同します。</p> <p>D 型 NTE を輻輳の抜本対策と考えるべきではない、との KDDI の意見に賛同します。</p> <p>十分な判断材料のない短期間で D 型 NTE を申し込んだ事業者への配慮として、所要の経過措置を設けるべきであるとの、プロバイダー協会地域部会の意見に賛同します。</p>
<p>仮に、今回申請された網終端装置のメニューを網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としてしまうと、本来、NTT 東・西がフレッツ光の基本的なサービス品質（※）を維持するために、フレッツ光料金を原資として負担すべき網終端装置のコストについて、今後は全て ISP 事業者がそのコストを負担することになるため、ユーザ料金の設定範囲とコスト負担の関係に歪みが生じることとなります。</p> <p>網終端装置のコストがフレッツ光料金に含まれていることを踏まえれば、網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としては、今後も、NTT 東・西のフレッツ光料金を原資とした対応が必要であり、引き続き、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラヒックの増加）に見合った提供メニューや増設基準を検討することが必要です。（KDDI）</p>	

<p>上記述べた通り、D型NTEの議論は既存NTEの増設基準が十分な基準に見直されてから、または同時にを行うべきと考えますが、仮にD型NTEを先行して認可する場合、D型NTEの位置づけや条件は輻輳対策としてではなく暫定的なものと考え、接続事業者が不当に不利益となることのないよう、経過措置を設ける必要があります。</p> <p>例えば、既存メニューの増設可能台数は基準の見直しとともに変わる可能性があるため、一度新メニューで申し込みを行い、新メニューの利用を開始した後であっても、全体として既存メニューとしての増設可能台数に収まる場合は、装置を既存メニューに流用できるなどのようにすべきです。（プロバイダー協会地域部会）</p>	
<p>（料金設定権と費用負担は範囲を一致すべき）</p> <p>仮に、今回申請された網終端装置のメニューを網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としてしまうと、本来、NTT東西がフレッツ光の基本的なサービス品質（※）を維持するために、フレッツ光料金を原資として負担すべき網終端装置のコストについて、今後は全てISP事業者がそのコストを負担することになるため、ユーザ料金の設定範囲とコスト負担の関係に歪みが生じることとなります。（KDDI）</p>	<p>料金設定権と費用負担の区間が異なることは当社も意見書で指摘しましたが、KDDI意見にもあるとおり、收受する料金と費用負担の関係、すなわちNTT東西と接続事業者の取引関係をゆがめ、接続制度上も不具合をもたらし、公正競争を阻害する要因になります。</p> <p>相互接続制度は公平なものでなければならないため、今後NGNを新たな形態で使用する接続事業者が現れることも想定し、料金設定権と費用負担の区間が異なる形態は排除されるべきです。</p> <p>よって、D型NTEは輻輳対策としては期間を区切った暫定的なものと位置付けるか、または料金設定権をISP側に移すなど、料金設定権と費用負担の不整合が起こらないよう、所要の措置を講ずる必要があります。</p>
<p>（周知・申し込みの期間が短すぎる、認可前に申込受付を開始することは問題）</p> <p>NTT東西殿より2017年10月30日に発信されましたD型NTEの接続受付の案内（メール）によると、1次申込期間が案内の翌日である11月1日から10日までのわずか10日間とされており、多くの事業者にとって十分な検討の時間がありません。メールでアナウンスのあった翌日から10日間で、9年間にわたり（不開示情報）円以上も支出する装置を検討することは不可能です。アナウンスのあり方や、このD型NTEの提供の情報がすべての事業者に同じタイミングで行われたか否かも含め、公平性・透明性・適正性の観点で検証されるべきです。（プロバイダー協会地域部会）</p> <p>新型NTEの提供についてNTT東西殿から接続事業者に開示が行われたのは平成29年10月30日、第一次申し込み受付期間が平成29年11月1日から同11月10日とされました。</p>	<p>プロバイダー協会地域部会、クロノス、エヌディエス、サンライズシステムズ、マンダラネット、シナプスの意見に賛同します。D型NTEの導入は、多くの事業者にとって大きな負担となるものですから、十分な周知期間と申し込みの期間を取っていただきたいと思います。</p> <p>また、NTT東西は約款認可申請前に申し込みを受け付けるなど、接続約款に基づく公平な相互接続の制度を軽視する姿勢も目立ちます。制度上明らかにおかしなものを認可申請前に受け付け、多数の申込みがあることをもって「ISPの要望」という既成事実を作る方法は、公平・公正な接続制度によって競争を促進することと相容れません。</p>

従来型 NTE に比べて軽微とはいえない水準のコスト増となる新型 NTE の採用を検討する期間としては不十分です。

また当社が協会員となっている一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会（以下、JAIPA とする）の会合において JAIPA 会長より新型 NTE は数百台の申し込みがあったと発言がありました。この発言が事実であるなら（新型 NTE の位置づけ）で指摘した識別子による不公正を是正しないまま申し込み受け付けを開始したことは不適切です。別の視点でみれば、提供に関する情報が公平に開示されていたか疑問が残ります。総務省殿には認可に際して、この点について公平であったことを確認していただきたい。（クロノス）

また、本申請にかかる網終端装置の提供開始におけるプロセスについても問題があります。平成 29 年 10 月 30 日に提供開始の周知が発信されましたが、接続事業者、あるいは ISP 事業者団体に対する事前の説明や意見聴取がほとんどない中、突然の発表（メールによる通達）となりました。その中では、全額網終端装置の接続受付をメール発信日付の翌日にあたる 11 月 1 日から開始すると募集案内がされました。加えて該当案内による 1 次申込期間が同様に 11 月 1 日から 10 日までの 10 日間となっており、大きな投資が必要な案件であるにも関わらず、十分な検討の時間が十分にありませんでした。これらの状況をみれば、特定の事業者に予め情報を提供した上で、募集を開始したことは明らかです。このように約款認可前に新たな網終端装置の提供にむけたアナウンスや募集の開始、および募集期間の設定等の手続きについても接続の適正性・公平性・透明性の観点で大きな問題であり、総務省殿においては今般の提供が事業法上の不法行為であるかどうか検証し、今後同様のことが行われることが無いよう、十分な議論を行っていただくよう要望します。（エヌディエス、サンライズシステムズ、マンダラネット）

D 型 NTE 申込については、NTT 東日本・西日本殿より 2017 年 10 月 30 日発信のメールで案内をいただきましたが、1 次申込期間は 11 月 1 日から 10 日の 10 日間のみであり、また接続事業者向けの説明会は、申込期間の事後 2018 年 1 月 10 日に開催されました。中小規模の接続事業者にとっては経営を左右する大規模投資ですが、他社との競争上、不十分な情報と極めて短い検討期間での申込判断を迫られました。

<p>案内方法や D 型 NTE に関する情報提供について、全ての接続事業者に公平に行われたのか、検証が必要と考えます。(シナプス)</p> <p>(D 型 NTE は ISP 事業者の自由な選択肢にならない)      NTT 東西殿は D 型 NTE を「各 ISP の個別要望に基づく選択肢の一つ」と位置づけています(接続料算定研究会、2017 年 10 月 27 日 NTT 東西殿資料他)。前述の通り従来型 NTE でも利用者が困らないことが求められているのであるから、D 型 NTE は同一 ISP の中で料金に差をつけ、プレミアムコースのようなサービスを</p>	<p>NTT 東西は D 型 NTE について、「各 ISP の個別要望に基づく選択肢の一つ」と説明されます。しかし、「申請概要」においても NTE の輻輳問題が本件認可申請理由に挙げられていること、また、サービスの多様化のためには必ず必要になるはずの複数識別子の機能(同じ ISP を利用する利用者に対して、料金コース別に異なる ISP 識別子を払い出し、接続する NTE を分ける機能)を NTT 東西が提案・周知したのも、D 型 NTE の募集開始の後、さらには本件認可申請の後の 2018 年 1 月中旬のことです。</p> <p>この時点までに D 型 NTE について、数百台の申込みがあったと指摘がありますが(クロノス意見)、申し込みをした ISP は複数識別子の機能を前提とせず、つまり輻輳対策に D 型 NTE を申し込んだことになります。</p> <p>このことは、NTT 東西が D 型 NTE を輻輳対策と位置付けていたこと、本来 ISP は NTT 東西に既存 NTE の増設を申し入れているにも関わらず進展がみられないため、制度上おかしい点があつてもやむをえず輻輳対策で D 型 NTE を申し込んだことを強く推認させます。</p> <p>D 型 NTE が選択肢の 1 つ(既存 NTE と比較したうえでの選択肢)となるためには、既存 NTE の輻輳問題をまず解消していただき既存 NTE でも利用者が困らない程度のサービスを提供できる必要があります。それができないのであれば、D 型 NTE は全く、ISP 事業者の自由な選択肢ではありません。</p> <p>D 型 NTE の前に、NTT 東西はまず既存 NTE の輻輳問題に誠実に向き合い、トラヒックベースでの増設に変更するべきです。</p>
<p>(D 型 NTE は別サービスで)</p> <p>NTT 東西殿は D 型 NTE を「各 ISP の個別要望に基づく選択肢の一つ」と位置づけています(接続料算定研究会、2017 年 10 月 27 日 NTT 東西殿資料他)。前述の通り従来型 NTE でも利用者が困らないことが求められているのであるから、D 型 NTE は同一 ISP の中で料金に差をつけ、プレミアムコースのようなサービスを</p>	<p>プロバイダー協会地域部会、クロノスの意見に賛同します。</p> <p>現在の NTE 輻輳問題は、NTT 東西の区間で発生している問題について、NTT 東西が自らの責任での対応をしていないことの問題であり、何よりも既存の NTE について利用者が困らない程度の増設に応じることが必要です。審議会答申や接続料算定研究会の方向性も、現状の責任分担を前提にしたものです。</p>

<p>提供したい事業者が、従来よりも上乗せした接続料の負担で個別にぜひ導入したい設備という位置づけとなるべきものです。(プロバイダー協会地域部会)</p> <p>新型 NTE は ISP 事業者が標準のフレッツサービスとは異なる品質のサービスを提供するためのものであります。(略)</p> <p>また、本約款認可時には、ISP 事業者に複数識別子を付与するよう規定を改定することが必須であります。現状で複数識別子を利用できる ISP 事業者と、1つの識別子しか利用できない事業者があります。この点が解消されないと、1つの識別子しか付与されていない ISP 事業者は新型 NTE と従来型 NTE で品質の異なるサービスを提供することが出来ません。このような公平性が確保されない状況で本約款が認可されると、競争環境の著しい不公正が発生することになります。</p> <p>本約款認可申請によると、新型 NTE は ISP 事業者が装置の全額を網改造料として負担、従来型 NTE は装置のインターフェース費用を ISP 事業者が網改造料として負担するとあります。現状ではフレッツ利用料金で太宗を賄っている従来型 NTE と ISP が全額負担する新型 NTE は、フレッツ利用者が負担する費用負担区間が異なり新型 NTE についてはフレッツユーザーと ISP 事業者の両方から新型 NTE の費用を徴収することになります。新型 NTE を提供する場合には費用負担の公平性・透明性の点で、本約款認可後速やかに別のユーザー約款に基づくサービスとして再申請することが適当です。(クロノス)</p>	<p>そもそもトラヒック急増問題に対して、NTT 東西が自社区間のサービス品質に十分な責任を果たしていれば、輻輳対策のために D 型 NTE を使う必要性がありません。</p> <p>既存の NTE でも最低限利用者が困らない程度に、現状のトラヒックに見合った形で増設を行うことが必要で、D 型 NTE はあくまでも上乗せとなるべきものです。</p> <p>利用者の側から見ても D 型 NTE 利用のサービスは費用負担の区間が異なることになるのですから、別個のユーザ約款の上で、既存 NTE と全く別のプレミアムサービス用に位置付けられが必要です。</p>
<p>(フレッツの接続化が必要)</p> <p>NTE 本体の費用負担が NTT 東西殿（利用部門）から ISP に移動するにもかかわらず、ユーザの役務区間も変わらないため利用者が負担している NTE に相当する費用が ISP からも NTT に対して支払われます。これは、費用を二重取りしていることに他ならず、そのまま NTT 東西の利益になります。このようないびつなサービス構造を是正するめにも、現在卸サービスで実現している光サービスと同様の接続メニューを整備し、公正競争を実現すべきです。(プロバイダー協会地域部会)</p>	<p>プロバイダー協会も従来から、フレッツの卸を接続により提供するよう要望する意見を提出していましたが（2017 年 4 月 12 日、接続料算定研究会第 2 回、プロバイダー協会発表資料ほか）、フレッツの料金設定権がいまだ NTT 東西にあることが、「ISP の選択肢を増やす」はずの D 型 NTE の件で料金制度上の不具合をもたらすことが問題になっています。</p> <p>フレッツの接続化が必要とするプロバイダー協会地域部会の意見に、当社も賛同します。</p> <p>総務省においても、引き続きフレッツの接続での提供について議論を進められるようお願いします。</p>
<p>(接続の適正性・公平性・透明性が重要)</p> <p>最後に、当社を含め多くの ISP が強い要請を行っている増設基準の見直しを早急に行うことで消費者問題・社会的問題となっている本問題の対応や、NTT 東西殿における接続に関する営みが適正性・公平性・透明性をもって運用さ</p>	<p>エヌディイエス、マンダラネットの意見に賛同します。各社意見のとおり、公正な競争の促進のためには、接続制度の公平性・透明性が欠かせない要素です。</p> <p>しかし、例えばフレッツの卸（光コラボレーション）は現状各社共通の条件ではあるものの、制度上</p>

	<p>は相対であり、将来も公平・透明な制度であるかは懸念が残ります。他にも NTT 東西のネットワークを利用してサービスを提供する過程で、個別の協議によるところも多々あるため、いまだ NTT 東西が交渉上、きわめて優位な立場にあります。</p> <p>相互接続制度について、ISP 事業者が意見を表明する機会はたびたびありますが、今後の個別協議などへの影響を考えて多くの事業者が萎縮してしまい、実際に複数の同業者はしっかりとした意見を持ちながら、意見提出を見送ったと聞きました。</p> <p>当社も所属するプロバイダー協会の会長は、2018 年賀詞交歓会において、今後は NTT 東西との関係を良好なものにしていきたいという趣旨のことを述べています。</p> <p>この実現のためにも、接続の制度やその議論について、接続事業者の萎縮を生じさせる原因がないかどうかについても、引き続き注視してくださるようお願いします。</p>
(利用部門と管理部門の分離が不徹底) 電気通信事業法は、NTT 東西殿の管理部門が自社の利用部門や接続事業者を公平に扱うことを探めています。 しかし管理部門の相互接続推進部は、ISP が NTE の増設要請を出しても、「自社の負担が増えるので難しい」として、増設を拒否しており、利用部門を代弁している状況です。 NTT 東西殿の機能分離や運用状況についての検証を要望します。(プロバイダー協会地域部会)	<p>プロバイダー協会地域部会の意見に賛同します。理論上、誰の負担で NTE を増設したとしても、管理部門の収入(相互接続会計の収入)は増え、これはコストベースのため収支も均衡するはずです。</p> <p>利用部門の収支を考えて相互接続推進部が NTE の増設を拒否しているならば、それは NTT 東西の機能分離が不十分です。</p>

## 再 意 見 書

平成 30 年 2 月 13 日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 あて

郵便番号 104-0061

(ふりがな)

住所 東京都中央区銀座 4-12-15

歌舞伎座タワー 21 階

(ふりがな)

氏名 株式会社朝日ネット

代表取締役社長 土方 次郎

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 29 年 12 月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所	御意見
ソフトバンク株式会社殿  網終端装置の輻輳対策として本増設メニュー以外にも様々な施策がとり得ると考えられることから、本増設メニューを利用する事業者が、今後新たなメニューが導入された際に新たなメニューにスムーズに移行できるようにすべきと考えます。	ソフトバンク株式会社殿の意見に賛成します。ISP 事業者にとってインターネットトラヒックの増加対策は重要かつ継続的な課題であるため、今後導入される新たなメニューにスムーズに移行できるための配慮がなされることは重要と考えるからです。

再意見書

西企営第165号  
平成30年2月13日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 540-8511  
(ふりがな) おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう ばん ごう  
住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号  
(ふりがな) にしつぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ  
氏名 西日本電信電話株式会社  
むらお かずとし  
代表取締役社長 村尾 和俊

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則  
第2条の規定により、平成29年12月23日付けで公告された接続約款の変更案  
に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

区分	他事業者意見	当社意見
新たな網終端装置メニューの提供に関する賛同・理解のご意見	<p>(NTT 東西と ISP の協力による問題解決を)      高い料金を負担しても高速なインターネット接続を要望するニーズにこたえるサービスを提供する ISP のために、接続事業者負担による網終端装置のメニューが存在することは否定するものではありません。しかしながら大半の一般消費者、法人等に対しては従来のような NTT 東西殿と ISP の応分のコスト負担による網終端装置の増設を行うべきであり、現行のメニューも増設基準の見直しにより、インターネットトラヒック急増問題への解決を図るべきと考えます。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p> <p>(D 型網終端装置について)      ・今回の約款変更案にて ISP 側の判断で設備増設が可能となる為、今般のトラヒック増等には有効と考える。</p> <p>【アルテリア・ネットワークス株式会社】</p> <p>網終端装置の増設が、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)の基準により行われているため昨今のトラヒックの急増に対し十分な対応ができない、という状況を踏まえると、接続事業者の要望により網終端装置を増設するメニュー(以下、「本増設メニュー」といいます。)の新設は、問題への対応策の一つとして一定の評価はできるものと考えられるため、改正案に賛同します。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の新たな網終端装置メニューについては、左記のとおり賛同・理解を表明するご意見が提出されていることに加え、既に多くのISP事業者(7者、141台、2018年1月16日時点)より利用意向が表明されており、インターネットトラヒックの急増に対応するための選択肢の一つとして、有効に機能することが期待されています。</li> <li>インターネットトラヒックの急増への対応については、これまでご相談いただいたISP事業者や一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会(以下、JAIPA)殿をはじめとした関係団体に対し、当社より、既存メニューの活用等による解決策の提案、装置の大容量化や増設基準の柔軟化等によるユーザあたりスループットの改善等に取り組んできたところであり、当社としては、引き続き、トラヒック状況を踏まえながら、ISP事業者や関係団体と協力して課題解決に取り組んでいく考えです。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>網終端装置の輻輳は、インターネット接続サービスにおけるお客様の体感速度やサービス品質に重要な影響を与えるものであり、一契約当たりのインターネットトラヒックが年間 1.4 から 1.5 倍の速度で増加する中、インターネット接続サービスの品質維持を行っていくためには、そうしたトラヒックの急激な増加に対応していくことが必要です。今回申請された網終端装置のメニューでは、ISP 事業者の判断において自由に網終端装置を増設できるようになり、「接続料の算定に関する研究会 第一次報告書(以下、「第一次報告書」)」を踏まえた内容であること、また、ISP 事業者のサービス多様性向上や付加価値創造に寄与するものであると考えられることから、本変更に賛同いたします。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> <p>賛成します。</p> <p>1. 変更の経緯に記載の図の通り一契約当たりのトラヒックの増加による輻輳問題は ISP 事業者にとって喫緊の課題であると認識しております。</p> <p>今回、ウ欄対象となるIP 通信網終端装置がISP 事業者の判断で増設できるようになることは、トラヒック増加に起因する輻輳問題を解決する選択肢の一つとして有効だと考えます。複数の ISP 事業者がウ欄対象となる IP 通信網終端装置の早期提供を希望するものと考えます。</p> <p>なおISP 事業者にとってインターネットトラヒックの増加対策は重要かつ継続的な課題であり NTT 東西殿には ISP 事業者との間で具体的な対策や抜本的な方向性を継続的に協議する機会を設けていただくことを要望いたします。</p> <p>【株式会社朝日ネット】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
既存の網終端装置メニューに関する増設基準見直しについてのご意見(セッション数緩和・トラヒックベースへの移行等)	<p>フレッツ光隼の 1G 回線に乗り換えて、どれだけ速くなるかと思ったら、夜、どんどん遅くなり、300kbps くらいしか出なくなつた。ADSL より遅く、ISDN やアナログモデムに近づく速度になつた。自分ひとりでなく、ネットを調べると、このような速度低下は、他にも見られるものだつた。ここまで異常な速度低下を放置している行政にも大きな責任や原因があると思う。ただちにユーザーに立場に立った対応をすべき。ベストエフォートは、もともと最大限の努力をすると言う意味だと思うが、いつから努力しない言い訳の言葉になつたのか。</p> <p>【個人】</p> <p>(結論 認可にあたつての条件付与のお願い)</p> <p>これらのことから、NTT 東西殿に対して、インターネットトラヒック急増問題への対処として従来からの PPPoE 方式網終端装置のメニューにおいても、増設基準のトラヒックベースでの改定を NTT 東西殿が今回申請の認可がされるまでに別途認可申請することを認可にあたつての条件と附していただきたいと存じます。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p> <p>(既存網終端装置について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存設備について、トラヒックベースへの見直し検討に時間を要するのであれば先行してセッションベースでの増設基準の引き下げ等についても検討すべきである。</li> </ul> <p>【アルテリア・ネットワークス株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、網終端装置の接続メニューについて、これまでインターネットトラヒックの急増に対応するため、ISP事業者からの相談に丁寧に対応するとともに、ISP事業者からのご要望を踏まえ、装置の大容量化や増設基準の柔軟化等により、ユーザあたりスループットの改善に取り組んできました。</li> <li>・ 今回の新たな網終端装置メニューは、インターネットトラヒックの急増に対応するための選択肢の一つとして、有効に機能することが期待されるものです。既に多くのISP事業者(7 者、141 台、2018 年 1 月 16 日時点)より利用意向が表明されており、インターネットトラヒックの急増に対応するための選択肢の一つとして、当該メニューを早期に提供することが重要であることから、その提供開始時期に影響を与えるようにする必要があると考えます。</li> <li>・ また、現行メニューの増設基準を見直すべきとのご意見について、当社としては、引き続き、現行メニューの増設基準の見直しや新たな網終端装置メニューの提供の実施に向けて検討していく考えです。その際には、こうした当社側の対応だけでなく、ISP事業者においても、適時適切に自社ネットワークを増設いただく等、当社とISP事業者の双方が協力していくことが不可欠です。今後も当社としては、トラヒック状況を踏まえ、ISP事業者と協力して課題解決に取り組んでいく考えです。なお、ご意見を出されている事業者のうち、当社と直接接続をしていない事業者の課題解決については、当社と直接接続しているISP事業者も交えて、実態を確認しつつ、取り組む考えです。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>しかしながら、そもそも、NTT 東西殿が設定している増設基準ではトラヒックの急増に対応できていないという根本的な問題については、未だ解決策が示されていません。現在の増設基準に従うと輻輳が発生する、という状況であるならば、そもそも増設基準に問題があることは明らかであり、増設基準を見直すことこそが本来の対応であると考えます。仮に、現在の増設基準でトラヒックの急増に対し十分な対応ができるというのであれば、NTT 東西殿は根拠をもって十分な対応ができるべきことを示すべきと考えます。</p> <p>なお、上述の通り、網終端装置の輻輳対策として本増設メニュー以外にも様々な施策がとり得ると考えられることから、本増設メニューを利用する事業者が、今後新たなメニューが導入された際に新たなメニューにスムーズに移行できるようにすべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p>しかしながら、インターネット接続にかかるユーザ料金は、ISP 事業者が設定する ISP 料金と NTT 東・西が設定するフレッツ光料金で、ぶつ切りで料金設定されており、網終端装置のコストはフレッツ光料金に含まれています。仮に、今回申請された網終端装置のメニューを網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としてしまうと、本来、NTT 東・西がフレッツ光の基本的なサービス品質(※)を維持するために、フレッツ光料金を原資として負担すべき網終端装置のコストについて、今後は全て ISP 事業者がそのコストを負担することになるため、ユーザ料金の設定範囲とコスト負担の関係に歪みが生じることとなります。</p> <p>網終端装置のコストがフレッツ光料金に含まれていることを踏まえれば、網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としては、今後も、NTT 東・西のフレッツ光料金を原資とした対応が必要であり、引き続き、時代の流れ(一契約当たりのインターネットトラヒックの増加)に見合った提供メニューや増設基準を検討することが必要です。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>また、検討にあたっては、第一次報告書の主な意見にある通り、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増設基準をセッション数からトラヒックベースに見直す要望</li> <li>・増設基準(セッション数)の上限値が更に小さい網終端装置の要望</li> <li>・1Gbps 以上の網終端装置の新設の要望</li> </ul> <p>といった ISP 事業者からの要望を考慮して検討する必要があると考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> <p>(輻輳問題の解決)</p> <p>輻輳問題に関しては、社会問題といえる現状を踏まえて、情報通信行政・郵政行政審議会が平成 29 年 12 月 22 日に答申(以下、答申とします)が出されています。答申には「NGN は利用者が ISP 事業者を介してインターネット等を利用するため用いられるネットワークであることを踏まえると、現在 NTT 東日本・西日本の負担で行われている増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるように行われる必要があり、そのための増設の基準を NTT 東日本・西日本において設定するとともに、現在も情報開示の取組が行われているところであるが、これを明示すべきである。」とあり、その増設についても「また、増設基準はトラヒック実態等に合わせて継続的に見直されることが適当であり、NTT 東日本・西日本においては、基準の緩和に向けて、他事業者・団体からの寄せられる意見・要望を十分参考にしながら取組を進めることが適当である。」とトラヒックを増設基準とすることが適当との考え方が示されています。すなわち、輻輳問題の解決には従来から存在する網終端装置(以下、従来型 NTE とする)の増設基準をトラヒック基準で見直り、新型 NTE の提供は解決手段ではありません。速やかに従来型 NTE のトラヒック基準での見直しを求めるものです。</p> <p>【株式会社クロノス】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>(認可について)</p> <p>本約款認可申請の認可には以下の条件を付帯するよう意見いたします。</p> <p>ア) 本約款の認可時には、従来型増設基準の見直しに関する約款の認可、もしくは約款の変更申請が行われていること。</p> <p>イ) ア)の増設基準はトラヒック基準であること。</p> <p>ウ) 本約款の認可時には、識別子の付与に関する不公平が解消されていること。</p> <p>【株式会社クロノス】</p> <p>(求められているのは従来型 NTE の増設)</p> <p>NTE の輻輳問題について、情報通信行政・郵政行政審議会が 2017 年 12 月 22 日に答申とともに示した「考え方」には、「現在 NTT 東日本・西日本の負担で行われている増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるように行われる必要があり、そのための増設の基準を NTT 東日本・西日本において設定」すべき、との見解が盛り込まれました(考え方 4).</p> <p>この見解が述べていることは、従来通り NTT 東西の負担で「円滑なインターネット接続が可能となる」水準で NTE の増設が行われるべき、ということであり、ISP 事業者に負担を求めて事態を改善すべき、ということでは決してありません。</p> <p>輻輳問題への対応として D 型 NTE を導入することは、問題のすり替えに他ならないのであって、審議会および接続料算定委員会が示す方向性とも異なるものです。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>NTT 東西がこの方向性を忠実に守りさえすれば、ISP 事業者は輻輳対策のために D 型 NTE を利用する必要がありません。</p> <p>よって NTT 東西には輻輳で困っている利用者を救済するために、輻輳を理由に従来型 NTE の増設を求める事業者の要望に直ちに応じることを求めます。同時に総務省にも NTT 東西に対してそのように強く指導することを要望するとともに、輻輳対策を背景とした D 型 NTE は必要がなくなるのですから申請の取下げを促すよう要望します。</p> <p>(既存 NTE の改善が必要)</p> <p>PPPoE 方式の NTE は、特殊な例を除いてインターフェースが最大 1Gbps であり、この仕様は 5 年以上変わっていません。ルータやスイッチは年を追うごとに価格が下がるか、同じ価格で高性能なものが登場しますので、ポート容量あたり提供原価は下がっていくはずです。</p> <p>フレッツ・ISDN の時代から NGN に進むにつれて、NTE の容量も 1.5Mbps, 100Mbps, 1Gbps と拡大してきました。NTE の輻輳問題は本来、この延長で解決できるはずです。</p> <p>既に他の接続事業者も要望されている通り、時代に合わせて 10Gbps などの NTE も選択肢に加えていただくことを要望します。</p> <p>(まず既存 NTE の増設基準の約款申請が必要)</p> <p>予定されている省令の改正により、NTE(閥門系ルータ)の増設基準に関する基本的な事項が接続約款に記載されることになります。NTT 東西は当然、情報通信行政・郵政行政審議会が 2017 年 12 月 22 日に答申とともに示した考え方を踏まえる必要があります。すなわち、他事業者・団体の意見や要望をよく聴いて、トラヒック実態に見合った、輻輳の起らないような基準を設定し、今後も接続料算定研究会で引き続き状況の検証を受けることが必要です(「考え方 4」ほか)。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>NTT 東西は D 型 NTE の前に、まず現在利用者が輻輳で困っている既存 NTE の増設基準を審議会の答申に沿ったものに変更するため、接続約款の案を作成して認可申請を行うべきです。</p> <p>総務省におかれても、NTT 東西が既存 NTE の増設基準の改善を先に行うよう促し、既存 NTE でも利用者が困らない状況が担保されなければ D 型 NTE の導入は認めないとの立場で臨まれることを要望します。</p> <p>(現行の NTE の増設基準が現状に合っていない)</p> <p>従来型 NTE の増設基準はいずれもセッション数で規定されていますが、現在の NTE のメニューが東日本で 2013 年、西日本で 2014 年に決まったときからほとんど変わっていません。現在の主要な NTE メニューでは、「増設基準を緩和したメニュー」を除き、インターフェースはいずれも 1Gbps で、利用者 1 人当たりの帯域は 130~450kbps 程度、「増設基準を緩和したメニュー」を含めても 500kbps 程度になります(2017 年 4 月 12 日、接続料算定研究会(第 2 回)における NTT 東西提出資料 p17 ほか)。</p> <p>その後に総務省が発表した「我が国のインターネットにおけるトラヒックの集計結果(2017 年 5 月分)」からも明らかのように、2013 年から 17 年にかけて利用者の総トラヒック、1 契約あたりのトラヒックも約 4 倍に増加する中、この当時のセッション基準を維持することは現状に合っていません。この集計結果からは、2017 年 5 月の値で 1 契約あたりのトラヒックの平均が約 250kbps ですが、夜間のピークトラヒックは平均トラヒックの 1.5 倍から 2 倍程度に達するため(同結果の 2 および 4 に示す、A1 観測点の傾向)、多くの ISP で夜間のピークに輻輳が生じている現状と一致します。</p> <p>IP 通信では、輻輳の発生により一気に品質が低下することを踏まえ、まずは大多数の利用者が利用する従来型 NTE の増設基準を早急に現状にあった水準に見直すことにより、これらの輻輳を解消することが必要です。D 型 NTE はその次にあるべきものです。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>(D 型 NTE は ISP の自由な選択肢にならない)</p> <p>NTT 東西は D 型 NTE を「各 ISP 事業者の個別要望に基づく選択肢の一つ」と位置付けています(2017 年 10 月 27 日接続料算定研究会(第 8 回), NTT 東西発表資料 p28 ほか). しかしすでに述べてきたとおり、輻輳対策という意味では既存 NTE の十分な増設が求められているのですから、D 型 NTE はあくまでも同一 ISP の中で料金に差をつけ、プレミアムコースのようなサービスを提供したい事業者が、従来よりも上乗せした接続料の負担で個別にぜひ導入したい設備という位置づけのはずです。</p> <p>ところが、NTT 東西の事業者説明会(2018 年 1 月 10 日)において、「省令改正で約款化が求められる既存 NTE の増設基準について、いつどのような内容で申請する予定か.」との質問に対し、NTT 東西は「現行の NTE 増設基準で適切と考えるので、概ね現行の基準をそのまま申請することになる.」と回答するなど、およそ情報通信審議会や接続料算定委員会の方向性に沿わない考え方を示されています。</p> <p>このような状態で D 型 NTE だけが認可されてしまえば、ISP 事業者は輻輳対策に D 型を使わざるを得なくなります。NTT 東西には「ISP 事業者には D 型という選択肢がある」と強弁する口実を与え、現実とかけ離れた従来型 NTE の増設基準を改善するインセンティブさえ働かない結果になります。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>(D 型 NTE はプレミアム用で)</p> <p>後に詳述しますが、D 型 NTE は既存 NTE と費用負担の区間が違うのですから、輻輳対策の目的で既存 NTE と同じフレッツサービス上に持ち込まれ、同じユーザを収容できるようになっていれば、接続制度上も競争上も混乱が生じます。</p> <p>よって、D 型 NTE はフレッツサービス上も別のサービスとして、費用負担区間に応じた別々の利用者約款(利用者料金)を定め、既存 NTE を利用するサービスと完全に分けるべきです。</p> <p>このためには、従来型 NTE と D 型 NTE の同一サービスでの混在を認めないこととすべきで、必ず別々の ISP 識別子により接続するようにすべきです。</p> <p>(判断材料がない状態で申し込むことになるのは酷)</p> <p>NTT 東西は既に、D 型 NTE の申込み受付を開始していますが、輻輳対策のためにやむにやまれず D 型 NTE を検討している ISP 事業者にとって、既存 NTE の増設基準の方向性が示されないことは非常に酷です。一度申し込んだ NTE に対しては 9 年分の網改造料を支払うことになるため、その意味でも NTT 東西は直ちに既存 NTE の増設基準を改善し、それを ISP 事業者に示す必要があります。(認可するにしても所要の経過措置を設けるべき)</p> <p>D 型 NTE は第一種指定電気通信設備との接続制度のあり方に照らして問題が多く、これまでに述べた問題をきちんと検討整理することなく認可することは将来に大きな禍根を残すことになります。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>本来、すでに述べた通り認可はしばらく見送るべきと考えますが、仮に一部の ISP 事業者の強い要望で早期の導入が求められるのであれば、十分な判断材料のない中で申し込まざるを得ない ISP 事業者に配慮する必要があります。具体的には、輻輳対策としての D 型NTE は既存 NTE の増設ができるまでの短期間の暫定策と位置づけ、今後の策定される既存 NTE の増設基準をみながら、既存 NTE との間で変更をできるようにすべきです。</p> <p>本来、既存 NTE の増設基準は輻輳の起こらない水準に見直されるべきなのですから、一度緊急の輻輳対策として D 型を申し込んだとしても、その後既存 NTE の増設基準の台数におさまることは容易に想定されます。</p> <p>D 型 NTE と従来型 NTE は同型の装置でありながら、制度上の制約で変更できないとのことです(2018 年 1 月 10 日、事業者説明会での回答ほか)、上記の事情に配慮し、新しい基準を満たせば D 型から従来型 NTE に扱いを変更できる経過措置を設けるなど、所要の経過措置を設けるよう要望します。</p> <p>【EditNet株式会社】</p> <p>NTT 東西殿は、今回の申請の中で「接続事業者の要望を踏まえて新たな接続メニューを提供する」と述べています。しかし、当社をはじめ多くの ISP は既存の網終端装置の増設基準を、輻輳問題の根本的原因であるセッションベースの基準からトラフィックベースの基準に変更べきであると度々強く要請しているものの、いまだに NTT 東西殿は変更していません。実際に、総務省「接続料の算定に関する研究会(第 11 回)」の資料では、約 9 割の ISP が「網終端装置を起因とする輻輳問題で顧客からクレームやコメントを受けている」と答え、9 割以上の ISP が既存網終端装置の増設基準をトラフィックベースへ変更する必要がある」と考えていることが明らかになっており、消費者の利益を考えれば増設基準の早急な変更が必須であることは明らかです。NTT 東西殿は、一部の事業者から要望があったとされる本申請(以下、D 型網終端装置)にかかる</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>措置には応諾しながら、多くの ISP の要望である「NTT 東西の消費者問題・社会問題の解決策である設備増設基準の変更」については全く応じないのは不當であることから、早急にこれに応じ、NTT 東西が原因である社会問題・消費者問題の解決を図るべきです。</p> <p>多くの ISP が出席した NTT 東西の D 型網終端装置に関する説明会(2018 年 1 月 10 日)において、「省令改正で約款化が求められる増設基準について、いつどのような内容で申請する予定か」という ISP の質問に対し、NTT 東西は「現行の NTE 増設基準は適切と考えているので、概ね現行の基準にて申請をしたい」と回答しており、総務省「接続料の算定に関する研究会」での方向性には沿わない考え方を示しています。</p> <p>この状況において、このまま D 型網終端装置だけが認可されれば、NTT 東西殿には社会問題化した既存の網終端装置の増設基準を改善するインセンティブが全く働きません。NTT 東西殿は ISP に対して「ISP には D 型網終端装置という選択肢がある」と強弁しながら、既存の網終端装置の増設基準を変更しない状況となり、ISP にとって利用者へ支障が生じている既存の網終端装置は選択肢になり得なくなります。結果的に「D 型網終端装置が事実上唯一の選択肢」という状況になることが明らかです。D 型網終端装置が従来型と並ぶ ISP の選択肢として、まず既存の網終端装置による社会問題・消費者問題が解決するよう、本申請の認可にあたっては、既存の網終端装置の増設基準を変更することを条件として附すことを強く要望します。</p> <p>【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ／両毛インターネット、有限会社マンダラネット】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>1-4 輻輳問題への対応が不十分であり継続的に検証すべき  「接続料の算定に関する研究会(第2回)」でも、NTT東西殿は、「ISP事業者は重要なパートナーと考えている」旨の発言をされておりますが、現状の輻輳対策について十分な対応がされているとは思えません。</p> <p>輻輳問題の解決に向けて既存NTEの増設基準をトラヒックベースへ早急に変更すべきです。また本件に対するNTT東西殿の対応が研究会開催時のみとならないよう、今後の対応については総務省殿において継続的に検証されるべきです。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会】</p> <p>3-1 D型NTEはNTEの輻輳対策とはなり得ない(問題になっているのは従来型NTE)  この問題については、電気通信事業法施行規則の改正案について情報通信行政・郵政行政審議会が諮問を受け、2017年12月22日付で行った答申(以下、2017年12月答申といいます。)においても、この共通認識を前提に、「現在NTT東日本・西日本の負担で行われている(NTEの)増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるように行われる必要がある」とされており、その基準についても「トラヒック実態等に合わせて継続的に見直されることが適当であり、NTT東日本・西日本においては、基準の緩和に向けて、他事業者・団体からの寄せられる意見・要望を十分参考にしながら取組を進めることが適当」とされたところです。昨今のトラフィック輻輳問題の根本的原因は既存のNTEであるため、これら既存のNTEに対する改善を行わない限り問題の解決には至りません。既存の設備に対する増設基準の見直しが必要です。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>3-2 D 型 NTE は ISP の自由な選択肢にならない</p> <p>NTT 東西殿はD 型NTE を「各ISP の個別要望に基づく選択肢の一つ」と位置づけています(接続料算定研究会、2017 年10 月27 日NTT 東西殿資料他)。前述の通り従来型NTE でも利用者が困らないことが求められているのであるから、D 型NTE は同一ISP の中に料金に差をつけ、プレミアムコースのようなサービスを提供したい事業者が、従来よりも上乗せした接続料の負担で個別にぜひ導入したい設備という位置づけとなるべきものです。しかし、当協会の複数の会員も出席したNTT 東西殿のD 型NTE 約款申請に関する説明会(2018 年1 月10 日)において、NTT 東西殿は「省令改正で約款化が求められる増設基準について、いつどのような内容で申請する予定か。」との質問に対し、「現行のNTE 増設基準は適切と考えているので、概ね現行の基準にて申請をしたい。」と回答するなど、およそ接続料算定研究会での議論の方向性に沿わない考え方を示しています。</p> <p>この状況において、このままD 型NTE だけが認可されれば、NTT 東西殿には社会問題化した既存のNTE の増設基準を改善するインセンティブが全く働きません。NTT 東西殿はISP に対して「ISP にはD 型網終端装置という選択肢がある」と強弁しながら、既存のNTE の増設基準を変更しない状況となり、ISP にとって利用者へ支障が生じている既存のNTE は選択肢になり得なくなります。結果的に「D 型網終端装置が事実上唯一の選択肢」という状況になることは明らかです。D 型NTE が従来型と並ぶISP の選択肢として、まず既存のNTE による社会問題・消費者問題が解決するよう、本申請の認可にあたっては、既存のNTE の増設基準を変更することを条件として附すことを強く要望します。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>3-3 NTE 輻輳問題の解決は、従来型 NTE 増設基準のセッションベースからトラヒックベースへの移行</p> <p>2017 年 10 月 27 日に開催された「接続料の算定に関する研究会」第 8 回において、NTT 東西殿より、NTE の接続メニューを ISP 事業者等からの要望を踏まえ提供する旨公表されましたが、メニュー設定に当たつて事前に当協会や当協会に所属する多くの ISP 等に広く意見を聞く等は行われていません。当協会からは社会問題化しているフレッツの輻輳問題の解決のために、既存の NTE の増設基準をセッションベースからトラヒックベースに変更する件を度々強く要望しているものの、いまだに NTT 東西殿は変更しておりません。まずは研究会や答申で示された方向性のとおり、大多数を占める既存メニューの増設の方向性を早急にトラヒックベースに移行させ、輻輳問題の解消を図るべきです。</p> <p>3-4 輻輳対策のための D 型 NTE は認可されるとしても、暫定的なものであるべき</p> <p>上記述べた通り、D 型 NTE の議論は既存 NTE の増設基準が十分な基準に見直されてから、または同時にを行うべきと考えますが、仮に D 型 NTE を先行して認可する場合、D 型 NTE の位置づけや条件は輻輳対策としてではなく暫定的なものと考え、接続事業者が不當に不利益となることのないよう、経過措置を設ける必要があります。例えば、既存メニューの増設可能台数は基準の見直しとともに変わることもあるため、一度新メニューで申し込みを行い、新メニューの利用を開始した後であっても、全体として既存メニューとしての増設可能台数に収まる場合は、装置を既存メニューに流用できるなどのようにすべきです。また、この D 型の新設に当たって ISP 毎に利用できる識別子を複数利用できるようにする予定がある旨の案内がありました。これについても詳細な仕様やスケジュールについて速やかな公表を要望します。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>(3) 輻輳問題対策への効果について</p> <p>NGN を用いたインターネット接続サービスの通信品質の劣化・輻輳は、当社ご利用者からのクレームでも明らかな問題と認識しており、また昨今の報道によると今や社会問題ともいえます。しかしながら 2018 年 1 月 10 日に接続事業者向けに開催した D 型 NTE に関する説明会で、NTT 東日本・西日本殿より、昨今の輻輳問題のボトルネックは網終端装置では無く、NGN 網内の別の箇所に存在する可能性が示唆される発言がありました。よって今回の契約約款一部改正は、輻輳問題に対する効果について疑義が残ります。輻輳問題の対策を効果的なものとするためには NTT 東日本・西日本殿は NGN 品質基準の考え方を明らかにし、かつ NGN 網内のボトルネック箇所の洗い出しが必要と考えます。</p> <p>【株式会社シナプス】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
新たな網終端装置メニューの費用負担のあり方に関するご意見	<p>(現状のコスト負担構造の変更)</p> <p>上記資料「2. 変更の概要」にありますとおり、「今般の変更は(中略)、増設に係る接続料は、網改造料として要望事業者が個別負担する。」とありますとおり、従来 NTT 東西殿と接続事業者が接続料において応分のコスト負担を行ってきた構造を改め、新設される網終端装置のメニューにおいては接続事業者である ISP のみのコスト負担に変更するものとなります。</p> <p>(ISP のみの負担による解決は問題)</p> <p>当協会としては、社会インフラであるインターネットのトラヒック急増により、NGN の PPPoE 方式を利用する一般消費者、法人等における通信速度の極端な低下が社会問題になっている現状において、接続事業者である ISP にのみコスト負担を転嫁することで問題の解決を図ることは適切であるとは思いません。ISP のみが NTT 東西殿の網終端装置のコスト負担を行うことでインターネットトラヒックの急増問題の解決を図ろうとするならば、今後はトラヒックの増加のため速度低下を解決するためには ISP 料金の値上げをもたらし、最終的にはその利用者である一般消費者や法人等の負担増となり、国民経済を圧迫するものとなります。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の新たな網終端装置メニューは、ISP事業者のご要望や「接続料の算定に関する研究会」での議論を踏まえ、新たなメニューを追加することで、ISP事業者の選択肢を増やすものであり、既存のメニューの費用負担の範囲を変更するものではありません。</li> <li>今回の新たな網終端装置メニューは、インターネットトラヒックの急増に対し、有効に機能することが期待されるものです。既に多くのISP事業者(7者、141台、2018年1月16日時点)より利用意向が表明されており、インターネットトラヒックの急増に対応するための選択肢の一つとして、当該メニューを早期に提供することが重要であると考えます。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>(新型 NTE の費用負担)</p> <p>本約款認可申請によると、新型 NTE は ISP 事業者が装置の全額を網改造料として負担、従来型 NTE は装置のインターフェース費用を SP 事業者が網改造料として負担するとあります。現状ではフレッツ利用料金で太宗を賄っている従来型 NTE と ISP が全額負担する新型 NTE は、フレッツ利用者が負担する費用負担区間が異なり新型 NTE についてはフレッツユーザーと ISP 事業者の両方から新型 NTE の費用を徴収していることになります。新型 NTE を提供する場合には費用負担の公平性・透明性の点で、本約款認可後速やかに別のユーザー約款に基づくサービスとして再申請することが適当です。</p> <p>【株式会社クロノス】</p> <p>(D 型 NTE は ISP に対する責任転嫁)</p> <p>(NTE は NTT 東西持ちの設備)</p> <p>相互接続モデルでのサービス提供は、責任分界点が明確である必要があります。</p> <p>NGN の ISP 接続の費用負担は、NTE のインターフェース部分だけを網改造料で ISP 事業者が負担し、NTE の本体(インターフェースを除く部分)は一般収容局接続ルーティング伝送機能(省令改正後は「閑門系ルータ交換機能」)に位置付けられ、それをを利用して NGN サービスを提供する NTT 東西の利用部門が負担することが、当初からのルールとして定められています。</p> <p>NTT 東西(利用部門)、ISP 事業者のいずれも、このルールを前提としてそれぞれの利用者料金を決めており、結果、ISP 事業者はこの境目を前提にして低廉な利用者料金を設定しています。つまり、現在の NTE 輻輳問題に対して、NTT 東西は自ら、利用者から料金を受け取っている区間にについての責任として、本来の NTE(インターフェース部分を ISP 事業者が負担する NTE)を増設する必要があります。「動画や大容量データのダウンロードも快適な速さでスムーズにインターネット！」(NTT</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>東日本 web サイトよりが楽しめる程度に、「回線混雑状況等により大幅に低下する場合」(同)でも、最低限輻輳で困る利用者がいなくなる程度にはしていただく必要があります。</p> <p>NTE の輻輳問題は利用者である消費者の不満を引き起こしており、各 ISP には日々その苦情が寄せられています。しかしこれは、NTT 東西が NGN 設備である NTE の増設について、現状のトラヒックに合っていない「増設基準」を理由に十分応じていないことの問題なのです。</p> <p>D 型 NTE を現行サービスの輻輳対策のために導入することは、ユーザに対する自らの責任を放棄し、ISP に対しては費用負担区間のルールを一方的に変更し、ISP 事業者の負担で NGN 区間の品質確保を使用とするもので、およそ受け入れられません。</p> <p>接続料制度との関係でも、D 型 NTE は技術的には従来型 NTE と全く同じであり、従来型 NTE と区別せずに利用者を収容することもできるため、費用負担の境界が異なる 2 種類の NTE が同じサービスの上で混在することとなります。利用者料金と提供原価との関係の検証を困難にするおそれがあるほか、事業法が接続約款において機能ごとの接続料を定めることを義務付けたこと(33 条 4 項 1 号口)の趣旨を損なうおそれがあります。</p> <p>よって、輻輳問題への対応のために行われた本件 D 型 NTE の認可是見送られるべきです。</p> <p>(費用負担の肩代わりを求めるのは不公正な取引方法)</p> <p>ここまで、NTT 東西と ISP 事業者の費用負担の問題を説明してきましたが、立場を入れ替えて考えればより容易に問題を理解できると思います。</p> <p>POI(相互接続点)の ISP 事業者側で輻輳が生じ、利用者に不満が生じたとしても、ISP 事業者が設備増強の資金を NTT 東西に負担させることは考えられませんし、そんな要請をしても相手にされるはずがありません。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>相互接続が文字通り対等な接続であれば、POI の向こう側の費用を肩代わりさせることは考えられませんが、NTE の輻輳問題で ISP 事業者がその負担を受け入れざるをえないのは、ただ NGN がボトルネック設備であり、NTT 東西が交渉上きわめて有利な立場にあるからです。</p> <p>ISP 事業者は同じ NGN 上にも多くの競争者を有するとともに、まず利用者の苦情を受ける立場であることから、NTE の輻輳問題について、利用者が困っている状況を解消したいという心情的にも、また他の ISP との競争を意識しても、本来求められる理由のない負担を受け入れざるを得ない(不当な条件での接続を申し込まざるを得ない)状況にあります。</p> <p>NTT 東西が自らの責任で従来型 NTE の改善をすることなく ISP に費用負担の肩代わりを求めるることは、不公正な取引方法にあたるおそれさえあります。</p> <p>【EditNet株式会社】</p> <p>また、今回 NTT 東西殿から発表された D 型網終端装置について、その設備等を全額 ISP 負担としている点について大きな問題があります。二者の事業者網を接続する際には、接続を円滑にするために、これまでネットワークは NNI(POI)を分界点としてネットワークの責任の所在(コストの負担範囲)を明確にしてきました。具体的には、POI を中心に両者が技術的・保守的・ビジネス的観点で責任範囲を明確にし、分担することにより、エンドエンドで一体となる通信が安定的に提供できるようにしたものです。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>しかしながら、本申請で設定されることとなる D 型網終端装置や既存の IPoE 接続方式のゲートウェイルータはともに、POI より NTT 側、すなわち NGN 内部に設置されており、NTT 東西殿のユーザ約款上でもサービス範囲に定義されています。すなわち、この設備は NTT 東西殿が利用者から徴収するネットワーク利用料で管理・運用され、サービスが提供されるべきのものです。しかし今回、多くの ISP への事前の相談や確認、議論もなく、NTT 東西殿の判断によって D 型網終端装置は費用負担のみが ISP の負担に変更されました。NTT 東西殿は本申請の中で理由について「PPPoE 方式においてトラフィックの急増に対してネットワーク側において十分な対応をすることが困難な状況にある」としているものの、今回の措置はその事象に対する困難性の根拠ではなく、また本申請によってどのように解決されるのか等も含め、全く具体的な根拠が示されることがなく申請が行われています。実際、費用負担を ISP に変更することによって、「ネットワーク側において十分な対応をすることが可能になる」とは到底に考えづらく、本措置は単なる NTT 東西殿の自社ネットワークのコストの押し付けでしかないことから大きな問題です。</p> <p>(D 型は利用者約款も別のサービスとして提供すべき)</p> <p>NTT 東西は D 型 NTE について、「増設の決定権(および費用負担)を ISP に移すもの」と説明されます。それならば、費用負担が移る NTE 本体の区間について料金設定権も同時に ISP に移さなければ不公正です。</p> <p>費用負担の区間と料金設定権の区間が異なる結果、利用者にとっては利用者料金は一律、接続方法も PPPoE 方式で一律でありながら、ONU で NGN に乗った利用者が、NTE の手前で ISP に乗り入れる場合と、NTE の ISP 側インターフェースまで乗ってから ISP に乗り入れる場合が混在することもあります。</p> <p>本来、支払う料金と対応する区間を揃えることが望ましいのは、今後の接続料制度の改正や、NGN を新たな接続形態で利用する事業者が現れる可能性を想定すれば、当然といえます。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>利用する区間が違うのですから、フレッツサービスの利用者約款(利用者料金)自体を別々のものとし、ISP 事業者側から見ても最初からD 型NTE は別のサービス用として提供するようにするほうが、責任区分の問題をきれいに整理することができ、D 型の本来の趣旨を生かすことができるはずです。</p> <p>しかし既存NTE とD 型NTE が同一のサービス上に混在する状態が一度生じてしまうと、もはやこの点を整理することは不可能になります。</p> <p>D 型 NTE が正式に導入されていない今の段階でこの点をよく整理し、「サービスを受ける区间に応じた料金を支払う」ということを、利用者料金についても実現すべきです。</p> <p>【EditNet株式会社】</p> <p>ちなみに、NTT 東西殿はトラフィック増加が本申請に伴う理由としていますが、ISP ネットワークやコンテンツネットワークも同様にトラフィック増加に伴う自ネットワークのコスト負担(投資)を自らの責任で行っています。インターネットはこれまで自網を自己負担として、自らの責任でネットワーク設備やトラフィック、品質の管理を行っています。今回、NTT 東西殿がトラフィックの増加を理由にして自らがユーザに提供しているネットワークの設備投資を他社に強いることは公正な根拠がないだけでなく、ボトルネック設備を持つ者としての優越的地位の濫用であり、不当です。</p> <p>【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ／両毛インターネット、有限会社マンダラネット】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>2-1 NTE は NTT 東西殿資産の設備</p> <p>今回 NTT 東西殿から発表された D 型 NTE について、NTT 東西殿の資産である設備等の費用を全額 ISP 負担としている点については非常に大きな問題です。NTE は NGN 内部に設置され、NTT 東西殿によって管理・運用されているものです。NTE の輻輳問題は本質的に NTT 東西殿の NGN・フレッツ役務区間の問題であることから、NTT 東西殿自身によって問題を解決すべきものです。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会】</p> <p>(4) 網終端装置の費用を接続事業者が個別負担する根拠について網終端装置は、相互接続点からみて NTT 東日本・西日本側の装置であり、NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービス提供のために、役務を提供していない接続事業者が個別負担する根拠が明らかではありません。</p> <p>さらには、接続事業者に負担を求めるとする網改造料の算定に係る個別費用が不明確であることから、著しく料金設定の透明性を欠いております。事業者は料金負担の妥当性を判断できず、かつ NTT 東日本・西日本殿にはコスト削減インセンティブも発生しないことから、インターネット接続サービスのコストダウンが進まず、最終的にご利用者利益を損なう懸念があります。</p> <p>もし事業者に個別負担を求めるのであれば、相互接続点の見直しから議論されるべきであると考えます。</p> <p>【株式会社シナプス】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
新たな網終端装置メニューの提供経緯・目的等に関するご意見	<p>「接続事業者の要望により増設するメニュー」とあります、ISP事業者の団体である当協会としてこのようなメニューの増設を要望したことはありません。ただし、当協会が閲知しないところで一部の接続事業者が水面下で直接NTT東西殿に対してこのような要望を行ったことを否定するものではありません。昨年夏以来当協会はNTT東西殿とNGNの網終端装置増設問題に係る協議を行ってまいりましたが、いくつかの解決策があるなかでNTT東西殿から本件のみが今回認可申請されてきたことに対して、意外な印象とともに一部のISPからはその経緯の不透明感が問題として投げかけられています。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の新たな網終端装置メニューは、ISP事業者のご要望や「接続料の算定に関する研究会」での議論を踏まえ、インターネットトラヒックの急増に対する解決策の一つとして提供するものです。</li> <li>・当社としては、引き続き、現行メニューの増設基準の見直しや新たな網終端装置メニューの提供の実施に向けて検討していく考えです。今後も当社としては、トラヒック状況を踏まえ、ISP事業者と協力して課題解決に取り組んでいく考えです。なお、今回の新たな網終端装置メニューの事業者周知内容については、JAIPA殿に2017年10月25日に事前共有し、了解いただいているものと考えております。また、「接続料の算定に関する研究会(第8回)」(2017年10月27日実施)において、JAIPA殿から、「全額負担であることを前提に、増設基準のない網終端装置の増設が可能となったこと(中略)は評価」とのご意見をいただいております。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>接続料の算定に関する研究会第一次報告書(2017年9月)においてもNTEの増設が課題とされ(p32),この流れの中でNTT東西は、D型NTEの導入に言及し、本件認可申請を行われました。</p> <p>本件認可申請においては、「接続事業者の要望」を根拠にしていますが、この点についてNTT東西は「当社は、個別の事業者協議だけでなく、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会殿とも協議する中で、事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般『網終端装置を自由に増設できる接続メニュー』を提供することとしたものです。」(いずれも2017年12月22日に電気通信事業法施行規則改正案に関する情報通信行政・郵政行政審議会の答申書とともに公表された再意見)と説明されています。</p> <p>これについて一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会は、協会としてそのようなメニューを「要望した事実はありません」と非常に強い言葉で反論を行っています(2018年1月23日接続料算定委員会、プロバイダー協会発表資料)。プロバイダー協会の主張を前提とすれば、NTT東西は事実を誇張して議論をミスリードしていることになり、非常に遺憾です。2017年4月12日の接続料算定研究会(第2回)でも、NTT東西は「(ISP事業者は)本当に重要なパートナー」と発言されていますが、同じ会議の席上で構成員からは「大事なパートナーとして認識されているのであれば、もうちょっと丁寧な対応をされるべきだと思います。」と指摘され、「我々真摯に反省して、対応していきたいと思います。」と述べられています(いずれも議事録p37)。それからまだ日もたたないうちにプロバイダー協会とこのような行き違いを起こすこと自体が、NTT東西のISP軽視を如実に表しています。</p> <p>NTT東西の対応がISPに対し、ひいては輻輳問題で一番困っている消費者のことを親身に考えているかどうか、引き続き注視されるよう総務省にもお願いします。</p> <p>【EditNet株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>1-1 当協会として要望していない全額負担メニュー</p> <p>NTT 東西殿は、現在認可申請中の網終端装置(以下「NTE」といいます。)の ISP 事業者が費用の全額を負担するメニュー(以下「D 型 NTE」といいます。)について、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等のうち、第一種指定電気通信設備との接続に係る事項に対する再意見書」(2017 年 12 月 22 日公表)において、「当社は、個別の事業者協議だけでなく、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会殿とも協議する中で、事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般『網終端装置を自由に増設できる接続メニュー』を提供することとしたものです。」と述べています。</p> <p>しかしながら、当協会および多くの協会会員 ISP は消費者問題となっているトラヒック輻輳問題の解消に向けて、既存を含む NTE のトラヒックベースでの増設を一貫して要望してきており(接続料の算定に関する研究会 第 3 回および第 4 回資料参照)、当協会として「網終端装置を自由に増設できる接続メニュー(全額負担メニュー)」を要望した事実は一切ありません。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>(1) 契約約款一部改正の目的について</p> <p>NTT 東日本・西日本殿は、現在認可申請中の網終端装置(接続事業者が費用の全額を負担するメニュー。以降「D 型 NTE」といいます。)について、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等のうち、第一種指定電気通信設備との接続に係る事項に対する再意見書」(2017 年 12 月 22 日公表)において、「事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般『網終端装置を自由に増設できる接続メニュー』を提供することとしたものです。」と述べています。しかしながら弊社を含む多くの接続事業者は、インターネット接続サービスご利用者の動向やサービス品質確保の観点から、トラフィック急増による輻輳対策としては、網終端装置の増設基準をセッション数ベースからトラフィック量ベースに変更することを強く要望してきました。よってそもそも今回の接続約款一部改正は、しかしながら弊社を含む多くの接続事業者は、インターネット接続サービスご利用者の動向やサービス品質確保の観点から、トラフィック急増による輻輳対策としては、網終端装置の増設基準をセッション数ベースからトラフィック量ベースに変更することを強く要望してきました。よってそもそも今回の接続約款一部改正は、誰のために何のために行うのかについて、明らかではありません。</p> <p>【株式会社シナプス】</p> <p>(2) 契約約款一部改正の必要性について</p> <p>今回の D 型 NTE は、従来の網終端装置増設と同様に、接続事業者の要望に基づき行われます。今回の D 型 NTE の新設は単に、NTT 東日本・西日本殿の設定する増設基準の種類が増えるのみであって、接続約款一部改正必要性が明らかではありません。</p> <p>【株式会社シナプス】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
新たな網終端装置メニュー提供の周知に関するご意見	<p>1-3 告知期間・申込期間が短すぎる</p> <p>NTT 東西殿より 2017 年 10 月 30 日に発信されました D 型 NTE の接続受付の案内(メール)によると、1 次申込期間が案内の翌日である 11 月 1 日から 10 日までのわずか 10 日間とされており、多くの事業者にとって十分な検討の時間がありません。メールでアナウンスのあった翌日から 10 日間で、9年間にわたり●円以上も支出する装置を検討することは不可能です。アナウンスのあり方や、この D 型 NTE の提供の情報がすべての事業者に同じタイミングで行われたか否かも含め、公平性・透明性・適正性の観点で検証されるべきです。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会】</p> <p>また、本申請にかかる網終端装置の提供開始におけるプロセスについても問題があります。平成 29 年 10 月 30 日に提供開始の周知が発信されましたが、接続事業者、あるいは ISP 事業者団体に対する事前の説明や意見聴取がほとんどない中、突然の発表(メールによる通達)となりました。その中では、全額網終端装置の接続受付をメール発信日付の翌日にあたる 11 月 1 日から開始すると募集案内がされました。加えて該当案内による 1 次申込期間が同様に 11 月 1 日から 10 日までの 10 日間となっており、大きな投資が必要な案件であるにも関わらず、十分な検討の時間が十分にありませんでした。これらの状況をみれば、特定の事業者に予め情報を提供した上で、募集を開始したことは明らかです。このように約款認可前に新たな網終端装置の提供にむけたアナウンスや募集の開始、および募集期間の設定等の手続きについても接続の適正性・公平性・透明性の観点で大きな問題であり、総務省殿においては今般の提供が事業法上の不法行為であるかどうか検証し、今後同様のことが行われることが無いよう、十分な議論を行っていただくよう要望します。</p> <p>【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ／両毛インターネット、有限会社マンダラネット】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、2017 年 10 月頭からの JAIPA 殿との協議の場で意見交換を重ねた上、2017 年 10 月 25 日に事業者周知内容について事前に共有し了解を頂き、「接続料の算定に関する研究会(第 8 回)」(2017 年 10 月 27 日実施)において、当社より本メニューの提供を行う旨を公表し、JAIPA 殿からも同日にプレゼンテーションにて「全額負担であることを前提に、増設基準のない網終端装置の増設が可能となったこと(中略)は評価」とのご意見をいただき、このような経緯を踏まえ、2017 年 10 月 30 日に相互接続協定締結済みの全 ISP 事業者へ周知を行ったものです。</li> <li>なお、ご指摘の申込受付期間は、2018 年 4 月からの早期利用を希望される ISP 事業者に対し、物品の調達期間等を勘案し、設定したものであり、以後の申込みにおいても随時申込みを受け付け、早期提供に応えられるよう対応しております。今回のご指摘を踏まえ、今後、当社としては、ISP 事業者や接続事業者関係団体に対し、引き続き丁寧な情報提供を行っていく考えです。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
新たな網終端装置メニューの網使用料化に関するご意見	<p>(D 型は網使用料で申請すべき)</p> <p>省令の改正により、「閥門系ルータ交換機能」が接続料規則に規定され、IPoE の GWR での接続については今後、網使用料として接続料が設定されることになります。</p> <p>IPoE 方式には GWR 以外の接続方法がない一方、D 型 NTE には従来型 NTE と併用される点で違いがあるものの、施行予定の接続料規則第 4 条の表に照らせば、D 型 NTE が GWR と区別される理由が見出せません。また、総務省が示している「基本的な接続機能」の要件(「NGN の ISP 接続に関する論点等について(PPPoE と IPoE の接続関係)」総務省料金サービス課、2017 年 10 月 27 日など)への当てはめにおいても、D 型 NTE と GWR で結論が異なるとは思われません。(D 型 NTE は GWR と違って接続可能事業者数の制限もなく、GWR 以上に一般的な機能を提供できることから、なおのこと網使用料として接続料が設定されるべきではないでしょうか。)</p> <p>一度網改造料で認可されたものを後日網使用料に変更することは、費用負担の問題などを含めて面倒な論争が起こるおそれがあります(2017 年 12 月 22 日接続料算定研究会(第 10 回)VNE 各社提出資料、6 ページほか)。</p> <p>よって、D 型 NTE を導入する方向であるにしても、これは網改造料の認可申請ではなく、省令改正の公布を受けて網使用料として申請を出し直すべきと考えます。</p> <p>蛇足ですが、既存の接続事業者がある中で行われる GWR の網使用料化と異なり、約款は認可前で既存の事業者への影響も考えにくいくらい、接続料規則改正附則第 6 項(利用中止後の費用の負担)の経過措置の適用はなされない前提で網使用料を算定すべきことは、いうまでもありません。</p> <p>【EditNet株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の新たな網終端装置メニューについては、接続事業者の個別のご要望に基づき個別専有的に利用される装置である以上、網改造料として接続料を設定することが適当と考えます。</li> <li>・ なお、IPoE 方式におけるゲートウェイルータについては、「接続料の算定に関する研究会(第 10 回)」で述べたとおり、仮に網使用料とする場合であっても、 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 短期利用による費用負担の不公平防止の観点から、利用を中止する当該事業者が利用中止に係る費用(残価等)を支払うこと</li> <li>- 現在の費用負担範囲(料金設定権)を変更せず、接続事業者が費用を全額負担すること</li> <li>- 非効率なネットワーク構築を助長させないよう、全国平均の網使用料ではなく、POI毎の料金とすること</li> </ul> </li> </ul> <p>が必要であると考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>(利用部門との公平性に照らしても問題)</p> <p>PPPoE 接続において、既存 NTE は本来的にインターフェース部分と本体部分に分けられ、前者は網改造料として ISP 事業者が負担し、後者は収容局ルータ等の設備と一緒に一般収容局接続ルーティング伝送機能の網使用料が設定されています。後者は接続料規則の改正により、ほぼ単体で閑門系ルータ交換機能に組み替えられることが決まっています。</p> <p>ところが、D 型 NTE の全体が網改造料として位置づけられると、NTE 本体部分は同じ機能を持つ機器でありながら、NTT 東西の利用部門がフレッツサービスを提供するために使えば網使用料になるのに対し、ISP 事業者が接続サービスを提供するために使えば網改造料になるとという問題が生じ、接続約款認可の要件である電気通信事業法が義務付ける利用部門と他事業者の公平性の担保(33 条 4 項 3 号)との関係で疑問が生じます。</p> <p>この観点からも、D 型 NTE は網使用料(閑門系ルータ交換機能)で申請を出し直すべきと考えます。</p> <p>【EditNet株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
識別子に関するご意見	<p>また、本約款認可時には、ISP 事業者に複数識別子を付与するよう規定を改定することが必須であります。現状で複数識別子を利用できる ISP 事業者と、1つの識別子しか利用できない事業者があります。この点が解消されないと、1つの識別子しか付与されていない ISP 事業者は新型 NTE と従来型 NTE で品質の異なるサービスを提供することが出来ません。このような公平性が確保されない状況で本約款が認可されると、競争環境の著しい不公正が発生することになります。</p> <p>【株式会社クロノス】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の新たな網終端装置メニューの提供に伴い、複数の識別子を利用可能とします。</li> <li>・本内容については、JAIPA殿へ 2017 年 12 月 21 日に提供を検討している旨、説明の上、2018 年 1 月 11 日に相互接続協定締結済みの全 ISP 事業者へ周知しました。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
網終端装置の相対メニューに関するご意見	<p>この規定は指定設備への接続の公平性および透明性の担保が公正競争上欠かせないことから設けられた規定で、これを遵守していただくことは当然です。</p> <p>ISP 事業者が費用を全額負担する NTE が「インターフェースを付与する機能」ではないことは、ISP 事業者が費用を全額負担する IPoE 方式のゲートウェイルータ(以下「GWR」といいます。)が現行約款上既に「接続を行うための機能」、すなわち本件変更案と同じ表現で定義されていることからも明らかです。</p> <p>これが既に提供されていることは、原則として禁止された接続約款外の条件での協定の締結に当たる懸念があります。</p> <p>また、後に詳述する NTT 東日本の「増設基準を緩和したメニュー」については、全く同じ装置でありながら、増設基準の緩和と引き換えに網改造料を高くするメニューです。全く同じ装置でありながら「インターフェースを付与する機能」の提供原価、すなわちインターフェース部分の価格が異なることは考えられず、認可された接続約款の算出式(接続約款料金表第 2(網改造料)2(料金額)2-1(算出式))と異なる網改造料を設定して請求していたのではないかという疑問が生じます。</p> <p>よって、総務省におかれでは、本件変更案の審査の前提として、NTT 東西が既に見切り発車のような状態で接続約款と異なる条件の NTE を提供してきたこと、および同社がなぜ今になって本件変更案を認可申請したのかについてよく聴取し、法令上の問題がないかどうかを検討していただくよう要望します。</p> <p>【EditNet株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「接続料の算定に関する研究会(第 2 回)」にて説明した「事業者の要望に基づき自由に網終端装置を増設できるメニュー」については、インターネットトラヒックの急増に伴い、網終端装置を自由に増設したいというISP事業者からの個別のご要望をいただいて提供しているものです。</li> <li>当該メニューはユーザサービスを事業者に提供するものであり、法令上も相対提供が認められているものであることから広く周知を行っていなかったものです。しかしながら、事業者の要望を踏まえ、2017年5月 17 日にJAIPA殿にも説明し、加えて当社接続事業者向けホームページにおいても、2017 年 6 月 26 日に当社ユーザサービスの相対メニューもある旨を周知しました。その後、新たな事業者からもご利用のお申込みをいただいたところであり、今後も利用を希望される事業者には現在利用している事業者と同条件で提供を行っていく考えです。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>(約款変更前に同様のサービスを提供していることは問題)</p> <p>現行の接続約款では、PPPoE 方式での ISP 接続機能を「IP 通信網終端装置に協定事業者との接続(略)のためのインターフェースを付与する機能」と定義しています(接続約款料金表第 1 表第 2 第 51 欄第 53 欄ア欄). これが現在、ISP 事業者が NTE のインターフェース部分だけを負担する根拠になっています。</p> <p>本件約款変更案において、D 型 NTE は費用の全額を ISP の網改造料でまかなうことから、「IP 通信網終端装置において(略)接続を行うための機能」と書き分けています。</p> <p>ところが、NTT 西日本が現行の接続約款を変更する以前から全く同様のメニューを提供してきたことを公に認めており(2017 年 4 月 12 日接続料算定研究会(第 2 回)議事録 p37,NTT 発言),さらにこのメニューは 2016 年度から一部の事業者だけに個別提示をして提供されていたことが明らかになっています(2017 年 5 月 19 日(第3 回)および同年 11 月 19 日(第 9 回)接続料算定研究会, いずれもプロバイダー協会発表資料). 第一種指定電気通信設備への接続条件は事前に接続約款を定めて認可を受けなければならず(電気通信事業法 33 条 2 項), これに基づかない接続協定の締結は原則として禁止されています(同条 9 項).</p> <p>【EditNet株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>総務省の「接続料の算定に関する研究会」では、NTT 東西殿によって意図的に選定された接続事業者にのみ限定して、秘密裏に特別な網終端装置の提供メニューを用意し、それを提供したことが明らかになりました。第一種指定電気通信設備を持つ者として、競争事業者や自社利用部門からの接続の同等性を担保する責任があるにも関わらず、このように特定の事業者を優越した取扱をすることは法の趣旨に反しており、非常に問題です。</p> <p>【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ／両毛インターネット、有限会社マンダラネット】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>1-2 約款変更前に同様の機能を提供している事への疑義</p> <p>平成 29 年 4 月に総務省で開催された「接続料の算定に関する研究会(第 2 回)」にて、NTT 西日本殿が、自らが選択した一部の事業者に限定して、個別に「接続事業者が網終端装置の費用を全額負担するメニュー」を提供していること明らかにされました。この内容は開示された事業者以外の事業者には一切公になっていないものであり、公平性・透明性・適正性の観点で極めて問題です。</p> <p>NTT 東西殿がこの事案を既成事実として、「接続事業者が要望している」「接続事業者の要望に応じた増設であるから接続事業者が全額負担するのが相当」という理由で、標準メニュー化を進めるやり方は、大きな問題です。総務省殿においても、このように NTT 東西殿の都合で一部の要望のみ取り上げて不公正に進められることが無いよう対策を検討していただきたいと考えます。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
自他同等性・機能分離に関するご意見	<p>(機能分離の不十分さも遠因)</p> <p>そもそも電気通信事業法は、第一種指定電気通信設備を持つ電気通信事業者に指定設備管理部門とどう利用部門の分離を求め、管理部門は自社の利用部門と接続事業者を公平に扱うことを求めています。</p> <p>管理部門に属するはずの相互接続推進部は、ISP 事業者が NTE の増設要望を出しても、「自社の負担が増えるので難しい」として応じようとしません。しかし NTE が増設になればそのコストは必ず接続会計に入り、あとは利用部門と ISP 事業者の費用負担の問題ですから、まるで管理部門が利用部門の利益を代弁しているような状況が見受けられます。</p> <p>この問題は、NTT 東西の機能分離が必ずしも十分でないことに起因していると思われます。今回の NTE の輻輳問題およびD 型NTE の問題を機に、現在の NGN の相互接続モデルにおける責任分担・費用負担のあり方、ひいては機能分離のあり方が公正な競争を通じて利用者(消費者)のメリットを実現できているか、これらの議論を行うことの必要性を感じました。</p> <p><b>【EditNet株式会社】</b></p> <p><b>4-1 利用部門と管理部門の分離が不徹底</b></p> <p>電気通信事業法は、NTT 東西殿の管理部門が自社の利用部門や接続事業者を公平に扱うことを求めています。</p> <p>しかし管理部門の相互接続推進部は、ISP が NTE の増設要請を出しても、「自社の負担が増えるので難しい」として、増設を拒否しており、利用部門を代弁している状況です。</p> <p>NTT 東西殿の機能分離や運用状況についての検証を要望します。</p> <p><b>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備部門とそれ以外の部門との間のファイアウォールの確保については、禁止行為規定遵守措置等報告書を総務省に毎年度報告し、総務省において確認の上、公表されています。</li> <li>・ また、網終端装置の増設について、当社指定設備管理部門が指定設備利用部門を優遇しているということはありません。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
光コラボ、フレッツの接続メニュー化に関するご意見	<p>4-2 フレッツの接続化を検討すべき</p> <p>今回の NTE の輻輳問題および D 型 NTE の問題を機に、現在の NGN の相互接続モデルにおける責任分担・費用分担のあり方、ひいては機能分離のあり方も含め、公正な競争を通じて利用者(消費者)のメリットを十分実現できているか検証すべきです。</p> <p>NTE 本体の費用負担が NTT 東西殿(利用部門)から ISP に移動するにもかかわらず、ユーザの役務区間も変わらないため利用者が負担している NTE に相当する費用が ISP からも NTT に対して支払われます。これは、費用を二重取りしていることに他ならず、そのまま NTT 東西の利益になります。このようないびつなサービス構造を是正するめにも、現在卸サービスで実現している光サービスと同様の接続メニューを整備し、公正競争を実現すべきです。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会】</p> <p>(光コラボレーションモデルの接続化も検討すべき)</p> <p>このまま D 型が導入されると、フレッツサービス(および光コラボレーションモデル)の料金設定権は引き続き NTT 東西が持つため、利用者が利用しなくなる NTE 部分の費用がそのまま利用部門の収益となるという、不当な結果になります。</p> <p>仮に前項の方法で利用者約款が分けられたとしても、現行の卸サービスでは提供原価と卸料金の関係が透明ではないため、既存 NTE 利用と D 型 NTE 利用の ISP の間で公正な競争にならない可能性があります。</p> <p>この問題を解決する手段として、この際フレッツサービスにも利用区間(既存 NTE の ISP 接続用または D 型 NTE の ISP 接続用)に合わせた網使用料(利用者 1 人当たりの網使用料)が設定され、ISP 事業者が再販でなく接続によりフレッツと ISP を一本で料金設定権を持つようにすることも検討されるべきです。【EditNet株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮に「フレッツの接続化」が実現したとしても、「NTE の輻輳問題」といった課題の解決につながらないと考えます。</li> <li>・ 「フレッツの接続化」が過去に検討された光ファイバの分岐単位接続料※と同様のご要望であるならば、以下の観点から実施すべきでないと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 投資リスクを負いながら事業展開する当社や他の設備構築事業者にとって、投資リスクを負わないだけでなくユーザを獲得するリスクさえ軽減されるアンバンドル機能利用事業者との間で負担のバランスを欠くことになり、設備構築事業者の投資インセンティブを著しく削ぐことになること</li> <li>－ 当社光サービスにおいて、相互接続通信とはならない網内折り返し通信が利用されていること</li> <li>－ 当社光サービスでは、特定のISP事業者向けに接続先を限定できないこと</li> </ul> </li> </ul> <p>※情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成 20 年 3 月 27 日)における「Bフレッツに係る機能を接続料化する案」</p>

区分	他事業者意見	当社意見
網終端装置メニューの運用に関するご意見	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存設備も含め、同一事業者内の網終端装置をビル間で移動できるようにする等の有効活用も検討すべきである。</li> </ul> <p>【アルテリア・ネットワークス株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一事業者における網終端装置のビル間移動については、具体的なご要望をいただいた際には、装置の取り外しや移送費用等のご負担を前提に、実現性を含め検討していく考えです。</li> </ul>

## 意見書

平成 30 年 2 月 13 日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課御中

151-0053

とうきょうとしぶやく  
東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6F

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会  
地域 ISP 部会部会長 晋山 孝善

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集の再意見募集について、別紙のとおり意見を提出します。

各社の意見	JAIPA 会員の意見
<p><b>【個人】</b></p> <p>フレッツ光隼の 1G 回線に乗り換えて、どれだけ速くなるかと思ったら、夜、どんどん遅くなり、300kbps くらいしか出なくなってしまった。ADSL より遅く、ISDN やアナログモデムに近づく速度になった。自分ひとりでなく、ネットを調べると、このような速度低下は、他にも見られるものだった。ここまで異常な速度低下を放置している行政にも大きな責任や原因があると思う。ただちにユーザーに立場に立った対応をすべき。</p> <p>ベストエフォートは、もともと最大限の努力をすると言う意味だと思うが、いつから努力しない言い訳の言葉になったのか</p>	<p>多くの ISP は左記個人の意見の同様のクレームを日々受けています。総務省「接続料の算定に関する研究会」において示した通り、当協会が実施した ISP 向けアンケートにおいても、約 9 割の ISP が「顧客から網終端装置の輻輳におけるクレームを受けたことがある」と回答し、更に、8 割以上の ISP が「輻輳問題で解約した顧客が存在すると思う」と回答しています。網終端装置のクレームの原因の設備は東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、併せて「NTT 東西殿」といいます）が設置・管理・運用する設備（網終端装置、NTE）であるため、多くの ISP が NTT 東西殿にその設備の増設を要請していましたが、殆どのケースで断られており、多くの ISP は対処ができない状況です。</p> <p>左記個人の意見のとおり、昨今の網終端装置を起因とする輻輳問題は、ベストエフォート回線であるものの、1Gbps の回線速度に対して実効速度が kbps オーダであるなど、あきらかに一般的な常識とかけ離れた程度の実効速度となっていることです。これは NTT 東西殿のユーザ約款に基づくサービスの品質の問題であり、NGN を利用する消費者の共通の問題です。原因箇所である網終端装置の設備を管理・運営し、利用者からネットワーク利用</p>

		料として収益を得ながらサービスを提供している NTT 東西殿が消費者の声を受け止め、自らの事業責任において早急に改善を行うべきです。
費用負担の区間	<p><b>【KDDI 株式会社】</b></p> <p>しかしながら、インターネット接続にかかるユーザ料金は、ISP 事業者が設定する ISP 料金と NTT 東・西が設定するフレッツ光料金で、ぶつ切りで料金設定されており、網終端装置のコストはフレッツ光料金に含まれています。仮に、今回申請された網終端装置のメニューを網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としてしまうと、本来、NTT 東・西がフレッツ光の基本的なサービス品質を維持するために、フレッツ光料金を原資として負担すべき網終端装置のコストについて、今後は全て ISP 事業者がそのコストを負担することになるため、ユーザ料金の設定範囲とコスト負担の関係に歪みが生じることとなります。</p> <p>網終端装置のコストがフレッツ光料金に含まれていることを踏まえれば、網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としては、今後も、NTT 東・西のフレッツ光料金を原資とした対応が必要であり、引き続き、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラヒックの増加）に見合った提供メニューや増設基準を検討することが必要です。</p> <p><b>【株式会社クロノス】</b></p> <p>本約款認可申請によると、新型 NTE は ISP 事業者が装置の全額を網改造料として負担、従来型 NTE は装置のインターフェース費用を ISP 事業者が網改造料として負担するとあります。現状ではフレッツ利用料金で太宗を賄っている従来型 NTE と ISP が全額負担する新型 NTE は、フレッツ利用者が負担する費用負担区間が異なり新型 NTE についてはフレッツユーザーと ISP 事業者の両方から新型 NTE の費用を徴収することになります。</p>	<p>各社の意見に賛同します。</p> <p>NTT 東西殿設備である網終端装置 (NTE) のコストを ISP が負担することは、NTT 東西殿が本来的に負担すべきコストを ISP 事業者に負担させるもので、容認することはできません。</p> <p>接続事業者と NTT 東西殿は、それぞれの網を相互に接続することでインターネット接続サービスを提供しているものの、ISP 事業者が NTT 東西殿に対して、その接続にかかる費用、例えば NTT 東西殿に対してのみ専有する機器やインターフェースの費用なども請求することはありません。にもかかわらず、NTT 東西殿は ISP と接続するインターフェースだけでなく、その先にある網終端装置の費用負担まで求めてくることはボトルネック設備を持つ者のみが可能であり、すなわち優越的地位の濫用であり不當です。NTT 東西殿による、NTT 東西殿のネットワーク管理の不備に対する ISP の指摘を「要望」と捉え、その設備の負担を ISP に切り替えることは円滑なネットワークの運用・接続制度・不公正な取引など様々な観点で大きな問題であり、容認することはできません。</p>

<p><b>【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】</b></p> <p>今回 NTT 東西殿から発表された D 型網終端装置について、その設備等を全額 ISP 負担としている点について大きな問題があります。二者の事業者網を接続する際には、接続を円滑にするために、これまでネットワークは NNI (POI) を分界点としてネットワークの責任の所在（コストの負担範囲）を明確にしてきました。（中略）この設備は NTT 東西殿が利用者から徴収するネットワーク利用料で管理・運用され、サービスが提供されるべきものです。しかし今回、多くの ISP への事前の相談や確認、議論もなく、NTT 東西殿の判断によって D 型網終端装置は費用負担のみが ISP の負担に変更されました。NTT 東西殿は本申請の中で理由について「PPPoE 方式においてトラフィックの急増に対してネットワーク側において十分な対応をすることが困難な状況にある」としているものの、今回の措置はその事象に対する困難性の根拠はなく、また本申請によってどのように解決されるのか等も含め、全く具体的な根拠が示されることがなく申請が行われています。実際、費用負担を ISP に変更することによって、「ネットワーク側において十分な対応をすることが可能になる」とは到底に考えづらく、本措置は単なる NTT 東西殿の自社ネットワークのコストの押し付けでしかないことから大きな問題です。</p>	
<p>トラヒック増加</p>	<p>【EditNet 株式会社】</p> <p>相互接続が文字通り対等な接続であれば、POI の向こう側の費用を肩代わりさせることは考えられませんが、NTE の輻輳問題で ISP 事業者がその負担を受け入れざるをえないのは、ただ NGN がボトルネック設備であり、NTT 東西が交渉上きわめて有利な立場にあるからです。</p> <p>D 型 NTE を現行サービスの輻輳対策のために導入することは、ユーザに対する自らの責任を放棄し、ISP に対しては費用負担区間のルールを一方的に変更し、ISP 事業者の負担で NGN 区間の品質確保を使用とするもので、およそ受け入れられません。</p>

に伴うコスト負担者	<p>(総論)</p> <p>NTT 東西は「動画や大容量データのダウンロードも快適な速さでスムーズにインターネット！」(NTT 東日本 web ページより)と速度や快適さを宣伝して顧客を誘引しているながら、利用が集中する夜間は ISP によって異なるものの、動画の再生はおろか web ページの閲覧にも支障が起こっています。これは NTE の輻輳によりパケットロスによる再送が生じるためで、ポート容量からの超過が一見わずかでも、実効速度が急激に低下し始めます。(中略) ISP 事業者もコンテンツプロバイダも、それぞれ自社 NW の増強に多大な負担をしています。</p> <p><b>【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】</b></p> <p>NTT 東西殿はトラフィック増加が本申請に伴う理由としていますが、ISP ネットワークやコンテンツネットワークも同様にトラフィック増加に伴う自ネットワークのコスト負担（投資）を自らの責任で行っています。インターネットはこれまで自網を自己負担として、自らの責任でネットワーク設備やトラフィック、品質の管理を行っています。今回、NTT 東西殿がトラフィックの増加を理由にして自らがユーザに提供しているネットワークの設備投資を他社に強いことは公正な根拠がないだけでなく、ボトルネック設備を持つ者としての優越的地位の濫用であり、不当です。</p>	<p>インターネットトラヒックの急増によって自社のみが設備負担していると示唆していますが、ユーザのインターネットトラヒックが通過するネットワーク事業者すべてが日々増加するトラヒックに応じて設備投資を行っているものであり、NTT 東西殿のみが負担しているものではありません。また、各事業者が行う自社網に対する設備投資は、自社の収益を原資として行っており、NTT 東西殿の今回の主張のように、自らの設備のコストを他社 (ISP) に押し付けるようなことは行っておりません。例えば、移動体通信事業者 (MNO) においてもユーザのトラフィック増加に直面していると容易に想定されるものの、このために行つた設備増設にかかるコストの大半を接続事業者に押し付けるようなことは行っていません。NTT 東西殿設備は、自社設備である網終端装置のコストを ISP に負担させる矛盾を早急に解消すべきです。</p>
網終端装置の増設基準	<p><b>【ソフトバンク株式会社】</b></p> <p>そもそも、NTT 東西殿が設定している増設基準ではトラヒックの急増に対応できていないという根本的な問題については、未だ解決策が示されていません。現在の増設基準に従うと輻輳が発生する、という状況であるならば、そもそも増設基準に問題があることは明らかであり、増設基準を見直すことこそが本来の対応であると考えます。仮に、現在の増設基準でトラヒックの急増に対し十分な対応ができているのであれば、NTT 東西殿は根拠をもって十分な対応ができていることを示すべきと考えます。</p> <p>なお、上述の通り、網終端装置の輻輳対策として本増設メニュー以外にも様々な施策</p>	<p>各社の意見に賛同します。</p> <p>D 型 NTE の導入は、既存網終端装置の輻輳の根本原因を取り除くものではないことから、昨今の輻輳問題には効果がありません。現在の増設基準は明らかに実情に対応できていないため、ソフトバンク株式会社殿（以下、ソフトバンク殿といいます）が指摘するように基準そのものの見直しが必要と考えます。NTT 東西殿は NTE の増設基準をセッションベースからトラフィックベースに早急に変更すべきです。</p>

	<p>がとり得ると考えられることから、本増設メニューを利用する事業者が、今後新たなメニューが導入された際に新たなメニューにスムーズに移行できるようにすべきと考えます。</p> <p><b>【EditNet 株式会社】</b></p> <p>従来型 NTE の増設基準はいずれもセッション数で規定されていますが、現在の NTE のメニューが東日本で 2013 年、西日本で 2014 年に決まったときからほとんど変わっていません。（中略）2013 年から 17 年にかけて利用者の総トラヒック、1 契約あたりのトラヒックも約 4 倍に増加する中、この当時のセッション基準を維持することは現状に合っていません。（中略）</p> <p>IP 通信では、輻輳の発生により一気に品質が低下することを踏まえ、まずは大多数の利用者が利用する従来型 NTE の増設基準を早急に現状にあった水準に見直すことにより、これらの輻輳を解消することが必要です。D 型 NTE はその次にあるべきものです。</p>	
トラヒックベースでの増設基準の必要性	<p><b>【KDDI 株式会社】</b></p> <p>また、検討にあたっては、第一次報告書の主な意見にある通り、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増設基準をセッション数からトラヒックベースに見直す要望</li> </ul> <p>といった ISP 事業者からの要望を考慮して検討する必要があると考えます。</p> <p><b>【株式会社クロノス】</b> (輻輳問題の解決)</p> <p>答申には「NGN は利用者が ISP 事業者を介してインターネット等を利用するためにはいられるネットワークであることを踏まえると、現在 NTT 東日本・西日本の負担で行われている増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるように行われる必要があります、そのための増設の基準を NTT 東日本・西日本において設定するとともに、現在も情報開示の取組が行われているところであるが、これを明示すべきであ</p>	<p>KDDI 株式会社殿（以下 KDDI 殿といいます）、株式会社クロノス殿（以下、クロノス殿といいます）、株式会社エヌディエス殿（以下、エヌディエス殿といいます）、株式会社サンライズシステムズ殿（以下、サンライズシステムズ殿といいます）、有限会社マンダラネット殿（以下、マンダラネット殿といいます）、シナプラス株式会社殿（以下、シナプラス殿といいます）、EditNet 株式会社殿（以下 EditNet 殿といいます）の意見に賛同します。</p> <p>トラヒックベースへの増設基準の見直しは情報通信行政・郵政行政審議会が示す方向性（2017 年 12 月 22 日公表の「考え方 4」ほか）に沿うものです。NTT 東西殿</p>

る。」とあり、その増設についても「また、増設基準はトラヒック実態等に合わせて継続的に見直されることが適当であり、NTT 東日本・西日本においては、基準の緩和に向けて、他事業者・団体からの寄せられる意見・要望を十分参考にしながら取組を進めることが適当である。」とトラヒックを増設基準とすることが適當との考え方が示されています。すなわち、輻輳問題の解決には従来から存在する網終端装置（中略）の増設基準をトラヒック基準で見直であり、新型 NTE の提供は解決手段ではありません。速やかに従来型 NTE のトラヒック基準での見直しを求めるものです。

**【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】**  
NTT 東西殿は、今回の申請の中で「接続事業者の要望を踏まえて新たな接続メニューを提供する」と述べています。しかし、当社をはじめ多くの ISP は既存の網終端装置の増設基準を、輻輳問題の根本的原因であるセッションベースの基準からトラフィックベースの基準に変更すべきであると度々強く要請しているものの、いまだに NTT 東西殿は変更していません。

#### 【シナプス株式会社】

NTT 東日本・西日本殿は、（中略）「事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般『網終端装置を自由に増設できる接続メニュー』を提供することとしたものです。」と述べています。しかしながら弊社を含む多くの接続事業者は、インターネット接続サービスご利用者の動向やサービス品質確保の観点から、トラフィック急増による輻輳対策としては、網終端装置の増設基準をセッション数ベースからトラフィック量ベースに変更することを強く要望してきました。

**【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】**  
一部の事業者から要望があったとされる本申請にかかる措置には応諾しながら、多くの ISP の要望である「NTT 東西の消費者問題・社会問題の解決策である設備増設基準

は早急に既存 NTE の増設基準をトラヒックベースに変更し、社会問題の改善を図るべきです。

左記アルテリア・ネットワークス株式会社殿（以下、アルテリア殿といいます）の意見に反対します。増設基準変更に要する時間の内訳は、トラフィックベースやセッションベースのいずれにおいてもその増設ポリシー策定を行うことであり、トラフィックベースおよびセッションベースの両検討に要する時間には差がありません。NTT 東西殿は、多くの ISP が求めているトラフィックベースへの見直しを最優先に、速やかに実行すべきです。

株式会社朝日ネット殿（以下、朝日ネット殿といいます）の意見に反対します。輻輳問題の根幹は、NTE の増設基準がセッションベースであることです。今回の D 型 NTE が導入された場合、NTT 東西殿の輻輳問題の根本的解決へのインセンティブがなくなり、返って問題解決が先送りされる、もしくは解決されないことにつながりかねません。NTT 東西殿は、まずは多くの ISP が求めているトラフィックベースへの見直しを早急に行うべきです。

	<p>の変更」については全く応じないのは不适当であることから、早急にこれに応じ、NTT東西が原因である社会問題・消費者問題の解決を図るべきです。</p> <p><b>【アルテリア・ネットワークス株式会社】</b>          (既存網終端装置について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存設備について、トラフィックベースへの見直し検討に時間を要するのであれば先行してセッションベースでの増設基準の引き下げ等についても検討すべきである。</li> </ul> <p><b>【株式会社朝日ネット】</b></p> <p>1. 変更の経緯に記載の通り一契約当たりのトラヒックの増加による輻輳問題はISP事業者にとって喫緊の課題であると認識しております。</p> <p>今回、ウ欄対象となるIP通信網終端装置がISP事業者の判断で増設できるようになることは、トラヒック増加に起因する輻輳問題を解決する選択肢の一つとして有効だと考えます。複数のISP事業者がウ欄対象となるIP通信網終端装置の早期提供を希望するものと考えます。</p>	
その他輻輳対策	<p><b>【KDDI 株式会社】</b></p> <p>また、検討にあたっては、第一次報告書の主な意見にある通り、(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1Gbps以上の網終端装置の新設の要望</li> </ul> <p>といったISP事業者からの要望を考慮して検討する必要があると考えます。</p> <p><b>【EditNet 株式会社】</b></p> <p>PPPoE方式のNTEは、特殊な例を除いてインターフェースが最大1Gbpsであり、この仕様は5年以上変わっていません。(中略)既に他の接続事業者も要望されている通り、時代に合わせて10GbpsなどのNTEも選択肢に加えていただくことを要望します。</p> <p><b>【株式会社シナプス】</b></p>	<p>各社の意見に賛同します。</p> <p>シナプス殿の意見に賛同します。ただしNTT東西殿による輻輳箇所の「網終端装置でなく別の箇所」の示唆について、ベストエフォートサービスであることからその可能性を否定するものではないものの、網終端装置の輻輳によってネットワーク品質の低下が長時間にわたって、多くの利用者に発生していることは明らかです。そのため、この根本原因である網終端装置の増設基準の議論については「別の箇所」の議論と並行して行う必要があると考えます。</p>

	<p>(3) 輻輳問題対策への効果について</p> <p>2018年1月10日に接続事業者向けに開催したD型NTEに関する説明会で、NTT東日本・西日本殿より、昨今の輻輳問題のボトルネックは網終端装置では無く、NGN網内の別の箇所に存在する可能性が示唆される発言がありました。よって今回の契約約款一部改正は、輻輳問題に対する効果について疑義が残ります。輻輳問題の対策を効果的なものとするためには、NTT東日本・西日本殿はNGN品質基準の考え方を明らかにし、かつNGN網内のボトルネック箇所の洗い出しが必要と考えます。</p>	
D型網終端装置メニューの位置付け	<p>【EditNet 株式会社】</p> <p>NTT東西はD型NTEを「各ISP事業者の個別要望に基づく選択肢の一つ」と位置付けています（2017年10月27日接続料算定研究会（第8回）、NTT東西発表資料p28ほか）。しかしすでに述べてきたとおり、輻輳対策という意味では既存NTEの十分な増設が求められているのですから、D型NTEはあくまでも同一ISPの中で料金に差をつけ、プレミアムコースのようなサービスを提供したい事業者が、従来よりも上乗せした接続料の負担で個別にぜひ導入したい設備という位置づけのはずです。</p> <p>【株式会社クロノス】</p> <p>新型NTEはISP事業者が標準のフレッツサービスとは異なる品質のサービスを提供するためのものであります。</p>	各社の意見に賛同します。
D型NTE申込手順・情報開示に関する検証の必要性およびJAIPA要望の有無	<p>【シナプラス株式会社】</p> <p>（略）中小規模の接続事業者にとっては経営を左右する大規模投資ですが、他社との競争上、不十分な情報と極めて短い検討期間での申込判断を迫られました。案内方法やD型NTEに関わる情報提供について、全ての接続事業者に公平に行われたのか、検証が必要と考えます。</p> <p>【株式会社クロノス、EditNet株式会社】</p> <p>（上記と同様の意見のため省略）</p>	各社の意見に賛同します。 高額な支払いとなるNTEの導入検討から決裁、申込までを、一般的な企業がわずか10日間で対応することは現実的に不可能であることから、これらの情報が一部の事業者のみ事前に開示されていたのではないかと考えざるを得ません。増設基準のないNTEの提供の情報がすべての事業者に同じタイミングで行われたか否かも含め、公平性・透明性・適正性の観点で検証すべきです。

**【株式会社クロノス】**

新型 NTE の提供について NTT 東西殿から接続事業者に開示が行われたのは平成 29 年 10 月 30 日、第一次申し込み受付期間が平成 29 年 11 月 1 日から同 11 月 10 日とされました。従来型 NTE に比べて軽微とはいえない水準のコスト増となる新型 NTE の採用を検討する期間としては不十分です。また当社が協会員となっている一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会（以下、JAIPA とする）の会合において JAIPA 会長より新型 NTE は数百台の申し込みがあったと発言がありました。

なお、NTT 東西殿は、「当社は、個別の事業者協議だけでなく、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会殿とも協議する中で、事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般「網終端装置を自由に増設できる接続メニュー」を提供することとしたものです。」と述べられていますが、当協会は消費者問題ともなっているトラフィック輻輳問題の解消に向けて、既存を含む網終端装置に対するトラフィックベースでの増設を要望しており、過去も公にしています（第 3 回、第 4 回本研究会資料参照）、その後、総務省殿と相談しながら NTT 東西殿と協議を行っておりますが、当協会として「網終端装置を自由に増設できる接続メニュー（全額負担メニュー）」を要望しておりません。具体的には、2017 年 10 月 4 日に開催された協議の席において NTT 東西殿から突然全額負担メニュー提供開始する旨の通知を受け、更に 10 月 13 日協議で金額の提示を受けたものであり、10 月 4 日以前やその後今日まで当協会が網終端装置の全額負担メニューを要望した事実は一切ありません。

クロノス殿の意見に賛同します。多くの接続事業者が D 型 NTE の申し込みをしているという事実は、実際に消費者に相対している接続事業者の窮状を現しています。JAIPA 会員で D 型 NTE を申し込んだ接続事業者の多くは、NTT 東西殿から NTE の増設を拒否されたことで輻輳対策の先行きが見通せない中で、制度に対する

		<p>整合性よりも、相対している顧客に対するサービス品質の確保を優先せざるを得なかった状況があります。NTT 東西殿は自社のコールセンターで利用者から多くのクレームを受け NTE の輻輳問題を認知しているにも関わらず、顧客に「ISP の設備の問題」と回答してその責任を ISP に押し付け、一方で ISP による設備の増設要請を拒否してきました。これは NTT 東西殿による優越的地位の濫用以外になく、これらの行為によって NGNにおいて公正競争が歪められていることは明らかです。総務省殿におかれではこれらの状況（NTT 東西殿が ISP に NTE の増設要請を拒否した事例の有無等）を検証し、輻輳問題や NTE 費用負担問題をはじめとした諸問題の早期解決に向けて取り組んでいただきたいと考えます。なお、現在は光コラボレーションの提供によって、接続事業者が NTT 東西殿との卸契約に対する影響を考慮して発言や意見に対して萎縮するなど、いわば独占的な卸サービスによって萎縮効果が働いていることから、これらの状況を勘案した形で検証をしていただきたいと考えます。</p>
網終端装置の原価に対する懸念	<p>※●部分は非開示情報 【EditNet 株式会社】 (すでに ISP への負担付け回しが横行) NTT 東西は「増設基準を緩和」と強調されますが、その際、ISP 事業者に大きな追加負担を求めるメニューであることを明確に説明されていないようです。このタイプは C-20 型と呼ばれ、同じ資料で「中型 NTE」と示される C 型（増設基準セッション数が</p>	<p>各社の意見に賛同します。 第一種指定電気通信設備における接続料は原価主義であるため、装置が同一であれば、接続料は同額となるはずです。そのため、例えば C 型の各 NTE に対する費用負担は同額になるはずであるものの、現状はそれに接続料が異なっています。同じ装置であるにもかかわらず</p>

	<p>「8000」とされるタイプ)と同じ機器であり、4相互にメニュー変更が何度も可能です(形式名その他については、2018年1月23日接続料算定研究会(第11回)におけるプロバイダー協会発表資料および説明による)。違いはC型の増設基準セッション数が8000で網改造料が月額約●円であることに対して、C-20型は増設基準が2000セッションに緩和される一方、網改造料が約●円に上がります。同じ機器であることから網改造料の算定根拠である機器の価格も同じですので、この機器の本来のインターフェース価格(接続約款に基づき計算される網改造料)は●円のはずですが、約●倍をISP事業者に負担させています。この差額は、本来NGN網内の設備で一般収容局接続ルーティング伝送機能に計上される(NGNの利用者料金の中から負担される)ところを、ISP事業者が網改造料で肩代わりしています。</p>	<p>接続料が異なっているということは原価に基づかない料金設定がされているとしか考えられません。これは第一種指定設備の料金算定や、インターフェースのみを支払う当該接続料金の考え方には合致していません。今回のD型NTEだけでなく網終端装置全般の料金の妥当性について、データが開示された上でオープンに議論することが必要です。</p>
NTT東西殿が意図した少数の事業者にのみ秘密裏に特別メニューを提供していた件	<p>【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】総務省の「接続料の算定に関する研究会」では、NTT東西殿によって意図的に選定された接続事業者にのみ限定して、秘密裏に特別な網終端装置の提供メニューを用意し、それを提供したことが明らかになりました。第一種指定電気通信設備を持つ者として、競争事業者や自社利用部門からの接続の同等性を担保する責任があるにも関わらず、このように特定の事業者を優越した取扱をすることは法の趣旨に反しており、非常に問題です。</p> <p>【EditNet株式会社】</p> <p>NTT西日本殿が現行の接続約款を変更する以前から全く同様のメニューを提供してきたことを公に認めており(2017年4月12日接続料算定研究会(第2回)議事録p37、NTT発言)，さらにこのメニューは2016年度から一部の事業者だけに個別提示をして提供されていたことが明らかになっています</p>	<p>各社意見に賛同します。</p> <p>公平性を担保すべきNTT東西殿が、意図的に選んだ事業者のみに特別メニューを秘密裏に提供していたことは、これまで築き上げてきた競争政策を根底から覆すものです。卸サービス、利用部門による個別提供なども含め、NTT東西殿における競争事業者に対する個別提供の実態について、公平性・透明性・適正性の観点で検証を行うべきであると考えます。</p>
NGNインターネット接続サービス	<p>【EditNet株式会社】</p> <p>(光コラボレーションモデルの接続化も検討すべき)</p>	各社意見に賛同します。

スの接続メニュー化の要望	<p>フレッツサービスにも利用区間（既存 NTE の ISP 接続用または D 型 NTE の ISP 接続用）に合わせた網使用料（利用者 1 人当たりの網使用料）が設定され、ISP 事業者が再販でなく接続によりフレッツと ISP を一本で料金設定権を持つようすることも検討されるべきです。</p> <p><b>【株式会社シナプス】</b></p> <p>網終端装置は、相互接続点からみて NTT 東日本・西日本側の装置であり、NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービス提供のために、役務を提供していない接続事業者が個別負担する根拠が明らかではありません。</p> <p>さらには、接続事業者に負担を求めるとする網改造料の算定に係る個別費用が不明確であることから、著しく料金設定の透明性を欠いております。事業者は料金負担の妥当性を判断できず、かつ NTT 東日本・西日本殿にはコスト削減インセンティブも発生しないことから、インターネット接続サービスのコストダウンが進まず、最終的にご利用者利益を損なう懸念があります。もし事業者に個別負担を求めるのであれば、相互接続点の見直しから議論されるべきであると考えます。</p>	<p>「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について答申（情報通信審議会・平成 20 年 3 月 27 日）」までの議論の場において、NTT 東西殿は「利用する ISP 事業者殿を自由に選択することが可能であること」等を理由として、当時多くの接続事業者が求めていたインターネット接続サービスのアンバンドルについて反対してきました。しかしながら、光コラボレーションモデル（卸モデル）の提供によって、「利用する ISP 事業者殿を自由に選択することが可能である」状態で料金の設定権が ISP に移っています。これは、従来 NTT 東西殿が主張していた「できない理由」は過去に KDDI 殿が以下指摘していたとおりであることが明らかになりました。</p> <p>同議論において接続事業者等は以下の通り主張していました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「技術的な問題があると述べられているが、『接続先を限定すること』については技術的な問題があったとしても『接続料設定』にあたっての技術的な問題は等に無いと理解しております（中略）本機能についてはアンバンドルして接続料を設定することが必要」（KDDI 殿）</li> <li>・「ISP 接続について接続料を設定することは従来から多くの ISP が要望してきたことであり、最終的に利用者が安価なサービスを享受できる可能性や、ISP 事業者がエンドエンドの料金設定権を持つことで料金設定</li> </ul>
--------------	---	---

	<p>の弾力性によるサービス競争の発展が期待できるので接続料設定を行うべき」(TOKAI、ビック東海)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「アンバンドルを ISP 事業者向けに提供しても、複数の ISP 事業者を切り替えて利用する利用者や、ISP に接続せず NGN のサービスのみを利用する利用者は（中略）技術的に問題は無いと考えます」(JAIPA)</li> <li>・「ISP 接続に係る機能に関して、エンドエンド料金の低廉化のために、事業者間接続料金の設定、また従来の地域 ISP 網で採用している『ぶつ切り料金』とどちらも選択できる柔軟な対応を希望します。（フュージョン・コミュニケーションズ）</li> </ul> <p>フレッツ光コラボレーションモデルの出現によって、「アンバンドルできない理由」が消滅したことから、あらためて上記の議論を行い、速やかにアンバンドルを実現していただき、インターネット接続サービスでの卸サービス偏重の状況や、料金設定の弾力性によるサービス競争の促進を図るべきです。</p>	
分離問題	<p>【EditNet 株式会社】</p> <p>管理部門に属するはずの相互接続推進部は、ISP 事業者が NTE の増設要望を出しても、「自社の負担が増えるので難しい」として応じようとしません。(略) まるで管理部門が利用部門の利益を代弁しているような状況が見受けられます。</p> <p>この問題は、NTT 東西の機能分離が必ずしも十分でないことに起因していると思われます。今回の NTE の輻輳問題および D 型 NTE の問題を機に、現在の NGN の相互接続モデルにおける責任分担・費用負担のあり方、ひいては機能分離のあり方が公正な競争を通じて利用者（消費者）のメリットを実現できているか、これらの議論を行うこと</p>	各社意見に賛同します。

	<p>の必要性を感じました。</p>	
認可に際して設定されるべき条件	<p>【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】多くの ISP が出席した NTT 東西の D 型網終端装置に関する説明会（2018 年 1 月 10 日）において、「省令改正で約款化が求められる増設基準について、いつどのような内容で申請する予定か」という ISP の質問に対し、NTT 東西は「現行の NTE 増設基準は適切と考えているので、概ね現行の基準にて申請をしたい」と回答しており、総務省「接続料の算定に関する研究会」での方向性には沿わない考えを示しています。この状況において、このまま D 型網終端装置だけが認可されれば、NTT 東西殿には社会問題化した既存の網終端装置の増設基準を改善するインセンティブが全く働きません。（中略）まず既存の網終端装置による社会問題・消費者問題が解決するよう、本申請の認可にあたっては、既存の網終端装置の増設基準を変更することを条件として附すことを強く要望します。</p> <p>8 【EditNet 株式会社】            (上記と同様の意見のため省略)</p> <p>【ソフトバンク株式会社】            (上記と同様の意見のため省略)</p> <p>7 【株式会社クロノス】            本約款認可申請の認可には以下の条件を付帯するよう意見いたします。            ウ) 本約款の認可時には、識別子の付与に関する不公平が解消されていること。</p>	各社意見に賛同します。

## 意見書

平成 30 年 2 月 13 日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課御中

アイコムティ株式会社  
代表取締役 水居 徹  
株式会社アットアイ  
代表取締役 横田 洋人  
株式会社インターリンク  
代表取締役 横山 正  
株式会社エヌディエス  
代表取締役 佐野 浩一  
オーシャンブロードバンド株式会社  
代表取締役 尾崎 英哉  
株式会社クロノス  
代表取締役 今野 仁史  
株式会社サンライズシステムズ  
代表取締役 新堀 龍明  
株式会社シナプラス  
代表取締役 竹内 勝幸  
ジェットインターネット株式会社  
代表取締役 晋山 孝善  
ディーシーエヌ株式会社  
代表取締役 鎌倉 忍  
有限会社ナインレイヤーズ  
取締役 菊池 豊  
株式会社新潟通信サービス  
代表取締役 本間 誠治  
有限会社マンダラネット  
代表取締役 立石 聰明

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集の再意見募集について、別紙のとおり意見を提出します。

各者の意見	当社の意見	
<p><b>【個人】</b></p> <p>フレッツ光隼の 1G 回線に乗り換えて、どれだけ速くなるかと思ったら、夜、どんどん遅くなり、300kbps くらいしか出なくなった。ADSL より遅く、ISDN やアナログモデムに近づく速度になった。自分ひとりでなく、ネットを調べると、このような速度低下は、他にも見られるものだった。ここまで異常な速度低下を放置している行政にも大きな責任や原因があると思う。ただちにユーザーに立場に立った対応をすべき。</p> <p>ベストエフォートは、もともと最大限の努力をすると言う意味だと思うが、いつから努力しない言い訳の言葉になったのか</p>	<p>多くの ISP は左記個人の意見の同様のクレームを日々受けています。総務省「接続料の算定に関する研究会」において示した通り、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会殿(以下「JAIPA 殿」という)が実施した ISP 向けアンケートにおいても、約 9 割の ISP が「顧客から網終端装置の輻輳におけるクレームを受けたことがある」と回答し、更に、8 割以上の ISP が「輻輳問題で解約した顧客が存在すると思う」と回答しています。網終端装置のクレームの原因の設備は東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます)が設置・管理・運用する設備(網終端装置、NTE)であるため、多くの ISP が NTT 東西殿にその設備の増設を要請していましたが、殆どのケースで断られており、多くの ISP は対処ができない状況です。</p> <p>昨今の輻輳問題は、1Gbps の回線速度に対して実効速度が kbps オーダーであるなど、網終端装置を起因としてあきらかに一般的常識とかけ離れた程度の実効速度となっていることです。これは NTT 東西殿のユーザ約款に基づくサービスの品質の問題であり、NGN を利用する消費者にとって共通の問題です。KDDI 殿が述べているとおり、原因箇所である網終端装置の設備を管理・運営し、顧客からネットワーク利用料として収益を得ながら役務として顧客に提供している NTT 東西殿が消費者の声を受け止め、自らの責任において早急に改善を行う必要があると考えます。</p>	
費用負担の区間	【KDDI 株式会社】	各者の意見に賛同します。

しかしながら、インターネット接続にかかるユーザ料金は、ISP事業者が設定する ISP 料金と NTT 東・西が設定するフレッツ光料金で、ぶつ切りで料金設定されており、網終端装置のコストはフレッツ光料金に含まれています。仮に、今回申請された網終端装置のメニューを網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としてしまうと、本来、NTT 東・西がフレッツ光の基本的なサービス品質を維持するために、フレッツ光料金を原資として負担すべき網終端装置のコストについて、今後は全て ISP 事業者がそのコストを負担することになるため、ユーザ料金の設定範囲とコスト負担の関係に歪みが生じることとなります。

網終端装置のコストがフレッツ光料金に含まれていることを踏まえれば、網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としては、今後も、NTT 東・西のフレッツ光料金を原資とした対応が必要であり、引き続き、時代の流れ(一契約当たりのインターネットトラフィックの増加)に見合った提供メニューや増設基準を検討することが必要です。

#### 【株式会社クロノス】

本約款認可申請によると、新型 NTE は ISP 事業者が装置の全額を網改造料として負担、従来型 NTE は装置のインターフェース費用を ISP 事業者が網改造料として負担する必要があります。現状ではフレッツ利用料金で大宗を賄っている従来型 NTE と ISP が全額負担する新型 NTE は、フレッツ利用者が負担する費用負担区間が異なり新型 NTE についてはフレッツユーザーと ISP 事業者の両方から新型 NTE の費用を徴収していることになります。

#### 【JAIPA 地域 ISP 部会】

今回 NTT 東西殿から発表された D 型 NTE について、NTT 東西殿の資産である設備等の費用を全額 ISP 負担としている点については非常に大きな問題です。NTE は NGN 内部に設置され、NTT 東西殿によって管理・運用されているものです。NTE の輻輳問題は本質的に NTT 東西殿の NGN・フレッツ役務区間の問題であることから、NTT 東西殿自身によって問題を解決すべきものです。

#### 【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】

今回 NTT 東西殿から発表された D 型網終端装置について、その設備等を全額 ISP 負担としている点について大きな問題があります。二者の事業者網を接続する際には、接続を円

NTT 東西殿設備である網終端装置のコストを ISP が負担することは、NTT 東西殿が本来的に負担すべきコストを ISP 事業者に負担させるもので、容認することはできません。

接続事業者と NTT 東西殿は、それぞれの網を相互に接続することでインターネット接続サービスを提供していますが、ISP 事業者が NTT 東西殿に対して、その接続にかかる費用、例えば NTT 東西殿に対してのみ専有する機器やインターフェースの費用などを請求することはありません。それにもかかわらず、NTT 東西殿は ISP と接続するインターフェースだけでなく、その先にある自網の装置(網終端装置)の費用負担まで求めてきています。これはボトルネック設備を持つ者のみが可能であり、すなわち優越的地位の濫用であり不当です。NTT 東西殿による、NTT 東西殿のネットワーク管理の不備に対する ISP の指摘を「要望」と捉え、その設備の負担を ISP に切り替えることは円滑なネットワークの運用・接続制度・不公正な取引など様々な観点で大きな問題であり、容認することはできません。

	<p>滑にするために、これまでネットワークは NNI(POI)を分界点としてネットワークの責任の所在(コストの負担範囲)を明確にしてきました。(中略)この設備は NTT 東西殿が利用者から徴収するネットワーク利用料で管理・運用され、サービスが提供されるべきものです。しかし今回、多くの ISP への事前の相談や確認、議論もなく、NTT 東西殿の判断によって D 型網終端装置は費用負担のみが ISP の負担に変更されました。NTT 東西殿は本申請の中で理由について「PPPoE 方式においてトラフィックの急増に対してネットワーク側において十分な対応をすることが困難な状況にある」としているものの、今回の措置はその事象に対する困難性の根拠はなく、また本申請によってどのように解決されるのか等も含め、全く具体的な根拠が示されることなく申請が行われています。実際、費用負担を ISP に変更することによって、「ネットワーク側において十分な対応をすることが可能になる」とは到底に考えづらく、本措置は単なる NTT 東西殿の自社ネットワークのコストの押し付けでしかないことから大きな問題です。</p> <p><b>【EditNet 株式会社】</b></p> <p>相互接続が文字通り対等な接続であれば、POI の向こう側の費用を肩代わりさせることは考え方の問題ですが、NTE の輻輳問題で ISP 事業者がその負担を受け入れざるをえないのは、ただ NGN がボトルネック設備であり、NTT 東西が交渉上きわめて有利な立場にあるからです。</p> <p>D 型 NTE を現行サービスの輻輳対策のために導入することは、ユーザに対する自らの責任を放棄し、ISP に対しては費用負担区間のルールを一方的に変更し、ISP 事業者の負担で NGN 区間の品質確保を使用とするもので、およそ受け入れられません。</p>	
トラヒック増加に伴うコスト負担者	<p><b>【EditNet 株式会社】</b></p> <p>(総論)</p> <p>NTT 東西は「動画や大容量データのダウンロードも快適な速さでスムーズにインターネット！」(NTT 東日本 web ページより)と速度や快適さを宣伝して顧客を誘引していくながら、利用が集中する夜間は ISP によって異なるものの、動画の再生はおろか web ページの閲覧にも支障が起こっています。これは NTE の輻輳によりパケットロスによる再送が生じるためで、ポート容量からの超過が一見わずかでも、実効速度が急激に低下し始めます。(中略)</p>	各者の意見に賛同します。NTT 東西殿はあたかも昨今のインターネットトラフィックの急増によって自社のみが設備負担していると示唆していますが、ユーザのインターネットトラフィックが通過するネットワーク事業者すべてが日々増加するトラフィックに応じて設備投資を行っているものであり、NTT 東西殿のみが負担しているものではありません。また、各事業者が行う自社網に対する設備投資は、自社の収益を原

	<p>ISP 事業者もコンテンツプロバイダも、それぞれ自社 NW の増強に多大な負担をしています。</p> <p>【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】NTT 東西殿はトラフィック増加が本申請に伴う理由としていますが、ISP ネットワークやコンテンツネットワークも同様にトラフィック増加に伴う自ネットワークのコスト負担(投資)を自らの責任で行っています。インターネットはこれまで自網を自己負担として、自らの責任でネットワーク設備やトラフィック、品質の管理を行っています。今回、NTT 東西殿がトラフィックの増加を理由にして自らがユーザに提供しているネットワークの設備投資を他社に強いことは公正な根拠がないだけでなく、ボトルネック設備を持つ者としての優越的地位の濫用であり、不当です。</p>	<p>資として行っており、NTT 東西殿の今回の主張のように、自らの設備のコストを他社(ISP)に押し付けるようなことは行っておりません。例えば、移動体通信事業者(MNO)においてもユーザのトラフィック増加に直面していると容易に想定されるものの、このために行つた設備増設にかかるコストの大半を接続事業者に押し付けるようなことは行なわれていません。NTT 東西殿設備は、自社設備である網終端装置(NTE)のコストを ISP に負担させる矛盾を早急に解消すべきです。</p>
網終端装置の増設基準	<p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p>そもそも、NTT 東西殿が設定している増設基準ではトラフィックの急増に対応できていないという根本的な問題については、未だ解決策が示されていません。現在の増設基準に従うと輻輳が発生する、という状況であるならば、そもそも増設基準に問題があることは明らかであり、増設基準を見直すことこそが本来の対応であると考えます。仮に、現在の増設基準でトラフィックの急増に対し十分な対応ができるといふのであれば、NTT 東西殿は根拠をもって十分な対応ができていることを示すべきと考えます。</p> <p>なお、上述の通り、網終端装置の輻輳対策として本増設メニュー以外にも様々な施策がとり得ると考えられることから、本増設メニューを利用する事業者が、今後新たなメニューが導入された際に新たなメニューにスムーズに移行できるようにすべきと考えます。</p> <p>【EditNet 株式会社】</p> <p>従来型 NTE の増設基準はいずれもセッション数で規定されていますが、現在の NTE のメニューが東日本で 2013 年、西日本で 2014 年に決まったときからほとんど変わっていません。(中略)2013 年から 17 年にかけて利用者の総トラフィック、1 契約あたりのトラフィックも約 4 倍に増加する中、この当時のセッション基準を維持することは現状に合っていません。</p>	<p>各者の意見に賛同します。</p> <p>本約款申請に該当する全額負担網終端装置(D型 NTE)の導入は、既存網終端装置の輻輳の原因を取り除くものではないことから、昨今の輻輳問題には効果がありません。現在の増設基準は明らかに実情に対応できていないため、ソフトバンク株式会社殿(以下、ソフトバンク殿といいます)が指摘するように基準そのものの見直しが必要と考えます。NTT 東西殿は網終端装置の増設基準をセッションベースからトラフィックベースに早急に変更すべきです。</p>

	(中略) IP 通信では、輻輳の発生により一気に品質が低下することを踏まえ、まずは大多数の利用者が利用する従来型 NTE の増設基準を早急に現状にあった水準に見直すことにより、これらの輻輳を解消することが必要です。D 型 NTE はその次にあるべきものです。	
トラフィックベースでの増設基準の必要性	<p>【KDDI 株式会社】</p> <p>また、検討にあたっては、第一次報告書の主な意見にある通り、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増設基準をセッション数からトラフィックベースに見直す要望</li> </ul> <p>といった ISP 事業者からの要望を考慮して検討する必要があると考えます。</p> <p>【JAIPA 地域 ISP 部会】</p> <p>情報通信行政・郵政行政審議会(中略)答申においても、(中略)「トラフィック実態等に合わせて継続的に見直されることが適当であり、NTT 東日本・西日本においては、基準の緩和に向けて、他事業者・団体からの寄せられる意見・要望を十分参考にしながら取組を進めることが適当」とされたところです。昨今のトラフィック輻輳問題の根本的原因は既存の NTE であるため、これら既存の NTE に対する改善を行わない限り問題の解決には至りません。既存の設備に対する増設基準の見直しが必要です。</p> <p>(中略)輻輳問題の解決に向けて既存 NTE の増設基準をトラフィックベースへ早急に変更すべきです。また本件に対する NTT 東西殿の対応が研究会開催時のみとならないよう、今後の対応については総務省殿において継続的に検証されるべきです。</p> <p>【株式会社クロノス】</p> <p>(輻輳問題の解決)</p> <p>答申には「NGN は利用者が ISP 事業者を介してインターネット等を利用するため用いられるネットワークであることを踏まえると、現在 NTT 東日本・西日本の負担で行われている増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるよう行われる必要があり、そのための増設の基準を NTT 東日本・西日本において設定するとともに、現在も情報開示の取組が行われているところであるが、これを明示すべきである。」とあり、その増設についても「また、増設基準はトラフィック実態等に合わせて継続的に見直されることが適当であり、NTT</p>	<p>KDDI 株式会社殿(以下 KDDI 殿といいます)、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域 ISP 部会殿(以下、JAIPA ISP 部会殿といいます)、株式会社クロノス殿(以下、クロノス殿といいます)、株式会社エヌディエス殿(以下、エヌディエス殿といいます)、株式会社サンライズシステムズ殿(以下、サンライズシステムズ殿といいます)、有限会社マンダラネット殿(以下、マンダラネット殿といいます)、シナプラス株式会社殿(以下、シナプラス殿といいます)、EditNet 殿(以下、EditNet 殿といいます)の意見に賛同します。</p> <p>トラフィックベースへの増設基準の見直しは情報通信行政・郵政行政審議会が示す方向性(2017 年 12 月 22 日公表の「考え方 4」ほか)に沿うものです。NTT 東西殿は早急に既存 NTE の増設基準をトラフィックベースに変更し、社会問題の改善を図るべきです。</p> <p>アルテリア・ネットワークス株式会社殿(以下、アルテリア殿といいます)の意見に反対します。増設基準変更に要する時間の内訳は、トラフィックベースやセッションベースのいずれにおいてもその増設ポリシー策定を行うことであり、トラフィックベースおよびセッションベースの両検討に要する時間には差がありません。まずは多くの ISP が求めているトラフィックベースへの見直しを早急に行うべきです。</p>

東日本・西日本においては、基準の緩和に向けて、他事業者・団体からの寄せられる意見・要望を十分参考にしながら取組を進めることが適当である。」とトラフィックを増設基準とすることが適当との考え方が示されています。すなわち、輻輳問題の解決には従来から存在する網終端装置(中略)の増設基準をトラフィック基準で見直り、新型 NTE の提供は解決手段ではありません。速やかに従来型 NTE のトラフィック基準での見直しを求めるものです。

【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】

NTT 東西殿は、今回の申請の中で「接続事業者の要望を踏まえて新たな接続メニューを提供する」と述べています。しかし、当社をはじめ多くの ISP は既存の網終端装置の増設基準を、輻輳問題の根本的原因であるセッションベースの基準からトラフィックベースの基準に変更すべきであると度々強く要請しているものの、いまだに NTT 東西殿は変更していません。

【シナプラス株式会社】

NTT 東日本・西日本殿は、(中略)「事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般『網終端装置を自由に増設できる接続メニュー』を提供することとしたものです。」と述べています。しかしながら弊社を含む多くの接続事業者は、インターネット接続サービスご利用者の動向やサービス品質確保の観点から、トラフィック急増による輻輳対策としては、網終端装置の増設基準をセッション数ベースからトラフィック量ベースに変更することを強く要望してきました。

【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】

一部の事業者から要望があったとされる本申請にかかる措置には応諾しながら、多くの ISP の要望である「NTT 東西の消費者問題・社会問題の解決策である設備増設基準の変更」については全く応じないのは不当であることから、早急にこれに応じ、NTT 東西が原因である社会問題・消費者問題の解決を図るべきです。

【アルテリア・ネットワークス株式会社】

株式会社朝日ネット殿(以下、朝日ネット殿といいます)の意見に反対します。輻輳問題の根幹は、NTE の増設基準がセッションベースであることです。今回の D 型 NTE が導入された場合、NTT 東西殿の輻輳問題の根本的解決へのインセンティブがなくなり、返って問題解決が先送りされる、もしくは解決されないことにつながりかねません。NTT 東西殿は、まずは多くの ISP が求めているトラフィックベースへの見直しを早急に行うべきです。

	<p>(既存網終端装置について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存設備について、トラフィックベースへの見直し検討に時間を要するのであれば先行してセッションベースでの増設基準の引き下げ等についても検討すべきである。</li> </ul> <p><b>【株式会社朝日ネット】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>変更の経緯に記載の通り一契約当たりのトラフィックの増加による輻輳問題は ISP 事業者にとって喫緊の課題であると認識しております。 今回、ウ欄対象となる IP 通信網終端装置が ISP 事業者の判断で増設できるようになることは、トラフィック増加に起因する輻輳問題を解決する選択肢の一つとして有効だと考えます。複数の ISP 事業者がウ欄対象となる IP 通信網終端装置の早期提供を希望するものと考えます。</li> </ol>	
その他輻輳対策	<p><b>【KDDI 株式会社】</b></p> <p>また、検討にあたっては、第一次報告書の主な意見にある通り、(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1Gbps 以上の網終端装置の新設の要望</li> </ul> <p>といった ISP 事業者からの要望を考慮して検討する必要があると考えます。</p> <p><b>【EditNet 株式会社】</b></p> <p>PPPoE 方式の NTE は、特殊な例を除いてインターフェースが最大 1Gbps であり、この仕様は 5 年以上変わっていません。 (中略) 既に他の接続事業者も要望されている通り、時代に合わせて 10Gbps などの NTE も選択肢に加えていただくことを要望します。</p> <p><b>【株式会社シナプス】</b></p> <p>(3) 輻輳問題対策への効果について</p> <p>2018 年 1 月 10 日に接続事業者向けに開催した D 型 NTE に関する説明会で、NTT 東日本・西日本殿より、昨今の輻輳問題のボトルネックは網終端装置では無く、NGN 網内の別の箇所に存在する可能性が示唆される発言がありました。よって今回の契約約款一部改正は、輻輳問題に対する効果について疑義が残ります。輻輳問題の対策を効果的なものとするためには、NTT 東日本・西日本殿は NGN 品質基準の考え方を明らかにし、かつ NGN 網</p>	<p>各者の意見に賛同します。</p> <p>シナプス殿の意見に賛同します。ただし NTT 東西殿による輻輳箇所の「網終端装置でなく別の箇所」の示唆について、ベストエフォートサービスであることからその可能性を否定するものではないものの、網終端装置の輻輳によってネットワーク品質の低下が長時間にわたって、発生していることは明らかです。そのため、この根本原因である網終端装置の増設基準の議論については「別の箇所」の議論と並行して行う必要があると考えます。</p>

	<p>内のボトルネック箇所の洗い出しが必要と考えます。</p>	
D型網終端装置メニューの位置付け	<p>【EditNet 株式会社】</p> <p>NTT 東西は D 型 NTE を「各 ISP 事業者の個別要望に基づく選択肢の一つ」と位置付けています(2017 年 10 月 27 日接続料算定研究会(第 8 回), NTT 東西発表資料 p28 ほか). しかしすでに述べてきたとおり、輻輳対策という意味では既存 NTE の十分な増設が求められているのですから、D 型 NTE はあくまでも同一 ISP の中に料金に差をつけ、プレミアムコースのようなサービスを提供したい事業者が、従来よりも上乗せした接続料の負担で個別にぜひ導入したい設備という位置づけのはずです.</p> <p>【株式会社クロノス】</p> <p>新型 NTE は ISP 事業者が標準のフレッツサービスとは異なる品質のサービスを提供するためのものであります。</p>	<p>各者の意見に賛同します。</p>
D 型 NTE 申込手順・情報開示に関する検証の必要性	<p>【JAIPA 地域 ISP 部会】</p> <p>NTT 東西殿より 2017 年 10 月 30 日に発信されました D 型 NTE の接続受付の案内(メール)によると、1 次申込期間が案内の翌日である 11 月 1 日から 10 日までのわずか 10 日間とされており、多くの事業者にとって十分な検討の時間がありません。メールでアナウンスのあった翌日から 10 日間で、9 年間にわたり●円以上も支出する装置を検討することは不可能です。アナウンスのあり方や、この D 型 NTE の提供の情報がすべての事業者に同じタイミングで行われたか否かも含め、公平性・透明性・適正性の観点で検証されるべきです。</p> <p>【シナプス株式会社】</p> <p>(略) 中小規模の接続事業者にとっては経営を左右する大規模投資ですが、他社との競争上、不十分な情報と極めて短い検討期間での申込判断を迫られました。案内方法や D 型 NTE に関わる情報提供について、全ての接続事業者に公平に行われたのか、検証が必要と考えます。</p> <p>【EditNet 株式会社】</p> <p>(上記と同様の意見のため省略)</p>	<p>各者の意見に賛同します。</p> <p>一般的な企業が、非常に高額な支払いとなる NTE について、その導入検討から決裁、申込までを、1 通のアナウンスマールが到着してからわずか 10 日間で対応することは現実的に不可能です。NTT 東西殿のこのような対応から、これらの情報が一部の事業者のみ事前に開示されていたのではないかと考えざるを得ません。増設基準のない NTE の提供の情報がすべての事業者に同じタイミングで行われたか否かも含め、公平性・透明性・適正性の観点で検証すべきです。</p> <p>クロノス殿の意見に賛同します。多くの接続事業者が D 型 NTE の申し込みをしているという事実は、実際に消費者に相対している接続事業者の窮状を現しています。JAIPA 会員で D 型 NTE を申し込んだ接続事業者の多くは、NTT 東西殿から NTE の増設を拒否されたことで輻輳対策の先行</p>

	<p><b>【株式会社クロノス】</b></p> <p>新型 NTE の提供について NTT 東西殿から接続事業者に開示が行われたのは平成 29 年 10 月 30 日、第一次申し込み受付期間が平成 29 年 11 月 1 日から同 11 月 10 日とされました。従来型 NTE に比べて軽微とはいえない水準のコスト増となる新型 NTE の採用を検討する期間としては不十分です。また当社が協会員となっている一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会(以下、JAIPA とする)の会合において JAIPA 会長より新型 NTE は数百台の申し込みがあったと発言がありました。</p>	<p>きが見通せない中で、制度に対する整合性よりも、相対している顧客に対するサービス品質の確保を優先せざるを得なかつた状況があります。NTT 東西殿は自社のコールセンターで利用者から多くのクレームを受け NTE の輻輳問題を認知しているにも関わらず、顧客に「ISP の設備の問題」と回答してその責任を ISP に押し付け、一方で ISP による設備の増設要請を拒否してきました。これは NTT 東西殿による優越的地位の濫用以外なく、これらの行為によって NGN において公正競争が歪められていることは明らかです。総務省殿におかれではこれらの状況(NTT 東西殿が ISP に NTE の増設要請を拒否した事例の有無等)を検証し、輻輳問題や NTE 費用負担問題をはじめとした諸問題の早期解決に向けて取り組んでいただきたいと考えます。なお、現在は光コラボレーションの提供によって、接続事業者が NTT 東西殿との卸契約に対する影響を考慮して発言や意見に対して萎縮するなど、いわば独占的な卸サービスによって萎縮効果が働いていることから、これらの状況を勘案した形で検証をしていただきたいと考えます。</p>
JAIPA 要望に関する虚偽	<p><b>【JAIPA 地域 ISP 部会】</b></p> <p>NTT 東西殿は、(中略)「当社は、個別の事業者協議だけでなく、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会殿とも協議する中で、事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般『網終端装置を自由に増設できる接続メニュー』を提供することとしたものです。」と述べています。</p> <p>しかしながら、当協会および多くの協会会員 ISP は消費者問題となっているトラフィック輻輳問題の解消に向けて、既存を含む NTE のトラフィックベースでの増設を一貫して要望しており(接続料の算定に関する研究会第 3 回および第 4 回資料参照)、当協会として「網終端装置を自由に増設できる接続メニュー(全額負担メニュー)」を要望しておりません。具体的には、2017 年 10 月 4 日に開催された協議の席において NTT 東西殿から突然全額負担メニュー提供開始する旨の通知を受け、更に</p>	

	<p>2017年10月27日に開催された「接続料の算定に関する研究会」第8回において、NTT東西殿より、NTEの接続メニューをISP事業者等からの要望を踏まえ提供する旨公表されました。また、メニュー設定に当たって事前に当協会や当協会に所属する多くのISP等に広く意見を聞く等は行われていません。当協会からは社会問題化しているフレッツの輻輳問題の解決のために、既存のNTEの増設基準をセッションベースからトラフィックベースに変更する件を度々強く要望しているものの、いまだにNTT東西殿は変更しておりません。まずは研究会や答申で示された方向性のとおり、大多数を占める既存メニューの増設の方向性を早急にトラフィックベースに移行させ、輻輳問題の解消を図るべきです。</p>	<p>10月13日協議で金額の提示を受けたものであり、10月4日以前やその後今日まで当協会が網終端装置の全額負担メニューを要望した事実は一切ありません。」と述べております。また当社からも、全額負担メニューを要望した事実は一切ありません。NTT東西は事実を歪め議論をミスリードしています。</p>
網終端装置の原価に対する懸念	<p>※●部分は非開示情報</p> <p>【EditNet 株式会社】 (すでに ISP への負担付け回しが横行) NTT東西は「増設基準を緩和」と強調されますが、その際、ISP事業者に大きな追加負担を求めるメニューであることを明確に説明されていないようです。このタイプは C-20 型と呼ばれ、同じ資料で「中型 NTE」と示される C 型(増設基準セッション数が「8000」とされるタイプ)と同じ機器であり、4 相互にメニュー変更が何度も可能ですが(形式名その他については、2018年1月23日接続料算定研究会(第11回)におけるプロバイダー協会発表資料および説明による)。違いは C 型の増設基準セッション数が 8000 で網改造料が月額約●円であることに対して、C-20 型は増設基準が 2000 セッションに緩和される一方、網改造料が約●円に上がります。同じ機器であることから網改造料の算定根拠である機器の価格も同じですので、この機器の本来のインターフェース価格(接続料算定根拠に基づき計算される網改造料)は●円のはずですが、約●倍を ISP 事業者に負担させています。この差額は、本来 NGN 網内の設備で一般収容局接続ルーティング伝送機能に計上される(NGN の利用者料金の中から負担される)ところを、ISP 事業者が網改造料で肩代わりしています。</p> <p>【JAIPA 地域 ISP 部会】 NTT東西殿はまるで自社の企業努力のように「増設基準を緩和」と表現していますが、これは NTT東西殿の負担を一部 ISP の網改造料に転嫁したものです。(以下 EditNet 殿と同様の意見のため省略)</p>	<p>各者の意見に賛同します。</p> <p>第一種指定電気通信設備における接続料は原価主義であるため、装置が同一であれば、接続料は同額となるはずです。そのため、例えば C 型の各 NTE に対する費用負担は同額になるはずであるものの、現状はそれぞれに接続料が異なっています。同じ装置であるにもかかわらず接続料が異なるということは原価に基づかない料金設定がされているとしか考えられません。これは第一種指定設備の料金算定や、インターフェースのみを支払う当該接続料金の考え方方に合致していません。今回の D 型 NTE だけでなく網終端装置全般の料金の妥当性について、データが開示された上でオープンに議論されることが必要です。</p>

<p>NTT 東西殿が意図した少数の事業者にのみ秘密裏に特別メニューを提供していた件</p>	<p><b>【JAIPA 地域 ISP 部会】</b></p> <p>平成 29 年 4 月に総務省で開催された「接続料の算定に関する研究会(第 2 回)」にて、NTT 西日本殿が、自らが選択した一部の事業者に限定して、個別に「接続事業者が網終端装置の費用を全額負担するメニュー」を提供していること明らかにされました。この内容は開示された事業者以外の事業者には一切公になっていないものであり、公平性・透明性・適正性の観点で極めて問題です。NTT 東西殿がこの事案を既成事実として、「接続事業者が要望している」「接続事業者の要望に応じた増設であるから接続事業者が全額負担するのが相当」という理由で、標準メニュー化を進めるやり方は、大きな問題です。総務省殿においても、このように NTT 東西殿の都合で一部の要望のみ取り上げて不公正に進められることが無いよう対策を検討していただきたいと考えます。</p> <p><b>【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】</b></p> <p>総務省の「接続料の算定に関する研究会」では、NTT 東西殿によって意図的に選定された接続事業者にのみ限定して、秘密裏に特別な網終端装置の提供メニューを用意し、それを提供したことが明らかになりました。第一種指定電気通信設備を持つ者として、競争事業者や自社利用部門からの接続の同等性を担保する責任があるにも関わらず、このように特定の事業者を優越した取扱をすることは法の趣旨に反しており、非常に問題です。</p> <p><b>【EditNet 株式会社】</b></p> <p>NTT 西日本が現行の接続約款を変更する以前から全く同様のメニューを提供してきたことを公に認めており(2017 年 4 月 12 日接続料算定研究会(第 2 回)議事録 p37, NTT 発言), さらにこのメニューは 2016 年度から一部の事業者だけに個別提示をして提供されていたことが明らかになっています</p>	<p>各者意見に賛同します。</p> <p>公平性が求められるべき NTT 東西殿が、自らが意図的に選んだ一部事業者のみに特別メニューを秘密裏に提供していたことは、不公正な取引です。そもそも、網終端装置が卸提供された場合、不要になった接続用網終端装置のコスト分だけでなく、卸提供する網終端装置の利益分も NTT 東西の利益となります。卸サービス、利用部門による個別提供なども含め、NTT 東西殿における競争事業者に対する個別提供の実態について、公平性・透明性・適正性の観点で検証を行うべきです。</p>
<p>NGN インターネット接続サービスの接続メニュー化の要望</p>	<p><b>【JAIPA 地域 ISP 部会】</b></p> <p>NTE 本体の費用負担が NTT 東西殿(利用部門)から ISP に移動するにもかかわらず、ユーザの役務区間も変わらないため利用者が負担している NTE に相当する費用が ISP からも NTT に対して支払われます。これは、費用を二重取りしていることに他ならず、そのまま NTT 東西の利益になります。このようなびつなサービス構造を是正するためにも、現在卸</p>	<p>各者意見に賛同します。</p> <p>「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について答申(情報通信審議会・平成20年3月27日)」までの議論の場において、NTT 東西殿は「利用する ISP 事業者殿を自由に選択することが可能であること」等を理由として、当時多く</p>

サービスで実現している光サービスと同様の接続メニューを整備し、公正競争を実現すべきです。

【EditNet 株式会社】

(光コラボレーションモデルの接続化も検討すべき)

フレッツサービスにも利用区間(既存 NTE の ISP 接続用または D 型 NTE の ISP 接続用)に合わせた網使用料(利用者 1 人当たりの網使用料)が設定され、ISP 事業者が再販でなく接続によりフレッツと ISP を一本で料金設定権を持つようにすることも検討されるべきです。

【株式会社シナプス】

網終端装置は、相互接続点からみて NTT 東日本・西日本側の装置であり、NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービス提供のために、役務を提供していない接続事業者が個別負担する根拠が明らかではありません。

さらには、接続事業者に負担を求めるとする網改造料の算定に係る個別費用が不明確であることから、著しく料金設定の透明性を欠いております。事業者は料金負担の妥当性を判断できず、かつ NTT 東日本・西日本殿にはコスト削減インセンティブも発生しないことから、インターネット接続サービスのコストダウンが進まず、最終的にご利用者利益を損なう懸念があります。もし事業者に個別負担を求めるのであれば、相互接続点の見直しから議論されるべきであると考えます。

の接続事業者が求めていたインターネット接続サービスのアンバンドル(ISP の料金設定権)について反対してきました。

しかしながら、光コラボレーションモデル(卸モデル)の提供によって、「利用する ISP 事業者殿を自由に選択することができる」状態で料金の設定権が ISP に移ることになりました。これは、従来 NTT 東西殿が主張していた「できない理由」は過去に KDDI 殿が以下指摘していたとおり誤りであることが判明しました。

同議論において接続事業者等は以下の通り主張していました。

- ・「技術的な問題があると述べられているが、『接続先を限定すること』については技術的な問題があつたとしても『接続料設定』にあたつての技術的な問題は等に無いと理解しており(中略)本機能についてはアンバンバンドルして接続料を設定することが必要」(KDDI 殿)

- ・「ISP 接続について接続料を設定することは従来から多くの ISP が要望してきたことであり、最終的に利用者が安価なサービスを享受できる可能性や、ISP 事業者がエンドエンドの料金設定権を持つことで料金設定の弾力性によるサービス競争の発展が期待できるので接続料設定を行うべき」(TOKAI、ビック東海)

- ・「アンバンドルを ISP 事業者向けに提供しても、複数の ISP 事業者を切り替えて利用する利用者や、ISP に接続せず NGN のサービスのみを利用する利用者は(中略)技術的に問題は無い」(JAIPA)

- ・「ISP 接続に係る機能に関して、エンドエンド料金の低廉化のために、事業者間接続料金の設定、また従来の地域 ISP

		<p>網で採用している『ぶつ切り料金』とどちらも選択できる柔軟な対応を希望します。(フュージョン・コミュニケーションズ)</p> <p>フレッツ光コラボレーションモデルの出現によって、もはや「アンバンドルできない理由」が存在しないことから、あらためて上記の議論を行い、速やかにアンバンドルを実現していただき、インターネット接続サービスでの卸サービス偏重の状況や、料金設定の弾力性によるサービス競争の促進を図るべきです。</p>
分離問題	<p>【JAIPA 地域 ISP 部会】</p> <p>4-1 利用部門と管理部門の分離が不徹底</p> <p>管理部門の相互接続推進部は、ISP が NTE の増設要請を出しても、「自社の負担が増えるので難しい」として、増設を拒否しており、利用部門を代弁している状況です。NTT 東西殿の機能分離や運用状況についての検証を要望します。</p> <p>【EditNet 株式会社】</p> <p>管理部門に属するはずの相互接続推進部は、ISP 事業者が NTE の増設要望を出しても、「自社の負担が増えるので難しい」として応じようとしません。(略)まるで管理部門が利用部門の利益を代弁しているような状況が見受けられます。</p> <p>この問題は、NTT 東西の機能分離が必ずしも十分でないことに起因していると思われます。今回の NTE の輻輳問題および D 型 NTE の問題を機に、現在の NGN の相互接続モデルにおける責任分担・費用負担のあり方、ひいては機能分離のあり方が公正な競争を通じて利用者(消費者)のメリットを実現できているか、これらの議論を行うことの必要性を感じました。</p>	<p>各者意見に賛同します。</p> <p>研究会で明らかになった、NTT 東西殿による一部事業者のみに対する不公正な網終端装置メニューの提供は、接続ではなく卸提供であると考えられますが、その場合、NTT 東西利用部門が ISP に対して網終端装置の提供を行ったことになります。この状況から、管理部門が利用部門に対し、ISP との協議状況の情報提供もしくは誘導を行い、ISP には利用部門との協議の誘導した可能性(管理部門が利用部門の営業活動の一部を担い、情報共有を行っている可能性)があります。いずれにしても NTT 東西殿管理部門によって接続の困難性を高め、利用部門のサービスへ誘導していた懸念があることから、NTT 東西殿の機能分離や運用状況についての検証を要望します。</p>
認可に際して設定されるべき条件	<p>【JAIPA 地域 ISP 部会】</p> <p>D 型 NTE が従来型と並ぶ ISP の選択肢として、まず既存の NTE による社会問題・消費者問題が解決するよう、本申請の認可にあたっては、既存の NTE の増設基準を変更することを条件として附すことを強く要望します。</p>	<p>各者意見に賛同します。</p>

**【JAIPA 地域 ISP 部会】**

D 型 NTE の議論は既存 NTE の増設基準が十分な基準に見直されてから、または同時に行うべきと考えますが、仮に D 型 NTE を先行して認可する場合、D 型 NTE の位置づけや条件は輻輳対策としてではなく暫定的なものと考え、接続事業者が不当に不利益となることのないよう、経過措置を設ける必要があります。

**【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】**

多くの ISP が出席した NTT 東西の D 型網終端装置に関する説明会(2018 年 1 月 10 日)において、「省令改正で約款化が求められる増設基準について、いつどのような内容で申請する予定か」という ISP の質問に対し、NTT 東西は「現行の NTE 増設基準は適切と考えているので、概ね現行の基準にて申請をしたい」と回答しており、総務省「接続料の算定に関する研究会」での方向性には沿わない考えを示しています。

この状況において、このまま D 型網終端装置だけが認可されれば、NTT 東西殿には社会問題化した既存の網終端装置の増設基準を改善するインセンティブが全く働きません。(中略)まず既存の網終端装置による社会問題・消費者問題が解決するよう、本申請の認可にあたっては、既存の網終端装置の増設基準を変更することを条件として附すことを強く要望します。

**【EditNet 株式会社】**

(上記と同様の意見のため省略)

**【JAIPA 地域 ISP 部会】**

接続事業者が不当に不利益となることのないよう、経過措置を設ける必要があります。例えば、既存メニューの増設可能台数は基準の見直しとともに変わる可能性があるため、(略)新メニューの利用を開始した後であっても、全体として既存メニューとしての増設可能台数に収まる場合は、装置を既存メニューに流用できるなどにすべきです。

**【ソフトバンク株式会社】**

(上記と同様の意見のため省略)

**【JAIPA 地域 ISP 部会】**

この D 型の新設に当たって ISP 毎に利用できる識別子を複数利用できるようにする予定がある旨の案内がありましたが、これについても詳細な仕様やスケジュールについて速やかな公表を要望します。

**【株式会社クロノス】**

本約款認可申請の認可には以下の条件を付帯するよう意見いたします。

ウ) 本約款の認可時には、識別子の付与に関する不公平が解消されていること。

## 意見書

平成 30 年 2 月 13 日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課御中

特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構  
代表理事 立石 聰明

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集の再意見募集について、別紙のとおり意見を提出します。

各者の意見	当社の意見	
<p><b>【個人】</b></p> <p>フレッツ光隼の 1G 回線に乗り換えて、どれだけ速くなるかと思ったら、夜、どんどん遅くなり、300kbps くらいしか出なくなった。ADSL より遅く、ISDN やアナログモデムに近づく速度になった。自分ひとりでなく、ネットを調べると、このような速度低下は、他にも見られるものだった。ここまで異常な速度低下を放置している行政にも大きな責任や原因があると思う。ただちにユーザーに立場に立った対応をすべき。</p> <p>ベストエフォートは、もともと最大限の努力をすると言う意味だと思うが、いつから努力しない言い訳の言葉になったのか</p>	<p>多くの ISP は左記個人の意見の同様のクレームを日々受けています。総務省「接続料の算定に関する研究会」において示した通り、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会殿(以下「JAIPA 殿」という)が実施した ISP 向けアンケートにおいても、約 9 割の ISP が「顧客から網終端装置の輻輳におけるクレームを受けたことがある」と回答し、更に、8 割以上の ISP が「輻輳問題で解約した顧客が存在すると思う」と回答しています。網終端装置のクレームの原因の設備は東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます)が設置・管理・運用する設備(網終端装置、NTE)であるため、多くの ISP が NTT 東西殿にその設備の増設を要請していましたが、殆どのケースで断られており、多くの ISP は対処ができない状況です。</p> <p>昨今の輻輳問題は、1Gbps の回線速度に対して実効速度が kbps オーダーであるなど、網終端装置を起因としてあきらかに一般的常識とかけ離れた程度の実効速度となっていることです。これは NTT 東西殿のユーザ約款に基づくサービスの品質の問題であり、NGN を利用する消費者にとって共通の問題です。KDDI 殿が述べているとおり、原因箇所である網終端装置の設備を管理・運営し、顧客からネットワーク利用料として収益を得ながら役務として顧客に提供している NTT 東西殿が消費者の声を受け止め、自らの責任において早急に改善を行う必要があると考えます。</p>	
費用負担の区間	【KDDI 株式会社】	各者の意見に賛同します。

しかしながら、インターネット接続にかかるユーザ料金は、ISP事業者が設定する ISP 料金と NTT 東・西が設定するフレッツ光料金で、ぶつ切りで料金設定されており、網終端装置のコストはフレッツ光料金に含まれています。仮に、今回申請された網終端装置のメニューを網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としてしまうと、本来、NTT 東・西がフレッツ光の基本的なサービス品質を維持するために、フレッツ光料金を原資として負担すべき網終端装置のコストについて、今後は全て ISP 事業者がそのコストを負担することになるため、ユーザ料金の設定範囲とコスト負担の関係に歪みが生じることとなります。

網終端装置のコストがフレッツ光料金に含まれていることを踏まえれば、網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としては、今後も、NTT 東・西のフレッツ光料金を原資とした対応が必要であり、引き続き、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラフィックの増加）に見合った提供メニューや増設基準を検討することが必要です。

#### 【株式会社クロノス】

本約款認可申請によると、新型 NTE は ISP 事業者が装置の全額を網改造料として負担、従来型 NTE は装置のインターフェース費用を ISP 事業者が網改造料として負担する必要があります。現状ではフレッツ利用料金で大宗を賄っている従来型 NTE と ISP が全額負担する新型 NTE は、フレッツ利用者が負担する費用負担区間が異なり新型 NTE についてはフレッツユーザーと ISP 事業者の両方から新型 NTE の費用を徴収していることになります。

#### 【JAIPA 地域 ISP 部会】

今回 NTT 東西殿から発表された D 型 NTE について、NTT 東西殿の資産である設備等の費用を全額 ISP 負担としている点については非常に大きな問題です。NTE は NGN 内部に設置され、NTT 東西殿によって管理・運用されているものです。NTE の輻輳問題は本質的に NTT 東西殿の NGN・フレッツ役務区間の問題であることから、NTT 東西殿自身によって問題を解決すべきものです。

#### 【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】

今回 NTT 東西殿から発表された D 型網終端装置について、その設備等を全額 ISP 負担としている点について大きな問題があります。二者の事業者網を接続する際には、接続を円

NTT 東西殿設備である網終端装置のコストを ISP が負担することは、NTT 東西殿が本来的に負担すべきコストを ISP 事業者に負担させるもので、容認することはできません。

接続事業者と NTT 東西殿は、それぞれの網を相互に接続することでインターネット接続サービスを提供していますが、ISP 事業者が NTT 東西殿に対して、その接続にかかる費用、例えば NTT 東西殿に対してのみ専有する機器やインターフェースの費用などを請求することはありません。それにもかかわらず、NTT 東西殿は ISP と接続するインターフェースだけでなく、その先にある自網の装置（網終端装置）の費用負担まで求めてきています。これはボトルネック設備を持つ者のみが可能であり、すなわち優越的地位の濫用であり不当です。NTT 東西殿による、NTT 東西殿のネットワーク管理の不備に対する ISP の指摘を「要望」と捉え、その設備の負担を ISP に切り替えることは円滑なネットワークの運用・接続制度・不公正な取引など様々な観点で大きな問題であり、容認することはできません。

	<p>滑にするために、これまでネットワークは NNI(POI)を分界点としてネットワークの責任の所在(コストの負担範囲)を明確にしてきました。(中略)この設備は NTT 東西殿が利用者から徴収するネットワーク利用料で管理・運用され、サービスが提供されるべきものです。しかし今回、多くの ISP への事前の相談や確認、議論もなく、NTT 東西殿の判断によって D 型網終端装置は費用負担のみが ISP の負担に変更されました。NTT 東西殿は本申請の中で理由について「PPPoE 方式においてトラフィックの急増に対してネットワーク側において十分な対応をすることが困難な状況にある」としているものの、今回の措置はその事象に対する困難性の根拠はなく、また本申請によってどのように解決されるのか等も含め、全く具体的な根拠が示されることなく申請が行われています。実際、費用負担を ISP に変更することによって、「ネットワーク側において十分な対応をすることが可能になる」とは到底に考えづらく、本措置は単なる NTT 東西殿の自社ネットワークのコストの押し付けでしかないことから大きな問題です。</p> <p><b>【EditNet 株式会社】</b></p> <p>相互接続が文字通り対等な接続であれば、POI の向こう側の費用を肩代わりさせることは考え方の問題ですが、NTE の輻輳問題で ISP 事業者がその負担を受け入れざるをえないのは、ただ NGN がボトルネック設備であり、NTT 東西が交渉上きわめて有利な立場にあるからです。</p> <p>D 型 NTE を現行サービスの輻輳対策のために導入することは、ユーザに対する自らの責任を放棄し、ISP に対しては費用負担区間のルールを一方的に変更し、ISP 事業者の負担で NGN 区間の品質確保を使用とするもので、およそ受け入れられません。</p>	
トラヒック増加に伴うコスト負担者	<p><b>【EditNet 株式会社】</b></p> <p>(総論)</p> <p>NTT 東西は「動画や大容量データのダウンロードも快適な速さでスムーズにインターネット！」(NTT 東日本 web ページより)と速度や快適さを宣伝して顧客を誘引していくながら、利用が集中する夜間は ISP によって異なるものの、動画の再生はおろか web ページの閲覧にも支障が起こっています。これは NTE の輻輳によりパケットロスによる再送が生じるためで、ポート容量からの超過が一見わずかでも、実効速度が急激に低下し始めます。(中略)</p>	各者の意見に賛同します。NTT 東西殿はあたかも昨今のインターネットトラフィックの急増によって自社のみが設備負担していると示唆していますが、ユーザのインターネットトラフィックが通過するネットワーク事業者すべてが日々増加するトラフィックに応じて設備投資を行っているものであり、NTT 東西殿のみが負担しているものではありません。また、各事業者が行う自社網に対する設備投資は、自社の収益を原

	<p>ISP 事業者もコンテンツプロバイダも、それぞれ自社 NW の増強に多大な負担をしています。</p> <p>【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】NTT 東西殿はトラフィック増加が本申請に伴う理由としていますが、ISP ネットワークやコンテンツネットワークも同様にトラフィック増加に伴う自ネットワークのコスト負担(投資)を自らの責任で行っています。インターネットはこれまで自網を自己負担として、自らの責任でネットワーク設備やトラフィック、品質の管理を行っています。今回、NTT 東西殿がトラフィックの増加を理由にして自らがユーザに提供しているネットワークの設備投資を他社に強いことは公正な根拠がないだけでなく、ボトルネック設備を持つ者としての優越的地位の濫用であり、不当です。</p>	<p>資として行っており、NTT 東西殿の今回の主張のように、自らの設備のコストを他社(ISP)に押し付けるようなことは行っておりません。例えば、移動体通信事業者(MNO)においてもユーザのトラフィック増加に直面していると容易に想定されるものの、このために行つた設備増設にかかるコストの大半を接続事業者に押し付けるようなことは行なわれていません。NTT 東西殿設備は、自社設備である網終端装置(NTE)のコストを ISP に負担させる矛盾を早急に解消すべきです。</p>
網終端装置の増設基準	<p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p>そもそも、NTT 東西殿が設定している増設基準ではトラフィックの急増に対応できていないという根本的な問題については、未だ解決策が示されていません。現在の増設基準に従うと輻輳が発生する、という状況であるならば、そもそも増設基準に問題があることは明らかであり、増設基準を見直すことこそが本来の対応であると考えます。仮に、現在の増設基準でトラフィックの急増に対し十分な対応ができるといふのであれば、NTT 東西殿は根拠をもって十分な対応ができていることを示すべきと考えます。</p> <p>なお、上述の通り、網終端装置の輻輳対策として本増設メニュー以外にも様々な施策がとり得ると考えられることから、本増設メニューを利用する事業者が、今後新たなメニューが導入された際に新たなメニューにスムーズに移行できるようにすべきと考えます。</p> <p>【EditNet 株式会社】</p> <p>従来型 NTE の増設基準はいずれもセッション数で規定されていますが、現在の NTE のメニューが東日本で 2013 年、西日本で 2014 年に決まったときからほとんど変わっていません。(中略)2013 年から 17 年にかけて利用者の総トラフィック、1 契約あたりのトラフィックも約 4 倍に増加する中、この当時のセッション基準を維持することは現状に合っていません。</p>	<p>各者の意見に賛同します。</p> <p>本約款申請に該当する全額負担網終端装置(D型 NTE)の導入は、既存網終端装置の輻輳の原因を取り除くものではないことから、昨今の輻輳問題には効果がありません。現在の増設基準は明らかに実情に対応できていないため、ソフトバンク株式会社殿(以下、ソフトバンク殿といいます)が指摘するように基準そのものの見直しが必要と考えます。NTT 東西殿は網終端装置の増設基準をセッションベースからトラフィックベースに早急に変更すべきです。</p>

	(中略) IP 通信では、輻輳の発生により一気に品質が低下することを踏まえ、まずは大多数の利用者が利用する従来型 NTE の増設基準を早急に現状にあった水準に見直すことにより、これらの輻輳を解消することが必要です。D 型 NTE はその次にあるべきものです。	
トラフィックベースでの増設基準の必要性	<p>【KDDI 株式会社】</p> <p>また、検討にあたっては、第一次報告書の主な意見にある通り、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増設基準をセッション数からトラフィックベースに見直す要望</li> </ul> <p>といった ISP 事業者からの要望を考慮して検討する必要があると考えます。</p> <p>【JAIPA 地域 ISP 部会】</p> <p>情報通信行政・郵政行政審議会(中略)答申においても、(中略)「トラフィック実態等に合わせて継続的に見直されることが適当であり、NTT 東日本・西日本においては、基準の緩和に向けて、他事業者・団体からの寄せられる意見・要望を十分参考にしながら取組を進めることが適当」とされたところです。昨今のトラフィック輻輳問題の根本的原因は既存の NTE であるため、これら既存の NTE に対する改善を行わない限り問題の解決には至りません。既存の設備に対する増設基準の見直しが必要です。</p> <p>(中略)輻輳問題の解決に向けて既存 NTE の増設基準をトラフィックベースへ早急に変更すべきです。また本件に対する NTT 東西殿の対応が研究会開催時のみとならないよう、今後の対応については総務省殿において継続的に検証されるべきです。</p> <p>【株式会社クロノス】</p> <p>(輻輳問題の解決)</p> <p>答申には「NGN は利用者が ISP 事業者を介してインターネット等を利用するため用いられるネットワークであることを踏まえると、現在 NTT 東日本・西日本の負担で行われている増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるよう行われる必要があり、そのための増設の基準を NTT 東日本・西日本において設定するとともに、現在も情報開示の取組が行われているところであるが、これを明示すべきである。」とあり、その増設についても「また、増設基準はトラフィック実態等に合わせて継続的に見直されることが適当であり、NTT</p>	<p>KDDI 株式会社殿(以下 KDDI 殿といいます)、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域 ISP 部会殿(以下、JAIPA ISP 部会殿といいます)、株式会社クロノス殿(以下、クロノス殿といいます)、株式会社エヌディエス殿(以下、エヌディエス殿といいます)、株式会社サンライズシステムズ殿(以下、サンライズシステムズ殿といいます)、有限会社マンダラネット殿(以下、マンダラネット殿といいます)、シナプラス株式会社殿(以下、シナプラス殿といいます)、EditNet 殿(以下、EditNet 殿といいます)の意見に賛同します。</p> <p>トラフィックベースへの増設基準の見直しは情報通信行政・郵政行政審議会が示す方向性(2017 年 12 月 22 日公表の「考え方 4」ほか)に沿うものです。NTT 東西殿は早急に既存 NTE の増設基準をトラフィックベースに変更し、社会問題の改善を図るべきです。</p> <p>アルテリア・ネットワークス株式会社殿(以下、アルテリア殿といいます)の意見に反対します。増設基準変更に要する時間の内訳は、トラフィックベースやセッションベースのいずれにおいてもその増設ポリシー策定を行うことであり、トラフィックベースおよびセッションベースの両検討に要する時間には差がありません。まずは多くの ISP が求めているトラフィックベースへの見直しを早急に行うべきです。</p>

東日本・西日本においては、基準の緩和に向けて、他事業者・団体からの寄せられる意見・要望を十分参考にしながら取組を進めることが適当である。」とトラフィックを増設基準とすることが適当との考え方が示されています。すなわち、輻輳問題の解決には従来から存在する網終端装置(中略)の増設基準をトラフィック基準で見直り、新型 NTE の提供は解決手段ではありません。速やかに従来型 NTE のトラフィック基準での見直しを求めるものです。

【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】

NTT 東西殿は、今回の申請の中で「接続事業者の要望を踏まえて新たな接続メニューを提供する」と述べています。しかし、当社をはじめ多くの ISP は既存の網終端装置の増設基準を、輻輳問題の根本的原因であるセッションベースの基準からトラフィックベースの基準に変更すべきであると度々強く要請しているものの、いまだに NTT 東西殿は変更していません。

【シナプラス株式会社】

NTT 東日本・西日本殿は、(中略)「事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般『網終端装置を自由に増設できる接続メニュー』を提供することとしたものです。」と述べています。しかしながら弊社を含む多くの接続事業者は、インターネット接続サービスご利用者の動向やサービス品質確保の観点から、トラフィック急増による輻輳対策としては、網終端装置の増設基準をセッション数ベースからトラフィック量ベースに変更することを強く要望してきました。

【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】

一部の事業者から要望があったとされる本申請にかかる措置には応諾しながら、多くの ISP の要望である「NTT 東西の消費者問題・社会問題の解決策である設備増設基準の変更」については全く応じないのは不当であることから、早急にこれに応じ、NTT 東西が原因である社会問題・消費者問題の解決を図るべきです。

【アルテリア・ネットワークス株式会社】

株式会社朝日ネット殿(以下、朝日ネット殿といいます)の意見に反対します。輻輳問題の根幹は、NTE の増設基準がセッションベースであることです。今回の D 型 NTE が導入された場合、NTT 東西殿の輻輳問題の根本的解決へのインセンティブがなくなり、返って問題解決が先送りされる、もしくは解決されないことにつながりかねません。NTT 東西殿は、まずは多くの ISP が求めているトラフィックベースへの見直しを早急に行うべきです。

	<p>(既存網終端装置について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存設備について、トラフィックベースへの見直し検討に時間を要するのであれば先行してセッションベースでの増設基準の引き下げ等についても検討すべきである。</li> </ul> <p><b>【株式会社朝日ネット】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>変更の経緯に記載の通り一契約当たりのトラフィックの増加による輻輳問題は ISP 事業者にとって喫緊の課題であると認識しております。 今回、ウ欄対象となる IP 通信網終端装置が ISP 事業者の判断で増設できるようになることは、トラフィック増加に起因する輻輳問題を解決する選択肢の一つとして有効だと考えます。複数の ISP 事業者がウ欄対象となる IP 通信網終端装置の早期提供を希望するものと考えます。</li> </ol>	
その他輻輳対策	<p><b>【KDDI 株式会社】</b></p> <p>また、検討にあたっては、第一次報告書の主な意見にある通り、(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1Gbps 以上の網終端装置の新設の要望</li> </ul> <p>といった ISP 事業者からの要望を考慮して検討する必要があると考えます。</p> <p><b>【EditNet 株式会社】</b></p> <p>PPPoE 方式の NTE は、特殊な例を除いてインターフェースが最大 1Gbps であり、この仕様は 5 年以上変わっていません。 (中略) 既に他の接続事業者も要望されている通り、時代に合わせて 10Gbps などの NTE も選択肢に加えていただくことを要望します。</p> <p><b>【株式会社シナプス】</b></p> <p>(3) 輻輳問題対策への効果について</p> <p>2018 年 1 月 10 日に接続事業者向けに開催した D 型 NTE に関する説明会で、NTT 東日本・西日本殿より、昨今の輻輳問題のボトルネックは網終端装置では無く、NGN 網内の別の箇所に存在する可能性が示唆される発言がありました。よって今回の契約約款一部改正は、輻輳問題に対する効果について疑義が残ります。輻輳問題の対策を効果的なものとするためには、NTT 東日本・西日本殿は NGN 品質基準の考え方を明らかにし、かつ NGN 網</p>	<p>各者の意見に賛同します。</p> <p>シナプス殿の意見に賛同します。ただし NTT 東西殿による輻輳箇所の「網終端装置でなく別の箇所」の示唆について、ベストエフォートサービスであることからその可能性を否定するものではないものの、網終端装置の輻輳によってネットワーク品質の低下が長時間にわたって、発生していることは明らかです。そのため、この根本原因である網終端装置の増設基準の議論については「別の箇所」の議論と並行して行う必要があると考えます。</p>

	<p>内のボトルネック箇所の洗い出しが必要と考えます。</p>	
D型網終端装置メニューの位置付け	<p>【EditNet 株式会社】</p> <p>NTT 東西は D 型 NTE を「各 ISP 事業者の個別要望に基づく選択肢の一つ」と位置付けています(2017 年 10 月 27 日接続料算定研究会(第 8 回), NTT 東西発表資料 p28 ほか). しかしすでに述べてきたとおり、輻輳対策という意味では既存 NTE の十分な増設が求められているのですから、D 型 NTE はあくまでも同一 ISP の中に料金に差をつけ、プレミアムコースのようなサービスを提供したい事業者が、従来よりも上乗せした接続料の負担で個別にぜひ導入したい設備という位置づけのはずです.</p> <p>【株式会社クロノス】</p> <p>新型 NTE は ISP 事業者が標準のフレッツサービスとは異なる品質のサービスを提供するためのものであります。</p>	<p>各者の意見に賛同します。</p>
D 型 NTE 申込手順・情報開示に関する検証の必要性	<p>【JAIPA 地域 ISP 部会】</p> <p>NTT 東西殿より 2017 年 10 月 30 日に発信されました D 型 NTE の接続受付の案内(メール)によると、1 次申込期間が案内の翌日である 11 月 1 日から 10 日までのわずか 10 日間とされており、多くの事業者にとって十分な検討の時間がありません。メールでアナウンスのあった翌日から 10 日間で、9 年間にわたり●円以上も支出する装置を検討することは不可能です。アナウンスのあり方や、この D 型 NTE の提供の情報がすべての事業者に同じタイミングで行われたか否かも含め、公平性・透明性・適正性の観点で検証されるべきです。</p> <p>【シナプス株式会社】</p> <p>(略) 中小規模の接続事業者にとっては経営を左右する大規模投資ですが、他社との競争上、不十分な情報と極めて短い検討期間での申込判断を迫られました。案内方法や D 型 NTE に関わる情報提供について、全ての接続事業者に公平に行われたのか、検証が必要と考えます。</p> <p>【EditNet 株式会社】</p> <p>(上記と同様の意見のため省略)</p>	<p>各者の意見に賛同します。</p> <p>一般的な企業が、非常に高額な支払いとなる NTE について、その導入検討から決裁、申込までを、1 通のアナウンスマールが到着してからわずか 10 日間で対応することは現実的に不可能です。NTT 東西殿のこのような対応から、これらの情報が一部の事業者のみ事前に開示されていたのではないかと考えざるを得ません。増設基準のない NTE の提供の情報がすべての事業者に同じタイミングで行われたか否かも含め、公平性・透明性・適正性の観点で検証すべきです。</p> <p>クロノス殿の意見に賛同します。多くの接続事業者が D 型 NTE の申し込みをしているという事実は、実際に消費者に相対している接続事業者の窮状を現しています。JAIPA 会員で D 型 NTE を申し込んだ接続事業者の多くは、NTT 東西殿から NTE の増設を拒否されたことで輻輳対策の先行</p>

	<p><b>【株式会社クロノス】</b></p> <p>新型 NTE の提供について NTT 東西殿から接続事業者に開示が行われたのは平成 29 年 10 月 30 日、第一次申し込み受付期間が平成 29 年 11 月 1 日から同 11 月 10 日とされました。従来型 NTE に比べて軽微とはいえない水準のコスト増となる新型 NTE の採用を検討する期間としては不十分です。また当社が協会員となっている一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会(以下、JAIPA とする)の会合において JAIPA 会長より新型 NTE は数百台の申し込みがあったと発言がありました。</p>	<p>きが見通せない中で、制度に対する整合性よりも、相対している顧客に対するサービス品質の確保を優先せざるを得なかつた状況があります。NTT 東西殿は自社のコールセンターで利用者から多くのクレームを受け NTE の輻輳問題を認知しているにも関わらず、顧客に「ISP の設備の問題」と回答してその責任を ISP に押し付け、一方で ISP による設備の増設要請を拒否してきました。これは NTT 東西殿による優越的地位の濫用以外なく、これらの行為によって NGN において公正競争が歪められていることは明らかです。総務省殿におかれではこれらの状況(NTT 東西殿が ISP に NTE の増設要請を拒否した事例の有無等)を検証し、輻輳問題や NTE 費用負担問題をはじめとした諸問題の早期解決に向けて取り組んでいただきたいと考えます。なお、現在は光コラボレーションの提供によって、接続事業者が NTT 東西殿との卸契約に対する影響を考慮して発言や意見に対して萎縮するなど、いわば独占的な卸サービスによって萎縮効果が働いていることから、これらの状況を勘案した形で検証をしていただきたいと考えます。</p>
JAIPA 要望に関する虚偽	<p><b>【JAIPA 地域 ISP 部会】</b></p> <p>NTT 東西殿は、(中略)「当社は、個別の事業者協議だけでなく、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会殿とも協議する中で、事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般『網終端装置を自由に増設できる接続メニュー』を提供することとしたものです。」と述べています。</p> <p>しかしながら、当協会および多くの協会会員 ISP は消費者問題となっているトラフィック輻輳問題の解消に向けて、既存を含む NTE のトラフィックベースでの増設を一貫して要望しており(接続料の算定に関する研究会第 3 回および第 4 回資料参照)、当協会として「網終端装置を自由に増設できる接続メニュー(全額負担メニュー)」を要望しておりません。具体的には、2017 年 10 月 4 日に開催された協議の席において NTT 東西殿から突然全額負担メニュー提供開始する旨の通知を受け、更に</p>	

	<p>2017年10月27日に開催された「接続料の算定に関する研究会」第8回において、NTT東西殿より、NTEの接続メニューをISP事業者等からの要望を踏まえ提供する旨公表されました。また、メニュー設定に当たって事前に当協会や当協会に所属する多くのISP等に広く意見を聞く等は行われていません。当協会からは社会問題化しているフレッツの輻輳問題の解決のために、既存のNTEの増設基準をセッションベースからトラフィックベースに変更する件を度々強く要望しているものの、いまだにNTT東西殿は変更しておりません。まずは研究会や答申で示された方向性のとおり、大多数を占める既存メニューの増設の方向性を早急にトラフィックベースに移行させ、輻輳問題の解消を図るべきです。</p>	<p>10月13日協議で金額の提示を受けたものであり、10月4日以前やその後今日まで当協会が網終端装置の全額負担メニューを要望した事実は一切ありません。」と述べております。また当社からも、全額負担メニューを要望した事実は一切ありません。NTT東西は事実を歪め議論をミスリードしています。</p>
網終端装置の原価に対する懸念	<p>※●部分は非開示情報</p> <p>【EditNet 株式会社】 (すでに ISP への負担付け回しが横行) NTT東西は「増設基準を緩和」と強調されますが、その際、ISP事業者に大きな追加負担を求めるメニューであることを明確に説明されていないようです。このタイプは C-20 型と呼ばれ、同じ資料で「中型 NTE」と示される C 型(増設基準セッション数が「8000」とされるタイプ)と同じ機器であり、4 相互にメニュー変更が何度も可能ですが(形式名その他については、2018年1月23日接続料算定研究会(第11回)におけるプロバイダー協会発表資料および説明による)。違いは C 型の増設基準セッション数が 8000 で網改造料が月額約●円であることに対して、C-20 型は増設基準が 2000 セッションに緩和される一方、網改造料が約●円に上がります。同じ機器であることから網改造料の算定根拠である機器の価格も同じですので、この機器の本来のインターフェース価格(接続料算定根拠に基づき計算される網改造料)は●円のはずですが、約●倍を ISP 事業者に負担させています。この差額は、本来 NGN 網内の設備で一般収容局接続ルーティング伝送機能に計上される(NGN の利用者料金の中から負担される)ところを、ISP 事業者が網改造料で肩代わりしています。</p> <p>【JAIPA 地域 ISP 部会】 NTT東西殿はまるで自社の企業努力のように「増設基準を緩和」と表現していますが、これは NTT東西殿の負担を一部 ISP の網改造料に転嫁したものです。(以下 EditNet 殿と同様の意見のため省略)</p>	<p>各者の意見に賛同します。</p> <p>第一種指定電気通信設備における接続料は原価主義であるため、装置が同一であれば、接続料は同額となるはずです。そのため、例えば C 型の各 NTE に対する費用負担は同額になるはずであるものの、現状はそれぞれに接続料が異なっています。同じ装置であるにもかかわらず接続料が異なるということは原価に基づかない料金設定がされているとしか考えられません。これは第一種指定設備の料金算定や、インターフェースのみを支払う当該接続料金の考え方方に合致していません。今回の D 型 NTE だけでなく網終端装置全般の料金の妥当性について、データが開示された上でオープンに議論されることが必要です。</p>

<p>NTT 東西殿が意図した少数の事業者にのみ秘密裏に特別メニューを提供していた件</p>	<p><b>【JAIPA 地域 ISP 部会】</b></p> <p>平成 29 年 4 月に総務省で開催された「接続料の算定に関する研究会(第 2 回)」にて、NTT 西日本殿が、自らが選択した一部の事業者に限定して、個別に「接続事業者が網終端装置の費用を全額負担するメニュー」を提供していること明らかにされました。この内容は開示された事業者以外の事業者には一切公になっていないものであり、公平性・透明性・適正性の観点で極めて問題です。NTT 東西殿がこの事案を既成事実として、「接続事業者が要望している」「接続事業者の要望に応じた増設であるから接続事業者が全額負担するのが相当」という理由で、標準メニュー化を進めるやり方は、大きな問題です。総務省殿においても、このように NTT 東西殿の都合で一部の要望のみ取り上げて不公正に進められることが無いよう対策を検討していただきたいと考えます。</p> <p><b>【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】</b></p> <p>総務省の「接続料の算定に関する研究会」では、NTT 東西殿によって意図的に選定された接続事業者にのみ限定して、秘密裏に特別な網終端装置の提供メニューを用意し、それを提供したことが明らかになりました。第一種指定電気通信設備を持つ者として、競争事業者や自社利用部門からの接続の同等性を担保する責任があるにも関わらず、このように特定の事業者を優越した取扱をすることは法の趣旨に反しており、非常に問題です。</p> <p><b>【EditNet 株式会社】</b></p> <p>NTT 西日本が現行の接続約款を変更する以前から全く同様のメニューを提供してきたことを公に認めており(2017 年 4 月 12 日接続料算定研究会(第 2 回)議事録 p37, NTT 発言), さらにこのメニューは 2016 年度から一部の事業者だけに個別提示をして提供されていたことが明らかになっています</p>	<p>各者意見に賛同します。</p> <p>公平性が求められるべき NTT 東西殿が、自らが意図的に選んだ一部事業者のみに特別メニューを秘密裏に提供していたことは、不公正な取引です。そもそも、網終端装置が卸提供された場合、不要になった接続用網終端装置のコスト分だけでなく、卸提供する網終端装置の利益分も NTT 東西の利益となります。卸サービス、利用部門による個別提供なども含め、NTT 東西殿における競争事業者に対する個別提供の実態について、公平性・透明性・適正性の観点で検証を行うべきです。</p>
<p>NGN インターネット接続サービスの接続メニュー化の要望</p>	<p><b>【JAIPA 地域 ISP 部会】</b></p> <p>NTE 本体の費用負担が NTT 東西殿(利用部門)から ISP に移動するにもかかわらず、ユーザの役務区間も変わらないため利用者が負担している NTE に相当する費用が ISP からも NTT に対して支払われます。これは、費用を二重取りしていることに他ならず、そのまま NTT 東西の利益になります。このようなびつなサービス構造を是正するためにも、現在卸</p>	<p>各者意見に賛同します。</p> <p>「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について答申(情報通信審議会・平成20年3月27日)」までの議論の場において、NTT 東西殿は「利用する ISP 事業者殿を自由に選択することが可能であること」等を理由として、当時多く</p>

サービスで実現している光サービスと同様の接続メニューを整備し、公正競争を実現すべきです。

【EditNet 株式会社】

(光コラボレーションモデルの接続化も検討すべき)

フレッツサービスにも利用区間(既存 NTE の ISP 接続用または D 型 NTE の ISP 接続用)に合わせた網使用料(利用者 1 人当たりの網使用料)が設定され、ISP 事業者が再販でなく接続によりフレッツと ISP を一本で料金設定権を持つようにすることも検討されるべきです。

【株式会社シナプス】

網終端装置は、相互接続点からみて NTT 東日本・西日本側の装置であり、NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービス提供のために、役務を提供していない接続事業者が個別負担する根拠が明らかではありません。

さらには、接続事業者に負担を求めるとする網改造料の算定に係る個別費用が不明確であることから、著しく料金設定の透明性を欠いております。事業者は料金負担の妥当性を判断できず、かつ NTT 東日本・西日本殿にはコスト削減インセンティブも発生しないことから、インターネット接続サービスのコストダウンが進まず、最終的にご利用者利益を損なう懸念があります。もし事業者に個別負担を求めるのであれば、相互接続点の見直しから議論されるべきであると考えます。

の接続事業者が求めていたインターネット接続サービスのアンバンドル(ISP の料金設定権)について反対してきました。

しかしながら、光コラボレーションモデル(卸モデル)の提供によって、「利用する ISP 事業者殿を自由に選択することができる」状態で料金の設定権が ISP に移ることになりました。これは、従来 NTT 東西殿が主張していた「できない理由」は過去に KDDI 殿が以下指摘していたとおり誤りであることが判明しました。

同議論において接続事業者等は以下の通り主張していました。

- ・「技術的な問題があると述べられているが、『接続先を限定すること』については技術的な問題があつたとしても『接続料設定』にあたつての技術的な問題は等に無いと理解しており(中略)本機能についてはアンバンバンドルして接続料を設定することが必要」(KDDI 殿)

- ・「ISP 接続について接続料を設定することは従来から多くの ISP が要望してきたことであり、最終的に利用者が安価なサービスを享受できる可能性や、ISP 事業者がエンドエンドの料金設定権を持つことで料金設定の弾力性によるサービス競争の発展が期待できるので接続料設定を行うべき」(TOKAI、ビック東海)

- ・「アンバンドルを ISP 事業者向けに提供しても、複数の ISP 事業者を切り替えて利用する利用者や、ISP に接続せず NGN のサービスのみを利用する利用者は(中略)技術的に問題は無い」(JAIPA)

- ・「ISP 接続に係る機能に関して、エンドエンド料金の低廉化のために、事業者間接続料金の設定、また従来の地域 ISP

		<p>網で採用している『ぶつ切り料金』とどちらも選択できる柔軟な対応を希望します。(フュージョン・コミュニケーションズ)</p> <p>フレッツ光コラボレーションモデルの出現によって、もはや「アンバンドルできない理由」が存在しないことから、あらためて上記の議論を行い、速やかにアンバンドルを実現していただき、インターネット接続サービスでの卸サービス偏重の状況や、料金設定の弾力性によるサービス競争の促進を図るべきです。</p>
分離問題	<p>【JAIPA 地域 ISP 部会】</p> <p>4-1 利用部門と管理部門の分離が不徹底</p> <p>管理部門の相互接続推進部は、ISP が NTE の増設要請を出しても、「自社の負担が増えるので難しい」として、増設を拒否しており、利用部門を代弁している状況です。NTT 東西殿の機能分離や運用状況についての検証を要望します。</p> <p>【EditNet 株式会社】</p> <p>管理部門に属するはずの相互接続推進部は、ISP 事業者が NTE の増設要望を出しても、「自社の負担が増えるので難しい」として応じようとしません。(略)まるで管理部門が利用部門の利益を代弁しているような状況が見受けられます。</p> <p>この問題は、NTT 東西の機能分離が必ずしも十分でないことに起因していると思われます。今回の NTE の輻輳問題および D 型 NTE の問題を機に、現在の NGN の相互接続モデルにおける責任分担・費用負担のあり方、ひいては機能分離のあり方が公正な競争を通じて利用者(消費者)のメリットを実現できているか、これらの議論を行うことの必要性を感じました。</p>	<p>各者意見に賛同します。</p> <p>研究会で明らかになった、NTT 東西殿による一部事業者のみに対する不公正な網終端装置メニューの提供は、接続ではなく卸提供であると考えられますが、その場合、NTT 東西利用部門が ISP に対して網終端装置の提供を行ったことになります。この状況から、管理部門が利用部門に対し、ISP との協議状況の情報提供もしくは誘導を行い、ISP には利用部門との協議の誘導した可能性(管理部門が利用部門の営業活動の一部を担い、情報共有を行っている可能性)があります。いずれにしても NTT 東西殿管理部門によって接続の困難性を高め、利用部門のサービスへ誘導していた懸念があることから、NTT 東西殿の機能分離や運用状況についての検証を要望します。また、利用部門からこの意見書提出について各社に圧力がかかった可能性もあり厳正な対処を総務省殿に要望致します。</p>
認可に際して設定されるべき条件	<p>【JAIPA 地域 ISP 部会】</p> <p>D 型 NTE が従来型と並ぶ ISP の選択肢として、まず既存の NTE による社会問題・消費者問題が解決するよう、本申請の認可にあたっては、既存の NTE の増設基準を変更することを条件として附すことを強く要望します。</p>	<p>各者意見に賛同します。</p>

**【JAIPA 地域 ISP 部会】**

D 型 NTE の議論は既存 NTE の増設基準が十分な基準に見直されてから、または同時に行うべきと考えますが、仮に D 型 NTE を先行して認可する場合、D 型 NTE の位置づけや条件は輻輳対策としてではなく暫定的なものと考え、接続事業者が不当に不利益となることのないよう、経過措置を設ける必要があります。

**【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】**

多くの ISP が出席した NTT 東西の D 型網終端装置に関する説明会(2018 年 1 月 10 日)において、「省令改正で約款化が求められる増設基準について、いつどのような内容で申請する予定か」という ISP の質問に対し、NTT 東西は「現行の NTE 増設基準は適切と考えているので、概ね現行の基準にて申請をしたい」と回答しており、総務省「接続料の算定に関する研究会」での方向性には沿わない考えを示しています。

この状況において、このまま D 型網終端装置だけが認可されれば、NTT 東西殿には社会問題化した既存の網終端装置の増設基準を改善するインセンティブが全く働きません。(中略)まず既存の網終端装置による社会問題・消費者問題が解決するよう、本申請の認可にあたっては、既存の網終端装置の増設基準を変更することを条件として附すことを強く要望します。

**【EditNet 株式会社】**

(上記と同様の意見のため省略)

**【JAIPA 地域 ISP 部会】**

接続事業者が不当に不利益となることのないよう、経過措置を設ける必要があります。例えば、既存メニューの増設可能台数は基準の見直しとともに変わる可能性があるため、(略)新メニューの利用を開始した後であっても、全体として既存メニューとしての増設可能台数に収まる場合は、装置を既存メニューに流用できるなどにすべきです。

**【ソフトバンク株式会社】**

(上記と同様の意見のため省略)

**【JAIPA 地域 ISP 部会】**

この D 型の新設に当たって ISP 毎に利用できる識別子を複数利用できるようにする予定がある旨の案内がありましたが、これについても詳細な仕様やスケジュールについて速やかな公表を要望します。

**【株式会社クロノス】**

本約款認可申請の認可には以下の条件を付帯するよう意見いたします。

ウ) 本約款の認可時には、識別子の付与に関する不公平が解消されていること。

再意見書

東相制第17-097号  
平成30年2月13日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019  
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく  
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号  
(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ  
氏 名 東日本電信電話株式会社  
やまむら まさゆき  
代表取締役社長 山村 雅之

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則  
第2条の規定により、平成29年12月23日付けで公告された接続約款の変更案  
に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

区分	他事業者意見	当社意見
新たな網終端装置メニューの提供に関する賛同・理解のご意見	<p>(NTT 東西と ISP の協力による問題解決を)      高い料金を負担しても高速なインターネット接続を要望するニーズにこたえるサービスを提供する ISP のために、接続事業者負担による網終端装置のメニューが存在することは否定するものではありません。しかしながら大半の一般消費者、法人等に対しては従来のような NTT 東西殿と ISP の応分のコスト負担による網終端装置の増設を行うべきであり、現行のメニューも増設基準の見直しにより、インターネットトラヒック急増問題への解決を図るべきと考えます。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p> <p>(D 型網終端装置について)      ・今回の約款変更案にて ISP 側の判断で設備増設が可能となる為、今般のトラヒック増等には有効と考える。</p> <p>【アルテリア・ネットワークス株式会社】</p> <p>網終端装置の増設が、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)の基準により行われているため昨今のトラヒックの急増に対し十分な対応ができない、という状況を踏まえると、接続事業者の要望により網終端装置を増設するメニュー(以下、「本増設メニュー」といいます。)の新設は、問題への対応策の一つとして一定の評価はできるものと考えられるため、改正案に賛同します。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の新たな網終端装置メニューについては、左記のとおり賛同・理解を表明するご意見が提出されていることに加え、既に多くのISP事業者(6 者、49 台、2018 年 1 月 16 日時点)より利用意向が表明されており、インターネットトラヒックの急増に対応するための選択肢の一つとして、有効に機能することが期待されています。</li> <li>インターネットトラヒックの急増への対応については、これまでご相談いただいたISP事業者や一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会(以下、JAIPA)殿をはじめとした関係団体に対し、当社より、既存メニューの活用等による解決策の提案、装置の大容量化や増設基準の柔軟化等によるユーザあたりスループットの改善等に取り組んできたところであり、当社としては、引き続き、トラヒック状況を踏まえながら、ISP事業者や関係団体と協力して課題解決に取り組んでいく考えです。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>網終端装置の輻輳は、インターネット接続サービスにおけるお客様の体感速度やサービス品質に重要な影響を与えるものであり、一契約当たりのインターネットトラヒックが年間 1.4 から 1.5 倍の速度で増加する中、インターネット接続サービスの品質維持を行っていくためには、そうしたトラヒックの急激な増加に対応していくことが必要です。今回申請された網終端装置のメニューでは、ISP 事業者の判断において自由に網終端装置を増設できるようになり、「接続料の算定に関する研究会 第一次報告書(以下、「第一次報告書」)」を踏まえた内容であること、また、ISP 事業者のサービス多様性向上や付加価値創造に寄与するものであると考えられることから、本変更に賛同いたします。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> <p>賛成します。</p> <p>1. 変更の経緯に記載の図の通り一契約当たりのトラヒックの増加による輻輳問題は ISP 事業者にとって喫緊の課題であると認識しております。</p> <p>今回、ウ欄対象となるIP 通信網終端装置がISP 事業者の判断で増設できるようになることは、トラヒック増加に起因する輻輳問題を解決する選択肢の一つとして有効だと考えます。複数の ISP 事業者がウ欄対象となる IP 通信網終端装置の早期提供を希望するものと考えます。</p> <p>なおISP 事業者にとってインターネットトラヒックの増加対策は重要かつ継続的な課題であり NTT 東西殿には ISP 事業者との間で具体的な対策や抜本的な方向性を継続的に協議する機会を設けていただくことを要望いたします。</p> <p>【株式会社朝日ネット】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
既存の網終端装置メニューに関する増設基準見直しについてのご意見(セッション数緩和・トラヒックベースへの移行等)	<p>フレッツ光隼の 1G 回線に乗り換えて、どれだけ速くなるかと思ったら、夜、どんどん遅くなり、300kbps くらいしか出なくなつた。ADSL より遅く、ISDN やアナログモデムに近づく速度になつた。自分ひとりでなく、ネットを調べると、このような速度低下は、他にも見られるものだつた。ここまで異常な速度低下を放置している行政にも大きな責任や原因があると思う。ただちにユーザーに立場に立った対応をすべき。ベストエフォートは、もともと最大限の努力をすると言う意味だと思うが、いつから努力しない言い訳の言葉になつたのか。</p> <p>【個人】</p> <p>(結論 認可にあたつての条件付与のお願い)</p> <p>これらのことから、NTT 東西殿に対して、インターネットトラヒック急増問題への対処として従来からの PPPoE 方式網終端装置のメニューにおいても、増設基準のトラヒックベースでの改定を NTT 東西殿が今回申請の認可がされるまでに別途認可申請することを認可にあたつての条件と附していただきたいと存じます。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p> <p>(既存網終端装置について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存設備について、トラヒックベースへの見直し検討に時間を要するのであれば先行してセッションベースでの増設基準の引き下げ等についても検討すべきである。</li> </ul> <p>【アルテリア・ネットワークス株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、網終端装置の接続メニューについて、これまでインターネットトラヒックの急増に対応するため、ISP事業者からの相談に丁寧に対応するとともに、ISP事業者からのご要望を踏まえ、装置の大容量化や増設基準の柔軟化等により、ユーザあたりスループットの改善に取り組んできました。</li> <li>・ 今回の新たな網終端装置メニューは、インターネットトラヒックの急増に対応するための選択肢の一つとして、有効に機能することが期待されるものです。既に多くのISP事業者(6 者、49 台、2018 年 1 月 16 日時点)より利用意向が表明されており、インターネットトラヒックの急増に対応するための選択肢の一つとして、当該メニューを早期に提供することが重要であることから、その提供開始時期に影響を与えるようにする必要があると考えます。</li> <li>・ また、現行メニューの増設基準を見直すべきとのご意見について、当社としては、引き続き、現行メニューの増設基準の見直しや新たな網終端装置メニューの提供の実施に向けて検討していく考えです。その際には、こうした当社側の対応だけでなく、ISP事業者においても、適時適切に自社ネットワークを増設いただく等、当社とISP事業者の双方が協力していくことが不可欠です。今後も当社としては、トラヒック状況を踏まえ、ISP事業者と協力して課題解決に取り組んでいく考えです。なお、ご意見を出されている事業者のうち、当社と直接接続をしていない事業者の課題解決については、当社と直接接続しているISP事業者も交えて、実態を確認しつつ、取り組む考えです。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>しかしながら、そもそも、NTT 東西殿が設定している増設基準ではトラヒックの急増に対応できていないという根本的な問題については、未だ解決策が示されていません。現在の増設基準に従うと輻輳が発生する、という状況であるならば、そもそも増設基準に問題があることは明らかであり、増設基準を見直すことこそが本来の対応であると考えます。仮に、現在の増設基準でトラヒックの急増に対し十分な対応ができるというのであれば、NTT 東西殿は根拠をもって十分な対応ができるべきことを示すべきと考えます。</p> <p>なお、上述の通り、網終端装置の輻輳対策として本増設メニュー以外にも様々な施策がとり得ると考えられることから、本増設メニューを利用する事業者が、今後新たなメニューが導入された際に新たなメニューにスムーズに移行できるようにすべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p>しかしながら、インターネット接続にかかるユーザ料金は、ISP 事業者が設定する ISP 料金と NTT 東・西が設定するフレッツ光料金で、ぶつ切りで料金設定されており、網終端装置のコストはフレッツ光料金に含まれています。仮に、今回申請された網終端装置のメニューを網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としてしまうと、本来、NTT 東・西がフレッツ光の基本的なサービス品質(※)を維持するために、フレッツ光料金を原資として負担すべき網終端装置のコストについて、今後は全て ISP 事業者がそのコストを負担することになるため、ユーザ料金の設定範囲とコスト負担の関係に歪みが生じることとなります。</p> <p>網終端装置のコストがフレッツ光料金に含まれていることを踏まえれば、網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としては、今後も、NTT 東・西のフレッツ光料金を原資とした対応が必要であり、引き続き、時代の流れ(一契約当たりのインターネットトラヒックの増加)に見合った提供メニューや増設基準を検討することが必要です。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>また、検討にあたっては、第一次報告書の主な意見にある通り、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増設基準をセッション数からトラヒックベースに見直す要望</li> <li>・増設基準(セッション数)の上限値が更に小さい網終端装置の要望</li> <li>・1Gbps 以上の網終端装置の新設の要望</li> </ul> <p>といった ISP 事業者からの要望を考慮して検討する必要があると考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> <p>(輻輳問題の解決)</p> <p>輻輳問題に関しては、社会問題といえる現状を踏まえて、情報通信行政・郵政行政審議会が平成 29 年 12 月 22 日に答申(以下、答申とします)が出されています。答申には「NGN は利用者が ISP 事業者を介してインターネット等を利用するため用いられるネットワークであることを踏まえると、現在 NTT 東日本・西日本の負担で行われている増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるように行われる必要があり、そのための増設の基準を NTT 東日本・西日本において設定するとともに、現在も情報開示の取組が行われているところであるが、これを明示すべきである。」とあり、その増設についても「また、増設基準はトラヒック実態等に合わせて継続的に見直されることが適当であり、NTT 東日本・西日本においては、基準の緩和に向けて、他事業者・団体からの寄せられる意見・要望を十分参考にしながら取組を進めることが適当である。」とトラヒックを増設基準とすることが適当との考え方が示されています。すなわち、輻輳問題の解決には従来から存在する網終端装置(以下、従来型 NTE とする)の増設基準をトラヒック基準で見直り、新型 NTE の提供は解決手段ではありません。速やかに従来型 NTE のトラヒック基準での見直しを求めるものです。</p> <p>【株式会社クロノス】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>(認可について)</p> <p>本約款認可申請の認可には以下の条件を付帯するよう意見いたします。</p> <p>ア) 本約款の認可時には、従来型増設基準の見直しに関する約款の認可、もしくは約款の変更申請が行われていること。</p> <p>イ) ア)の増設基準はトラヒック基準であること。</p> <p>ウ) 本約款の認可時には、識別子の付与に関する不公平が解消されていること。</p> <p>【株式会社クロノス】</p> <p>(求められているのは従来型 NTE の増設)</p> <p>NTE の輻輳問題について、情報通信行政・郵政行政審議会が 2017 年 12 月 22 日に答申とともに示した「考え方」には、「現在 NTT 東日本・西日本の負担で行われている増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるように行われる必要があり、そのための増設の基準を NTT 東日本・西日本において設定」すべき、との見解が盛り込まれました(考え方 4).</p> <p>この見解が述べていることは、従来通り NTT 東西の負担で「円滑なインターネット接続が可能となる」水準で NTE の増設が行われるべき、ということであり、ISP 事業者に負担を求めて事態を改善すべき、ということでは決してありません。</p> <p>輻輳問題への対応として D 型 NTE を導入することは、問題のすり替えに他ならないのであって、審議会および接続料算定委員会が示す方向性とも異なるものです。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>NTT 東西がこの方向性を忠実に守りさえすれば、ISP 事業者は輻輳対策のために D 型 NTE を利用する必要がありません。</p> <p>よって NTT 東西には輻輳で困っている利用者を救済するために、輻輳を理由に従来型 NTE の増設を求める事業者の要望に直ちに応じることを求めます。同時に総務省にも NTT 東西に対してそのように強く指導することを要望するとともに、輻輳対策を背景とした D 型 NTE は必要がなくなるのですから申請の取下げを促すよう要望します。</p> <p>(既存 NTE の改善が必要)</p> <p>PPPoE 方式の NTE は、特殊な例を除いてインターフェースが最大 1Gbps であり、この仕様は 5 年以上変わっていません。ルータやスイッチは年を追うごとに価格が下がるか、同じ価格で高性能なものが登場しますので、ポート容量あたり提供原価は下がっていくはずです。</p> <p>フレッツ・ISDN の時代から NGN に進むにつれて、NTE の容量も 1.5Mbps, 100Mbps, 1Gbps と拡大してきました。NTE の輻輳問題は本来、この延長で解決できるはずです。</p> <p>既に他の接続事業者も要望されている通り、時代に合わせて 10Gbps などの NTE も選択肢に加えていただくことを要望します。</p> <p>(まず既存 NTE の増設基準の約款申請が必要)</p> <p>予定されている省令の改正により、NTE(閥門系ルータ)の増設基準に関する基本的な事項が接続約款に記載されることになります。NTT 東西は当然、情報通信行政・郵政行政審議会が 2017 年 12 月 22 日に答申とともに示した考え方を踏まえる必要があります。すなわち、他事業者・団体の意見や要望をよく聴いて、トラヒック実態に見合った、輻輳の起らないような基準を設定し、今後も接続料算定研究会で引き続き状況の検証を受けることが必要です(「考え方 4」ほか)。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>NTT 東西は D 型 NTE の前に、まず現在利用者が輻輳で困っている既存 NTE の増設基準を審議会の答申に沿ったものに変更するため、接続約款の案を作成して認可申請を行うべきです。</p> <p>総務省におかれても、NTT 東西が既存 NTE の増設基準の改善を先に行うよう促し、既存 NTE でも利用者が困らない状況が担保されなければ D 型 NTE の導入は認めないとの立場で臨まれることを要望します。</p> <p>(現行の NTE の増設基準が現状に合っていない)</p> <p>従来型 NTE の増設基準はいずれもセッション数で規定されていますが、現在の NTE のメニューが東日本で 2013 年、西日本で 2014 年に決まったときからほとんど変わっていません。現在の主要な NTE メニューでは、「増設基準を緩和したメニュー」を除き、インターフェースはいずれも 1Gbps で、利用者 1 人当たりの帯域は 130~450kbps 程度、「増設基準を緩和したメニュー」を含めても 500kbps 程度になります(2017 年 4 月 12 日、接続料算定研究会(第 2 回)における NTT 東西提出資料 p17 ほか)。</p> <p>その後に総務省が発表した「我が国のインターネットにおけるトラヒックの集計結果(2017 年 5 月分)」からも明らかのように、2013 年から 17 年にかけて利用者の総トラヒック、1 契約あたりのトラヒックも約 4 倍に増加する中、この当時のセッション基準を維持することは現状に合っていません。この集計結果からは、2017 年 5 月の値で 1 契約あたりのトラヒックの平均が約 250kbps ですが、夜間のピークトラヒックは平均トラヒックの 1.5 倍から 2 倍程度に達するため(同結果の 2 および 4 に示す、A1 観測点の傾向)、多くの ISP で夜間のピークに輻輳が生じている現状と一致します。</p> <p>IP 通信では、輻輳の発生により一気に品質が低下することを踏まえ、まずは大多数の利用者が利用する従来型 NTE の増設基準を早急に現状にあった水準に見直すことにより、これらの輻輳を解消することが必要です。D 型 NTE はその次にあるべきものです。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>(D 型 NTE は ISP の自由な選択肢にならない)</p> <p>NTT 東西は D 型 NTE を「各 ISP 事業者の個別要望に基づく選択肢の一つ」と位置付けています(2017 年 10 月 27 日接続料算定研究会(第 8 回), NTT 東西発表資料 p28 ほか). しかしすでに述べてきたとおり, 輻輳対策という意味では既存 NTE の十分な増設が求められているのですから, D 型 NTE はあくまでも同一 ISP の中で料金に差をつけ, プレミアムコースのようなサービスを提供したい事業者が, 従来よりも上乗せした接続料の負担で個別にぜひ導入したい設備という位置づけのはずです.</p> <p>ところが, NTT 東西の事業者説明会(2018 年 1 月 10 日)において, 「省令改正で約款化が求められる既存 NTE の増設基準について, いつどのような内容で申請する予定か.」との質問に対し, NTT 東西は「現行の NTE 増設基準で適切と考えるので, 概ね現行の基準をそのまま申請することになる.」と回答するなど, およそ情報通信審議会や接続料算定委員会の方向性に沿わない考えを示されています.</p> <p>このような状態で D 型 NTE だけが認可されてしまえば, ISP 事業者は輻輳対策に D 型を使わざるを得なくなります. NTT 東西には「ISP 事業者には D 型という選択肢がある」と強弁する口実を与え, 現実とかけ離れた従来型 NTE の増設基準を改善するインセンティブさえ働かない結果になります.</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>(D 型 NTE はプレミアム用で)</p> <p>後に詳述しますが、D 型 NTE は既存 NTE と費用負担の区間が違うのですから、輻輳対策の目的で既存 NTE と同じフレッツサービス上に持ち込まれ、同じユーザを収容できるようになっていれば、接続制度上も競争上も混乱が生じます。</p> <p>よって、D 型 NTE はフレッツサービス上も別のサービスとして、費用負担区間に応じた別々の利用者約款(利用者料金)を定め、既存 NTE を利用するサービスと完全に分けるべきです。</p> <p>このためには、従来型 NTE と D 型 NTE の同一サービスでの混在を認めないこととすべきで、必ず別々の ISP 識別子により接続するようにすべきです。</p> <p>(判断材料がない状態で申し込むことになるのは酷)</p> <p>NTT 東西は既に、D 型 NTE の申込み受付を開始していますが、輻輳対策のためにやむにやまれず D 型 NTE を検討している ISP 事業者にとって、既存 NTE の増設基準の方向性が示されないことは非常に酷です。一度申し込んだ NTE に対しては 9 年分の網改造料を支払うことになるため、その意味でも NTT 東西は直ちに既存 NTE の増設基準を改善し、それを ISP 事業者に示す必要があります。(認可するにしても所要の経過措置を設けるべき)</p> <p>D 型 NTE は第一種指定電気通信設備との接続制度のあり方に照らして問題が多く、これまでに述べた問題をきちんと検討整理することなく認可することは将来に大きな禍根を残すことになります。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>本来、すでに述べた通り認可はしばらく見送るべきと考えますが、仮に一部の ISP 事業者の強い要望で早期の導入が求められるのであれば、十分な判断材料のない中で申し込まざるを得ない ISP 事業者に配慮する必要があります。具体的には、輻輳対策としての D 型NTE は既存 NTE の増設ができるまでの短期間の暫定策と位置づけ、今後の策定される既存 NTE の増設基準をみながら、既存 NTE との間で変更をできるようにすべきです。</p> <p>本来、既存 NTE の増設基準は輻輳の起こらない水準に見直されるべきなのですから、一度緊急の輻輳対策として D 型を申し込んだとしても、その後既存 NTE の増設基準の台数におさまることは容易に想定されます。</p> <p>D 型 NTE と従来型 NTE は同型の装置でありながら、制度上の制約で変更できないとのことです(2018 年 1 月 10 日、事業者説明会での回答ほか)、上記の事情に配慮し、新しい基準を満たせば D 型から従来型 NTE に扱いを変更できる経過措置を設けるなど、所要の経過措置を設けるよう要望します。</p> <p>【EditNet株式会社】</p> <p>NTT 東西殿は、今回の申請の中で「接続事業者の要望を踏まえて新たな接続メニューを提供する」と述べています。しかし、当社をはじめ多くの ISP は既存の網終端装置の増設基準を、輻輳問題の根本的原因であるセッションベースの基準からトラフィックベースの基準に変更べきであると度々強く要請しているものの、いまだに NTT 東西殿は変更していません。実際に、総務省「接続料の算定に関する研究会(第 11 回)」の資料では、約 9 割の ISP が「網終端装置を起因とする輻輳問題で顧客からクレームやコメントを受けている」と答え、9 割以上の ISP が既存網終端装置の増設基準をトラフィックベースへ変更する必要がある」と考えていることが明らかになっており、消費者の利益を考えれば増設基準の早急な変更が必須であることは明らかです。NTT 東西殿は、一部の事業者から要望があったとされる本申請(以下、D 型網終端装置)にかかる</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>措置には応諾しながら、多くの ISP の要望である「NTT 東西の消費者問題・社会問題の解決策である設備増設基準の変更」については全く応じないのは不當であることから、早急にこれに応じ、NTT 東西が原因である社会問題・消費者問題の解決を図るべきです。</p> <p>多くの ISP が出席した NTT 東西の D 型網終端装置に関する説明会(2018 年 1 月 10 日)において、「省令改正で約款化が求められる増設基準について、いつどのような内容で申請する予定か」という ISP の質問に対し、NTT 東西は「現行の NTE 増設基準は適切と考えているので、概ね現行の基準にて申請をしたい」と回答しており、総務省「接続料の算定に関する研究会」での方向性には沿わない考え方を示しています。</p> <p>この状況において、このまま D 型網終端装置だけが認可されれば、NTT 東西殿には社会問題化した既存の網終端装置の増設基準を改善するインセンティブが全く働きません。NTT 東西殿は ISP に対して「ISP には D 型網終端装置という選択肢がある」と強弁しながら、既存の網終端装置の増設基準を変更しない状況となり、ISP にとって利用者へ支障が生じている既存の網終端装置は選択肢になり得なくなります。結果的に「D 型網終端装置が事実上唯一の選択肢」という状況になることが明らかです。D 型網終端装置が従来型と並ぶ ISP の選択肢として、まず既存の網終端装置による社会問題・消費者問題が解決するよう、本申請の認可にあたっては、既存の網終端装置の増設基準を変更することを条件として附すことを強く要望します。</p> <p>【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ／両毛インターネット、有限会社マンダラネット】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>1-4 輻輳問題への対応が不十分であり継続的に検証すべき  「接続料の算定に関する研究会(第2回)」でも、NTT東西殿は、「ISP事業者は重要なパートナーと考えている」旨の発言をされておりますが、現状の輻輳対策について十分な対応がされているとは思えません。</p> <p>輻輳問題の解決に向けて既存NTEの増設基準をトラヒックベースへ早急に変更すべきです。また本件に対するNTT東西殿の対応が研究会開催時のみとならないよう、今後の対応については総務省殿において継続的に検証されるべきです。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会】</p> <p>3-1 D型NTEはNTEの輻輳対策とはなり得ない(問題になっているのは従来型NTE)  この問題については、電気通信事業法施行規則の改正案について情報通信行政・郵政行政審議会が諮問を受け、2017年12月22日付で行った答申(以下、2017年12月答申といいます。)においても、この共通認識を前提に、「現在NTT東日本・西日本の負担で行われている(NTEの)増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるように行われる必要がある」とされており、その基準についても「トラヒック実態等に合わせて継続的に見直されることが適当であり、NTT東日本・西日本においては、基準の緩和に向けて、他事業者・団体からの寄せられる意見・要望を十分参考にしながら取組を進めることが適当」とされたところです。昨今のトラフィック輻輳問題の根本的原因は既存のNTEであるため、これら既存のNTEに対する改善を行わない限り問題の解決には至りません。既存の設備に対する増設基準の見直しが必要です。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>3-2 D 型 NTE は ISP の自由な選択肢にならない</p> <p>NTT 東西殿はD 型NTE を「各ISP の個別要望に基づく選択肢の一つ」と位置づけています(接続料算定研究会、2017 年10 月27 日NTT 東西殿資料他)。前述の通り従来型NTE でも利用者が困らないことが求められているのであるから、D 型NTE は同一ISP の中に料金に差をつけ、プレミアムコースのようなサービスを提供したい事業者が、従来よりも上乗せした接続料の負担で個別にぜひ導入したい設備という位置づけとなるべきものです。しかし、当協会の複数の会員も出席したNTT 東西殿のD 型NTE 約款申請に関する説明会(2018 年1 月10 日)において、NTT 東西殿は「省令改正で約款化が求められる増設基準について、いつどのような内容で申請する予定か。」との質問に対し、「現行のNTE 増設基準は適切と考えているので、概ね現行の基準にて申請をしたい。」と回答するなど、およそ接続料算定研究会での議論の方向性に沿わない考え方を示しています。</p> <p>この状況において、このままD 型NTE だけが認可されれば、NTT 東西殿には社会問題化した既存のNTE の増設基準を改善するインセンティブが全く働きません。NTT 東西殿はISP に対して「ISP にはD 型網終端装置という選択肢がある」と強弁しながら、既存のNTE の増設基準を変更しない状況となり、ISP にとって利用者へ支障が生じている既存のNTE は選択肢になり得なくなります。結果的に「D 型網終端装置が事実上唯一の選択肢」という状況になることは明らかです。D 型NTE が従来型と並ぶISP の選択肢として、まず既存のNTE による社会問題・消費者問題が解決するよう、本申請の認可にあたっては、既存のNTE の増設基準を変更することを条件として附すことを強く要望します。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>3-3 NTE 輻輳問題の解決は、従来型 NTE 増設基準のセッションベースからトラヒックベースへの移行</p> <p>2017 年 10 月 27 日に開催された「接続料の算定に関する研究会」第 8 回において、NTT 東西殿より、NTE の接続メニューを ISP 事業者等からの要望を踏まえ提供する旨公表されましたが、メニュー設定に当たつて事前に当協会や当協会に所属する多くの ISP 等に広く意見を聞く等は行われていません。当協会からは社会問題化しているフレッツの輻輳問題の解決のために、既存の NTE の増設基準をセッションベースからトラヒックベースに変更する件を度々強く要望しているものの、いまだに NTT 東西殿は変更しておりません。まずは研究会や答申で示された方向性のとおり、大多数を占める既存メニューの増設の方向性を早急にトラヒックベースに移行させ、輻輳問題の解消を図るべきです。</p> <p>3-4 輻輳対策のための D 型 NTE は認可されるとしても、暫定的なものであるべき</p> <p>上記述べた通り、D 型 NTE の議論は既存 NTE の増設基準が十分な基準に見直されてから、または同時にを行うべきと考えますが、仮に D 型 NTE を先行して認可する場合、D 型 NTE の位置づけや条件は輻輳対策としてではなく暫定的なものと考え、接続事業者が不當に不利益となることのないよう、経過措置を設ける必要があります。例えば、既存メニューの増設可能台数は基準の見直しとともに変わることもあるため、一度新メニューで申し込みを行い、新メニューの利用を開始した後であっても、全体として既存メニューとしての増設可能台数に収まる場合は、装置を既存メニューに流用できるなどのようにすべきです。また、この D 型の新設に当たって ISP 毎に利用できる識別子を複数利用できるようにする予定がある旨の案内がありました。これについても詳細な仕様やスケジュールについて速やかな公表を要望します。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>(3) 輻輳問題対策への効果について</p> <p>NGN を用いたインターネット接続サービスの通信品質の劣化・輻輳は、当社ご利用者からのクレームでも明らかな問題と認識しており、また昨今の報道によると今や社会問題ともいえます。しかしながら 2018 年 1 月 10 日に接続事業者向けに開催した D 型 NTE に関する説明会で、NTT 東日本・西日本殿より、昨今の輻輳問題のボトルネックは網終端装置では無く、NGN 網内の別の箇所に存在する可能性が示唆される発言がありました。よって今回の契約約款一部改正は、輻輳問題に対する効果について疑義が残ります。輻輳問題の対策を効果的なものとするためには NTT 東日本・西日本殿は NGN 品質基準の考え方を明らかにし、かつ NGN 網内のボトルネック箇所の洗い出しが必要と考えます。</p> <p>【株式会社シナプス】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
新たな網終端装置メニューの費用負担のあり方に関するご意見	<p>(現状のコスト負担構造の変更)</p> <p>上記資料「2. 変更の概要」にありますとおり、「今般の変更は(中略)、増設に係る接続料は、網改造料として要望事業者が個別負担する。」とありますとおり、従来 NTT 東西殿と接続事業者が接続料において応分のコスト負担を行ってきた構造を改め、新設される網終端装置のメニューにおいては接続事業者である ISP のみのコスト負担に変更するものとなります。</p> <p>(ISP のみの負担による解決は問題)</p> <p>当協会としては、社会インフラであるインターネットのトラヒック急増により、NGN の PPPoE 方式を利用する一般消費者、法人等における通信速度の極端な低下が社会問題になっている現状において、接続事業者である ISP にのみコスト負担を転嫁することで問題の解決を図ることは適切であるとは思いません。ISP のみが NTT 東西殿の網終端装置のコスト負担を行うことでインターネットトラヒックの急増問題の解決を図ろうとするならば、今後はトラヒックの増加のため速度低下を解決するためには ISP 料金の値上げをもたらし、最終的にはその利用者である一般消費者や法人等の負担増となり、国民経済を圧迫するものとなります。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の新たな網終端装置メニューは、ISP事業者のご要望や「接続料の算定に関する研究会」での議論を踏まえ、新たなメニューを追加することで、ISP事業者の選択肢を増やすものであり、既存のメニューの費用負担の範囲を変更するものではありません。</li> <li>今回の新たな網終端装置メニューは、インターネットトラヒックの急増に対し、有効に機能することが期待されるものです。既に多くのISP事業者(6 者、49 台、2018 年 1 月 16 日時点)より利用意向が表明されており、インターネットトラヒックの急増に対応するための選択肢の一つとして、当該メニューを早期に提供することが重要であると考えます。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>(新型 NTE の費用負担)</p> <p>本約款認可申請によると、新型 NTE は ISP 事業者が装置の全額を網改造料として負担、従来型 NTE は装置のインターフェース費用を SP 事業者が網改造料として負担するとあります。現状ではフレッツ利用料金で太宗を賄っている従来型 NTE と ISP が全額負担する新型 NTE は、フレッツ利用者が負担する費用負担区間が異なり新型 NTE についてはフレッツユーザーと ISP 事業者の両方から新型 NTE の費用を徴収していることになります。新型 NTE を提供する場合には費用負担の公平性・透明性の点で、本約款認可後速やかに別のユーザー約款に基づくサービスとして再申請することが適当です。</p> <p>【株式会社クロノス】</p> <p>(D 型 NTE は ISP に対する責任転嫁)</p> <p>(NTE は NTT 東西持ちの設備)</p> <p>相互接続モデルでのサービス提供は、責任分界点が明確である必要があります。</p> <p>NGN の ISP 接続の費用負担は、NTE のインターフェース部分だけを網改造料で ISP 事業者が負担し、NTE の本体(インターフェースを除く部分)は一般収容局接続ルーティング伝送機能(省令改正後は「閑門系ルータ交換機能」)に位置付けられ、それをを利用して NGN サービスを提供する NTT 東西の利用部門が負担することが、当初からのルールとして定められています。</p> <p>NTT 東西(利用部門)、ISP 事業者のいずれも、このルールを前提としてそれぞれの利用者料金を決めており、結果、ISP 事業者はこの境目を前提にして低廉な利用者料金を設定しています。つまり、現在の NTE 輻輳問題に対して、NTT 東西は自ら、利用者から料金を受け取っている区間にについての責任として、本来の NTE(インターフェース部分を ISP 事業者が負担する NTE)を増設する必要があります。「動画や大容量データのダウンロードも快適な速さでスムーズにインターネット！」(NTT</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>東日本 web サイトよりが楽しめる程度に、「回線混雑状況等により大幅に低下する場合」(同)でも、最低限輻輳で困る利用者がいなくなる程度にはしていただく必要があります。</p> <p>NTE の輻輳問題は利用者である消費者の不満を引き起こしており、各 ISP には日々その苦情が寄せられています。しかしこれは、NTT 東西が NGN 設備である NTE の増設について、現状のトラヒックに合っていない「増設基準」を理由に十分応じていないことの問題なのです。</p> <p>D 型 NTE を現行サービスの輻輳対策のために導入することは、ユーザに対する自らの責任を放棄し、ISP に対しては費用負担区間のルールを一方的に変更し、ISP 事業者の負担で NGN 区間の品質確保を使用とするもので、およそ受け入れられません。</p> <p>接続料制度との関係でも、D 型 NTE は技術的には従来型 NTE と全く同じであり、従来型 NTE と区別せずに利用者を収容することもできるため、費用負担の境界が異なる 2 種類の NTE が同じサービスの上で混在することとなります。利用者料金と提供原価との関係の検証を困難にするおそれがあるほか、事業法が接続約款において機能ごとの接続料を定めることを義務付けたこと(33 条 4 項 1 号口)の趣旨を損なうおそれがあります。</p> <p>よって、輻輳問題への対応のために行われた本件 D 型 NTE の認可是見送られるべきです。</p> <p>(費用負担の肩代わりを求めるのは不公正な取引方法)</p> <p>ここまで、NTT 東西と ISP 事業者の費用負担の問題を説明してきましたが、立場を入れ替えて考えればより容易に問題を理解できると思います。</p> <p>POI(相互接続点)の ISP 事業者側で輻輳が生じ、利用者に不満が生じたとしても、ISP 事業者が設備増強の資金を NTT 東西に負担させることは考えられませんし、そんな要請をしても相手にされるはずがありません。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>相互接続が文字通り対等な接続であれば、POI の向こう側の費用を肩代わりさせることは考えられませんが、NTE の輻輳問題で ISP 事業者がその負担を受け入れざるをえないのは、ただ NGN がボトルネック設備であり、NTT 東西が交渉上きわめて有利な立場にあるからです。</p> <p>ISP 事業者は同じ NGN 上にも多くの競争者を有するとともに、まず利用者の苦情を受ける立場であることから、NTE の輻輳問題について、利用者が困っている状況を解消したいという心情的にも、また他の ISP との競争を意識しても、本来求められる理由のない負担を受け入れざるを得ない(不当な条件での接続を申し込まざるを得ない)状況にあります。</p> <p>NTT 東西が自らの責任で従来型 NTE の改善をすることなく ISP に費用負担の肩代わりを求めるることは、不公正な取引方法にあたるおそれさえあります。</p> <p>【EditNet株式会社】</p> <p>また、今回 NTT 東西殿から発表された D 型網終端装置について、その設備等を全額 ISP 負担としている点について大きな問題があります。二者の事業者網を接続する際には、接続を円滑にするために、これまでネットワークは NNI(POI)を分界点としてネットワークの責任の所在(コストの負担範囲)を明確にしてきました。具体的には、POI を中心に両者が技術的・保守的・ビジネス的観点で責任範囲を明確にし、分担することにより、エンドエンドで一体となる通信が安定的に提供できるようにしたものです。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>しかしながら、本申請で設定されることとなる D 型網終端装置や既存の IPoE 接続方式のゲートウェイルータはともに、POI より NTT 側、すなわち NGN 内部に設置されており、NTT 東西殿のユーザ約款上でもサービス範囲に定義されています。すなわち、この設備は NTT 東西殿が利用者から徴収するネットワーク利用料で管理・運用され、サービスが提供されるべきのものです。しかし今回、多くの ISP への事前の相談や確認、議論もなく、NTT 東西殿の判断によって D 型網終端装置は費用負担のみが ISP の負担に変更されました。NTT 東西殿は本申請の中で理由について「PPPoE 方式においてトラフィックの急増に対してネットワーク側において十分な対応をすることが困難な状況にある」としているものの、今回の措置はその事象に対する困難性の根拠ではなく、また本申請によってどのように解決されるのか等も含め、全く具体的な根拠が示されることがなく申請が行われています。実際、費用負担を ISP に変更することによって、「ネットワーク側において十分な対応をすることが可能になる」とは到底に考えづらく、本措置は単なる NTT 東西殿の自社ネットワークのコストの押し付けでしかないことから大きな問題です。</p> <p>(D 型は利用者約款も別のサービスとして提供すべき)</p> <p>NTT 東西は D 型 NTE について、「増設の決定権(および費用負担)を ISP に移すもの」と説明されます。それならば、費用負担が移る NTE 本体の区間について料金設定権も同時に ISP に移さなければ不公正です。</p> <p>費用負担の区間と料金設定権の区間が異なる結果、利用者にとっては利用者料金は一律、接続方法も PPPoE 方式で一律でありながら、ONU で NGN に乗った利用者が、NTE の手前で ISP に乗り入れる場合と、NTE の ISP 側インターフェースまで乗ってから ISP に乗り入れる場合が混在することもあります。</p> <p>本来、支払う料金と対応する区間を揃えることが望ましいのは、今後の接続料制度の改正や、NGN を新たな接続形態で利用する事業者が現れる可能性を想定すれば、当然といえます。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>利用する区間が違うのですから、フレッツサービスの利用者約款(利用者料金)自体を別々のものとし、ISP 事業者側から見ても最初からD 型NTE は別のサービス用として提供するようにするほうが、責任区分の問題をきれいに整理することができ、D 型の本来の趣旨を生かすことができるはずです。</p> <p>しかし既存NTE とD 型NTE が同一のサービス上に混在する状態が一度生じてしまうと、もはやこの点を整理することは不可能になります。</p> <p>D 型 NTE が正式に導入されていない今の段階でこの点をよく整理し、「サービスを受ける区间に応じた料金を支払う」ということを、利用者料金についても実現すべきです。</p> <p>【EditNet株式会社】</p> <p>ちなみに、NTT 東西殿はトラフィック増加が本申請に伴う理由としていますが、ISP ネットワークやコンテンツネットワークも同様にトラフィック増加に伴う自ネットワークのコスト負担(投資)を自らの責任で行っています。インターネットはこれまで自網を自己負担として、自らの責任でネットワーク設備やトラフィック、品質の管理を行っています。今回、NTT 東西殿がトラフィックの増加を理由にして自らがユーザに提供しているネットワークの設備投資を他社に強いることは公正な根拠がないだけでなく、ボトルネック設備を持つ者としての優越的地位の濫用であり、不当です。</p> <p>【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ／両毛インターネット、有限会社マンダラネット】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>2-1 NTE は NTT 東西殿資産の設備</p> <p>今回 NTT 東西殿から発表された D 型 NTE について、NTT 東西殿の資産である設備等の費用を全額 ISP 負担としている点については非常に大きな問題です。NTE は NGN 内部に設置され、NTT 東西殿によって管理・運用されているものです。NTE の輻輳問題は本質的に NTT 東西殿の NGN・フレッツ役務区間の問題であることから、NTT 東西殿自身によって問題を解決すべきものです。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会】</p> <p>(4) 網終端装置の費用を接続事業者が個別負担する根拠について網終端装置は、相互接続点からみて NTT 東日本・西日本側の装置であり、NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービス提供のために、役務を提供していない接続事業者が個別負担する根拠が明らかではありません。</p> <p>さらには、接続事業者に負担を求めるとする網改造料の算定に係る個別費用が不明確であることから、著しく料金設定の透明性を欠いております。事業者は料金負担の妥当性を判断できず、かつ NTT 東日本・西日本殿にはコスト削減インセンティブも発生しないことから、インターネット接続サービスのコストダウンが進まず、最終的にご利用者利益を損なう懸念があります。</p> <p>もし事業者に個別負担を求めるのであれば、相互接続点の見直しから議論されるべきであると考えます。</p> <p>【株式会社シナプス】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
既存の網終端装置メニューの提供料金に関するご意見	<p>(すでに ISP への負担付け回しが横行)</p> <p>約款変更認可プロセスの項でも触れた通り、NTT 東日本には既に「増設基準緩和メニュー」を提供しており、実際に一番使われているのは「増設基準を 2000 セッションに緩和されたメニュー」とのことです(2017 年 4 月 12 日、接続料算定研究会(第 2 回)における NTT 東西提出資料 p17,議事録 p39)。</p> <p>NTT 東西は「増設基準を緩和」と強調されますが、その際、ISP 事業者に大きな追加負担を求めるメニューであることを明確に説明されていないようです。</p> <p>このタイプは C-20 型と呼ばれ、同じ資料で「中型 NTE」と示される C 型(増設基準セッション数が「8000」とされるタイプ)と同じ機器であり、相互にメニュー変更が何度も可能ですが(形式名その他については、2018 年 1 月 23 日接続料算定研究会(第 11 回)におけるプロバイダー協会発表資料および説明による)。</p> <p>違いは C 型の増設基準セッション数が 8000 で網改造料が月額約●円であることに対して、C-20 型は増設基準が 2000 セッションに緩和される一方、網改造料が約 ●円に上がります。</p> <p>同じ機器であることから網改造料の算定根拠である機器の価格も同じです。この機器の本来のインターフェース価格(接続約款に基づき計算される網改造料)は●円のはずですが、約●倍を ISP 事業者に負担させています。この差額は、本来 NGN 網内の設備で一般収容局接続ルーティング伝送機能に計上される(NGN の利用者料金の中から負担される)ところを、ISP 事業者が網改造料で肩代わりしています。</p> <p>つまり、本来の負担区分の NTE ではすでに ISP のサービスが立ち行かなくなり、NTT 東西は本来の接続約款の規定(本来の接続料)を超え、ISP 事業者に NGN 網内の設備状況費用を肩代わりさせているのが現状なのです。これは認可約款に基づき「機能」の範囲を画定し、原価に従った接続料を設定する接続料制度(事業法 33 条 4 項 2 号ほか)の形骸化に他なりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C-20 型の提供については、インターネットトラヒックの急増への対応として、費用負担増があったとしても、網終端装置の増設のタイミングを早めたいとする接続事業者からのご要望を踏まえ、スループットの向上につながる網終端装置メニューの多様化の一環として、メニュー提供に至ったものであり、当社として、「ISPへの負担付け回し」や「ISP事業者が網改造料で肩代わり」することを意図したものではありません。</li> <li>・ 現に多数のISP事業者(18 者、2,180 台 2017 年 12 月末時点)にご利用いただいており、円滑なインターネット接続の実現に寄与しているものであり、当社としては、引き続きC-20 型を提供することは必要であるものと考えます。また、今回の新たな網終端装置メニューを新設することで、網終端装置の増設タイミングを事業者の判断で決定することができるようになることは、円滑なインターネット接続の発展につながるものと考えます。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>「増設基準を緩和したメニュー」は、本来の NTE と D 型 NTE の中間に位置するサービスですから、本件変更案の附則 2 項において「当社が別に定めるもの」の 1 つとして想定されている可能性があります。</p> <p>このまま本件約款変更が認可されれば、なし崩し的に費用負担の付け回しが行われた問題を追認することにつながります。料金収入と費用負担の区間が異なる問題が恒久化してしまい、NGN の相互接続における責任分担(費用負担)の範囲をもう一度きちんと整理する機会を逸することになります。</p> <p>本件変更認可申請を機に、総務省にはこの点に問題がなかったか、NTT 東西からも聞き取りを行い、よく検証されることを要望します。</p> <p>【EditNet株式会社】</p> <p>2-2 既に「ISP の要望」と称した費用転嫁</p> <p>NTT 東日本殿ではすでに「増設基準緩和メニュー」として、従来型 NTE の増設基準を緩和するとともに網接続料を上乗せしたメニューを提供しています。NTT 東西殿はまるで自社の企業努力のように「増設基準を緩和」と表現していますが、これは NTT 東西殿の負担を一部 ISP の網改造料に転嫁したものです。</p> <p>従来型 NTE(C 型)は増設基準が 8000 セッションで網改造料は月額 円ですが、2000 セッションに緩和したメニューは月額約●円です。これらは同じ仕様の NTE であり、設置後に相互にメニュー変更が可能です。よって、インターフェース部分の原価は最高でも●円であるにもかかわらず、網改造料として●倍の金額を ISP に負担させていると考えられます。つまり、NTT 東西殿は本来の約款の規定を超えて、NGN 網内の設備増強の費用を ISP に請求していると考えられます。「増設基準緩和メニュー」「自由に増設できるメニュー」はいずれも、NTT 東西殿の企業努力ではなく、負担を ISP に転嫁することで実現してメニューと考えられます。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>多くの ISP が NTE の輻輳に困る状況で、早急に利用者環境を改善するためには本来の費用負担区分を超えて、NGN 網内の設備増強費用を負担しているのが現状ですからこれら既存の NTE に関する費用負担が正しく行われているのか、確認が必要であると考えます。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
新たな網終端装置メニューの提供経緯・目的等に関するご意見	<p>「接続事業者の要望により増設するメニュー」とありますが、ISP事業者の団体である当協会としてこのようなメニューの増設を要望したことはありません。ただし、当協会が閲知しないところで一部の接続事業者が水面下で直接NTT東西殿に対してこのような要望を行ったことを否定するものではありません。昨年夏以来当協会はNTT東西殿とNGNの網終端装置増設問題に係る協議を行ってまいりましたが、いくつかの解決策があるなかでNTT東西殿から本件のみが今回認可申請されてきたことに対して、意外な印象とともに一部のISPからはその経緯の不透明感が問題として投げかけられています。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の新たな網終端装置メニューは、ISP事業者のご要望や「接続料の算定に関する研究会」での議論を踏まえ、インターネットトラヒックの急増に対する解決策の一つとして提供するものです。</li> <li>・当社としては、引き続き、現行メニューの増設基準の見直しや新たな網終端装置メニューの提供の実施に向けて検討していく考えです。今後も当社としては、トラヒック状況を踏まえ、ISP事業者と協力して課題解決に取り組んでいく考えです。なお、今回の新たな網終端装置メニューの事業者周知内容については、JAIPA殿に2017年10月25日に事前共有し、了解いただいているものと考えております。また、「接続料の算定に関する研究会(第8回)」(2017年10月27日実施)において、JAIPA殿から、「全額負担であることを前提に、増設基準のない網終端装置の増設が可能となったこと(中略)は評価」とのご意見をいただいております。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>接続料の算定に関する研究会第一次報告書(2017年9月)においてもNTEの増設が課題とされ(p32),この流れの中でNTT東西は,D型NTEの導入に言及し,本件認可申請を行われました.</p> <p>本件認可申請においては、「接続事業者の要望」を根拠にしていますが,この点についてNTT東西は「当社は、個別の事業者協議だけでなく、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会殿とも協議する中で、事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般『網終端装置を自由に増設できる接続メニュー』を提供することとしたものです。」(いずれも2017年12月22日に電気通信事業法施行規則改正案に関する情報通信行政・郵政行政審議会の答申書とともに公表された再意見)と説明されています.</p> <p>これについて一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会は、協会としてそのようなメニューを「要望した事実はありません」と非常に強い言葉で反論を行っています(2018年1月23日接続料算定委員会,プロバイダー協会発表資料).プロバイダー協会の主張を前提とすれば,NTT東西は事実を誇張して議論をミスリードしていることになり,非常に遺憾です.2017年4月12日の接続料算定研究会(第2回)でも,NTT東西は「(ISP事業者は)本当に重要なパートナー」と発言されていますが,同じ会議の席上で構成員からは「大事なパートナーとして認識されているのであれば、もうちょっと丁寧な対応をされるべきだと思います。」と指摘され、「我々真摯に反省して、対応していきたいと思います。」と述べられています(いずれも議事録p37).それからまだ日もたたないうちにプロバイダー協会とこのような行き違いを起こすこと自体が,NTT東西のISP軽視を如実に表しています.</p> <p>NTT東西の対応がISPに対し,ひいては輻輳問題で一番困っている消費者のことを親身に考えているかどうか,引き続き注視されるよう総務省にもお願いします.</p> <p>【EditNet株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>1-1 当協会として要望していない全額負担メニュー</p> <p>NTT 東西殿は、現在認可申請中の網終端装置(以下「NTE」といいます。)の ISP 事業者が費用の全額を負担するメニュー(以下「D 型 NTE」といいます。)について、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等のうち、第一種指定電気通信設備との接続に係る事項に対する再意見書」(2017 年 12 月 22 日公表)において、「当社は、個別の事業者協議だけでなく、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会殿とも協議する中で、事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般『網終端装置を自由に増設できる接続メニュー』を提供することとしたものです。」と述べています。</p> <p>しかしながら、当協会および多くの協会会員 ISP は消費者問題となっているトラヒック輻輳問題の解消に向けて、既存を含む NTE のトラヒックベースでの増設を一貫して要望してきており(接続料の算定に関する研究会 第 3 回および第 4 回資料参照)、当協会として「網終端装置を自由に増設できる接続メニュー(全額負担メニュー)」を要望した事実は一切ありません。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>(1) 契約約款一部改正の目的について</p> <p>NTT 東日本・西日本殿は、現在認可申請中の網終端装置(接続事業者が費用の全額を負担するメニュー。以降「D 型 NTE」といいます。)について、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等のうち、第一種指定電気通信設備との接続に係る事項に対する再意見書」(2017 年 12 月 22 日公表)において、「事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般『網終端装置を自由に増設できる接続メニュー』を提供することとしたものです。」と述べています。しかしながら弊社を含む多くの接続事業者は、インターネット接続サービスご利用者の動向やサービス品質確保の観点から、トラフィック急増による輻輳対策としては、網終端装置の増設基準をセッション数ベースからトラフィック量ベースに変更することを強く要望してきました。よってそもそも今回の接続約款一部改正は、しかしながら弊社を含む多くの接続事業者は、インターネット接続サービスご利用者の動向やサービス品質確保の観点から、トラフィック急増による輻輳対策としては、網終端装置の増設基準をセッション数ベースからトラフィック量ベースに変更することを強く要望してきました。よってそもそも今回の接続約款一部改正は、誰のために何のために行うのかについて、明らかではありません。</p> <p>【株式会社シナプス】</p> <p>(2) 契約約款一部改正の必要性について</p> <p>今回の D 型 NTE は、従来の網終端装置増設と同様に、接続事業者の要望に基づき行われます。今回の D 型 NTE の新設は単に、NTT 東日本・西日本殿の設定する増設基準の種類が増えるのみであって、接続約款一部改正必要性が明らかではありません。</p> <p>【株式会社シナプス】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
新たな網終端装置メニュー提供の周知に関するご意見	<p>1-3 告知期間・申込期間が短すぎる</p> <p>NTT 東西殿より 2017 年 10 月 30 日に発信されました D 型 NTE の接続受付の案内(メール)によると、1 次申込期間が案内の翌日である 11 月 1 日から 10 日までのわずか 10 日間とされており、多くの事業者にとって十分な検討の時間がありません。メールでアナウンスのあった翌日から 10 日間で、9年間にわたり●円以上も支出する装置を検討することは不可能です。アナウンスのあり方や、この D 型 NTE の提供の情報がすべての事業者に同じタイミングで行われたか否かも含め、公平性・透明性・適正性の観点で検証されるべきです。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会】</p> <p>また、本申請にかかる網終端装置の提供開始におけるプロセスについても問題があります。平成 29 年 10 月 30 日に提供開始の周知が発信されましたが、接続事業者、あるいは ISP 事業者団体に対する事前の説明や意見聴取がほとんどない中、突然の発表(メールによる通達)となりました。その中では、全額網終端装置の接続受付をメール発信日付の翌日にあたる 11 月 1 日から開始すると募集案内がされました。加えて該当案内による 1 次申込期間が同様に 11 月 1 日から 10 日までの 10 日間となっており、大きな投資が必要な案件であるにも関わらず、十分な検討の時間が十分にありませんでした。これらの状況をみれば、特定の事業者に予め情報を提供した上で、募集を開始したことは明らかです。このように約款認可前に新たな網終端装置の提供にむけたアナウンスや募集の開始、および募集期間の設定等の手続きについても接続の適正性・公平性・透明性の観点で大きな問題であり、総務省殿においては今般の提供が事業法上の不法行為であるかどうか検証し、今後同様のことが行われることが無いよう、十分な議論を行っていただくよう要望します。</p> <p>【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ／両毛インターネット、有限会社マンダラネット】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、2017 年 10 月頭からの JAIPA 殿との協議の場で意見交換を重ねた上、2017 年 10 月 25 日に事業者周知内容について事前に共有し了解を頂き、「接続料の算定に関する研究会(第 8 回)」(2017 年 10 月 27 日実施)において、当社より本メニューの提供を行う旨を公表し、JAIPA 殿からも同日にプレゼンテーションにて「全額負担であることを前提に、増設基準のない網終端装置の増設が可能となったこと(中略)は評価」とのご意見をいただき、このような経緯を踏まえ、2017 年 10 月 30 日に相互接続協定締結済みの全 ISP 事業者へ周知を行ったものです。</li> <li>なお、ご指摘の申込受付期間は、2018 年 4 月からの早期利用を希望される ISP 事業者に対し、物品の調達期間等を勘案し、設定したものであり、以後の申込みにおいても随時申込みを受け付け、早期提供に応えられるよう対応しております。今回のご指摘を踏まえ、今後、当社としては、ISP 事業者や接続事業者関係団体に対し、引き続き丁寧な情報提供を行っていく考えです。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
新たな網終端装置メニューの網使用料化に関するご意見	<p>(D 型は網使用料で申請すべき)</p> <p>省令の改正により、「閥門系ルータ交換機能」が接続料規則に規定され、IPoE の GWR での接続については今後、網使用料として接続料が設定されることになります。</p> <p>IPoE 方式には GWR 以外の接続方法がない一方、D 型 NTE には従来型 NTE と併用される点で違いがあるものの、施行予定の接続料規則第 4 条の表に照らせば、D 型 NTE が GWR と区別される理由が見出せません。また、総務省が示している「基本的な接続機能」の要件(「NGN の ISP 接続に関する論点等について(PPPoE と IPoE の接続関係)」総務省料金サービス課、2017 年 10 月 27 日など)への当てはめにおいても、D 型 NTE と GWR で結論が異なるとは思われません。(D 型 NTE は GWR と違って接続可能事業者数の制限もなく、GWR 以上に一般的な機能を提供できることから、なおのこと網使用料として接続料が設定されるべきではないでしょうか。)</p> <p>一度網改造料で認可されたものを後日網使用料に変更することは、費用負担の問題などを含めて面倒な論争が起こるおそれがあります(2017 年 12 月 22 日接続料算定研究会(第 10 回)VNE 各社提出資料、6 ページほか)。</p> <p>よって、D 型 NTE を導入する方向であるにしても、これは網改造料の認可申請ではなく、省令改正の公布を受けて網使用料として申請を出し直すべきと考えます。</p> <p>蛇足ですが、既存の接続事業者がある中で行われる GWR の網使用料化と異なり、約款は認可前で既存の事業者への影響も考えにくいくらい、接続料規則改正附則第 6 項(利用中止後の費用の負担)の経過措置の適用はなされない前提で網使用料を算定すべきことは、いうまでもありません。</p> <p>【EditNet株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の新たな網終端装置メニューについては、接続事業者の個別のご要望に基づき個別専的に利用される装置である以上、網改造料として接続料を設定することが適当と考えます。</li> <li>・なお、IPoE 方式におけるゲートウェイルータについては、「接続料の算定に関する研究会(第 10 回)」で述べたとおり、仮に網使用料とする場合であっても、 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 短期利用による費用負担の不公平防止の観点から、利用を中止する当該事業者が利用中止に係る費用(残価等)を支払うこと</li> <li>- 現在の費用負担範囲(料金設定権)を変更せず、接続事業者が費用を全額負担すること</li> <li>- 非効率なネットワーク構築を助長させないよう、全国平均の網使用料ではなく、POI 毎の料金とすること</li> </ul> </li> </ul> <p>が必要であると考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>(利用部門との公平性に照らしても問題)</p> <p>PPPoE 接続において、既存 NTE は本来的にインターフェース部分と本体部分に分けられ、前者は網改造料として ISP 事業者が負担し、後者は収容局ルータ等の設備と一緒に一般収容局接続ルーティング伝送機能の網使用料が設定されています。後者は接続料規則の改正により、ほぼ単体で閑門系ルータ交換機能に組み替えられることが決まっています。</p> <p>ところが、D 型 NTE の全体が網改造料として位置づけられると、NTE 本体部分は同じ機能を持つ機器でありながら、NTT 東西の利用部門がフレッツサービスを提供するために使えば網使用料になるのに対し、ISP 事業者が接続サービスを提供するために使えば網改造料になるとという問題が生じ、接続約款認可の要件である電気通信事業法が義務付ける利用部門と他事業者の公平性の担保(33 条 4 項 3 号)との関係で疑問が生じます。</p> <p>この観点からも、D 型 NTE は網使用料(閑門系ルータ交換機能)で申請を出し直すべきと考えます。</p> <p>【EditNet株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
識別子に関するご意見	<p>また、本約款認可時には、ISP 事業者に複数識別子を付与するよう規定を改定することが必須であります。現状で複数識別子を利用できる ISP 事業者と、1つの識別子しか利用できない事業者があります。この点が解消されないと、1つの識別子しか付与されていない ISP 事業者は新型 NTE と従来型 NTE で品質の異なるサービスを提供することが出来ません。このような公平性が確保されない状況で本約款が認可されると、競争環境の著しい不公正が発生することになります。</p> <p>【株式会社クロノス】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の新たな網終端装置メニューの提供に伴い、複数の識別子を利用可能とします。</li> <li>・本内容については、JAIPA殿へ 2017 年 12 月 21 日に提供を検討している旨、説明の上、2018 年 1 月 11 日に相互接続協定締結済みの全ISP事業者へ周知しました。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
自他同等性・機能分離に関するご意見	<p>(機能分離の不十分さも遠因)</p> <p>そもそも電気通信事業法は、第一種指定電気通信設備を持つ電気通信事業者に指定設備管理部門とどう利用部門の分離を求め、管理部門は自社の利用部門と接続事業者を公平に扱うことを求めています。</p> <p>管理部門に属するはずの相互接続推進部は、ISP 事業者が NTE の増設要望を出しても、「自社の負担が増えるので難しい」として応じようとしません。しかし NTE が増設になればそのコストは必ず接続会計に入り、あとは利用部門と ISP 事業者の費用負担の問題なのですから、まるで管理部門が利用部門の利益を代弁しているような状況が見受けられます。</p> <p>この問題は、NTT 東西の機能分離が必ずしも十分でないことに起因していると思われます。今回の NTE の輻輳問題およびD 型NTE の問題を機に、現在の NGN の相互接続モデルにおける責任分担・費用負担のあり方、ひいては機能分離のあり方が公正な競争を通じて利用者(消費者)のメリットを実現できているか、これらの議論を行うことの必要性を感じました。</p> <p>【EditNet株式会社】</p> <p>4-1 利用部門と管理部門の分離が不徹底</p> <p>電気通信事業法は、NTT 東西殿の管理部門が自社の利用部門や接続事業者を公平に扱うことを求めています。</p> <p>しかし管理部門の相互接続推進部は、ISP が NTE の増設要請を出しても、「自社の負担が増えるので難しい」として、増設を拒否しており、利用部門を代弁している状況です。</p> <p>NTT 東西殿の機能分離や運用状況についての検証を要望します。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備部門とそれ以外の部門との間のファイアウォールの確保については、禁止行為規定遵守措置等報告書を総務省に毎年度報告し、総務省において確認の上、公表されています。</li> <li>また、網終端装置の増設について、当社指定設備管理部門が指定設備利用部門を優遇しているということはありません。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
光コラボ、フレッツの接続メニュー化に関するご意見	<p>4-2 フレッツの接続化を検討すべき</p> <p>今回の NTE の輻輳問題および D 型 NTE の問題を機に、現在の NGN の相互接続モデルにおける責任分担・費用分担のあり方、ひいては機能分離のあり方も含め、公正な競争を通じて利用者(消費者)のメリットを十分実現できているか検証すべきです。</p> <p>NTE 本体の費用負担が NTT 東西殿(利用部門)から ISP に移動するにもかかわらず、ユーザの役務区間も変わらないため利用者が負担している NTE に相当する費用が ISP からも NTT に対して支払われます。これは、費用を二重取りしていることに他ならず、そのまま NTT 東西の利益になります。このようないびつなサービス構造を是正するめにも、現在卸サービスで実現している光サービスと同様の接続メニューを整備し、公正競争を実現すべきです。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会】</p> <p>(光コラボレーションモデルの接続化も検討すべき)</p> <p>このまま D 型が導入されると、フレッツサービス(および光コラボレーションモデル)の料金設定権は引き続き NTT 東西が持つため、利用者が利用しなくなる NTE 部分の費用がそのまま利用部門の収益となるという、不当な結果になります。</p> <p>仮に前項の方法で利用者約款が分けられたとしても、現行の卸サービスでは提供原価と卸料金の関係が透明ではないため、既存 NTE 利用と D 型 NTE 利用の ISP の間で公正な競争にならない可能性があります。</p> <p>この問題を解決する手段として、この際フレッツサービスにも利用区間(既存 NTE の ISP 接続用または D 型 NTE の ISP 接続用)に合わせた網使用料(利用者 1 人当たりの網使用料)が設定され、ISP 事業者が再販でなく接続によりフレッツと ISP を一本で料金設定権を持つようにすることも検討されるべきです。【EditNet株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮に「フレッツの接続化」が実現したとしても、「NTE の輻輳問題」といった課題の解決につながらないと考えます。</li> <li>・ 「フレッツの接続化」が過去に検討された光ファイバの分岐単位接続料※と同様のご要望であるならば、以下の観点から実施すべきでないと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 投資リスクを負いながら事業展開する当社や他の設備構築事業者にとって、投資リスクを負わないだけでなくユーザを獲得するリスクさえ軽減されるアンバンドル機能利用事業者との間で負担のバランスを欠くことになり、設備構築事業者の投資インセンティブを著しく削ぐことになること</li> <li>－ 当社光サービスにおいて、相互接続通信とはならない網内折り返し通信が利用されていること</li> <li>－ 当社光サービスでは、特定の ISP 事業者向けに接続先を限定できること</li> </ul> </li> </ul> <p>※情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成 20 年 3 月 27 日)における「Bフレッツに係る機能を接続料化する案」</p>

区分	他事業者意見	当社意見
網終端装置メニューの運用に関するご意見	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存設備も含め、同一事業者内の網終端装置をビル間で移動できるようにする等の有効活用も検討すべきである。</li> </ul> <p>【アルテリア・ネットワークス株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一事業者における網終端装置のビル間移動については、具体的なご要望をいただいた際には、装置の取り外しや移送費用等のご負担を前提に、実現性を含め検討していく考えです。</li> </ul>